

SMBCファンドラップ・シリーズ

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

追加型投信／国内／株式

SMBCファンドラップ・日本グロース株

追加型投信／国内／株式

SMBCファンドラップ・日本中小型株

追加型投信／国内／株式

SMBCファンドラップ・米国株

追加型投信／海外／株式

SMBCファンドラップ・欧州株

追加型投信／海外／株式

SMBCファンドラップ・新興国株

追加型投信／海外／株式

SMBCファンドラップ・日本債

追加型投信／国内／債券

SMBCファンドラップ・米国債

追加型投信／海外／債券

SMBCファンドラップ・欧州債

追加型投信／海外／債券

SMBCファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券

SMBCファンドラップ・J-REIT

追加型投信／国内／不動産投信

SMBCファンドラップ・G-REIT

追加型投信／海外／不動産投信

SMBCファンドラップ・コモディティ

追加型投信／内外／その他資産(商品)

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

追加型投信／内外／資産複合／特殊型(絶対収益追求型)

SMBC ファンドラップ・J-REIT は特化型運用を行います。

S M B C ファンドラップ・シリーズの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月22日に関東財務局長に提出しており、2025年12月23日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株
SMB Cファンドラップ・日本グロース株
SMB Cファンドラップ・日本中小型株
SMB Cファンドラップ・米国株
SMB Cファンドラップ・欧州株
SMB Cファンドラップ・新興国株
SMB Cファンドラップ・日本債
SMB Cファンドラップ・米国債
SMB Cファンドラップ・欧州債
SMB Cファンドラップ・新興国債
SMB Cファンドラップ・J-REIT
SMB Cファンドラップ・G-REIT
SMB Cファンドラップ・コモディティ
SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド

以下、上記ファンドを総称して、「SMB Cファンドラップ・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株：	FW日本バリュー株
SMB Cファンドラップ・日本グロース株：	FW日本グロース株
SMB Cファンドラップ・日本中小型株：	FW日本中小型株
SMB Cファンドラップ・米国株：	FW米国株
SMB Cファンドラップ・欧州株：	FW欧州株
SMB Cファンドラップ・新興国株：	FW新興国株
SMB Cファンドラップ・日本債：	FW日本債
SMB Cファンドラップ・米国債：	FW米国債
SMB Cファンドラップ・欧州債：	FW欧州債
SMB Cファンドラップ・新興国債：	FW新興国債
SMB Cファンドラップ・J-REIT：	FWJ-REIT
SMB Cファンドラップ・G-REIT：	FWG-REIT
SMB Cファンドラップ・コモディティ：	FWコモディティ
SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド：	FWヘッジファンド

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ファンド名	発行（売出）価額の総額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWJ-REIT FWG-REIT FWコモディティ FWヘッジファンド	各ファンド2兆5,000億円を上限とします。
FW日本債	5兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	発行（売出）価格
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債 FWJ-REIT FWヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
FW日本バリュース株	FW日バ	FW米国債	FW米債
FW日本グロース株	FW日グ	FW欧州債	FW欧債
FW日本中小型株	FW中小	FW新興国債	FW興債
FW米国株	FW米株	FWJ-REIT	FWJR
FW欧州株	FW欧株	FWG-REIT	FWGR
FW新興国株	FW興株	FWコモディティ	FWコモ
FW日本債	FW日債	FWヘッジファンド	FWHF

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年12月23日から2026年12月22日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
FW日本バリュース株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数

FWJ-REIT FWヘッジファンド	
FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日または取得申込日の翌営業日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

ファンド名	お申込不可日
FW日本バリュー株	ありません。
FW日本グロース株	ありません。
FW日本中小型株	ありません。
FW米国株	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
FW欧州株	・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国株	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・12月24日
FW日本債	ありません。
FW米国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日

	・ニューヨークの銀行の休業日 ・その他米国債券市場の休業日
FW欧州債	・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日
FWJ-REIT	ありません。
FWG-REIT	・ニューヨーク証券取引所の休業日
FWコモディティ	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日
FWヘッジファンド	ありません。

※お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、お申込不可日の変更される場合は委託会社のホームページ (<https://www.smd-am.co.jp>) に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは、SMB Cファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任口座を開設した方に限るものとします。

※商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、以下のとおりとします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、以下の限度額を変更することができます。

ファンド名	信託金の限度額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWJ-REIT FWG-REIT FWコモディティ FWヘッジファンド	各ファンド5,000億円
FW日本債	1兆円

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

SMBCファンドラップ・日本グロース株

SMBCファンドラップ・日本中小型株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追加型		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・米国株

SMBCファンドラップ・欧州株

SMBCファンドラップ・新興国株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追加型		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・日本債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
		債 券
		不動産投信
		その他資産 ()
追加型	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・米国債

SMBCファンドラップ・欧州債

SMBCファンドラップ・新興国債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
		債 券
		不動産投信
		その他資産 ()
追加型	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMB Cファンドラップ^o・J-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
	追加型	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMB Cファンドラップ^o・G-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・コモディティ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型	内 外	その他資産 (商品)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型	内 外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

SMBCファンドラップ・日本グロース株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株			
	年4回	北米	
債券			
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回	オセアニア	
クレジット属性	(毎月)		
()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	その他	アフリカ	
	()		
その他資産		中近東	
(投資信託証券		(中東)	
(株式 一般))			
資産複合		エマージング	
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・日本中小型株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・米国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・欧州株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・新興国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMB Cファンドラップ・日本債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・米国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・欧州債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・新興国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMB Cファンドラップ・J-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・G-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まず)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・コモディティ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・フ ァンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
	年2回	日本			ブル・ベア型
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			条件付運用型
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	絶対収益追求型
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ			
資産複合 ()		中近東 (中東)			その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2007 年 2 月 20 日 信託契約締結
- 2007 年 2 月 20 日 当ファンドの設定・運用開始
- 2018 年 4 月 18 日 SMBC ファンドラップ・G-REIT の投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更
- 2019 年 4 月 1 日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

2020年6月24日 SMB Cファンドラップ・日本バリュー株およびSMB Cファンドラップ・J-REITの投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更
 2020年12月26日 SMB Cファンドラップ・米国株の運用指図に関する権限の委託を解除

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

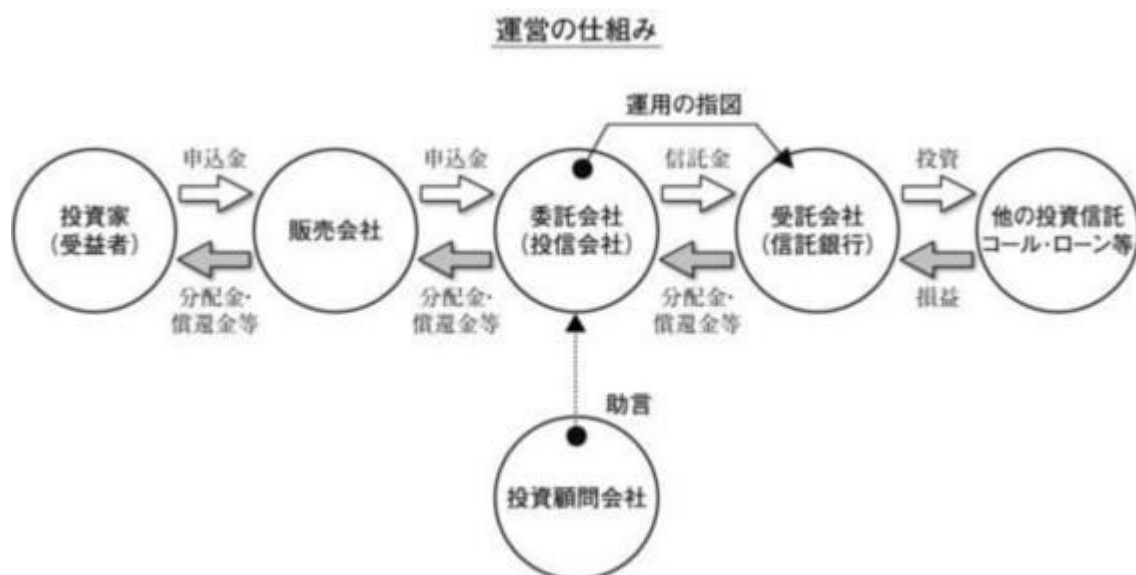
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社

投資対象とする指定投資信託証券の選定、追加または入替えに関する助言等を行います。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年9月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

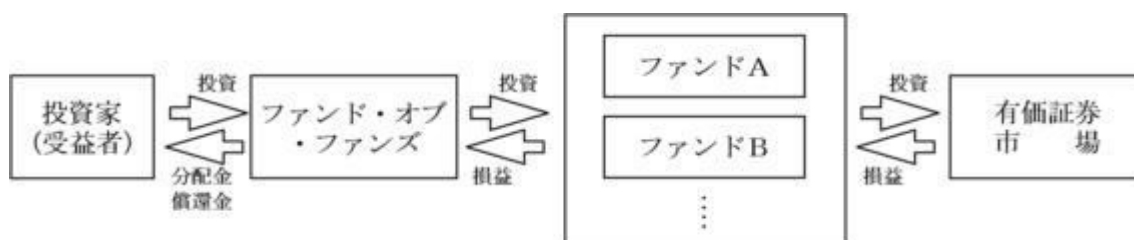
(2025年9月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

(1)【投資方針】

SMB Cファンドラップ・シリーズは、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMB Cファンドラップ専用ファンドです。

各ファンドの運用の基本方針等

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。

ファンド名	投資方針
FW日本バリュー株	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW日本グロース株	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW日本中小型株	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW米国株	・投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW欧州株	・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW新興国株	・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。

	・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW日本債	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW米国債	・投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW欧州債	・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW新興国債	・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FWJ-REIT	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券（J-REIT）へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、J-REIT を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 当ファンドは特化型運用を行います。 特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が 10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。 当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券（J-REIT）には、寄与度が 10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
FWG-REIT	・投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券（REIT）へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、世界各国の REIT を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。

	・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FWコモディティ	・投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FWヘッジファンド	・投資信託証券を主要投資対象とします。 ・投資する投資信託証券は、絶対収益*の獲得を目指して運用を行うものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

*「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。

※各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

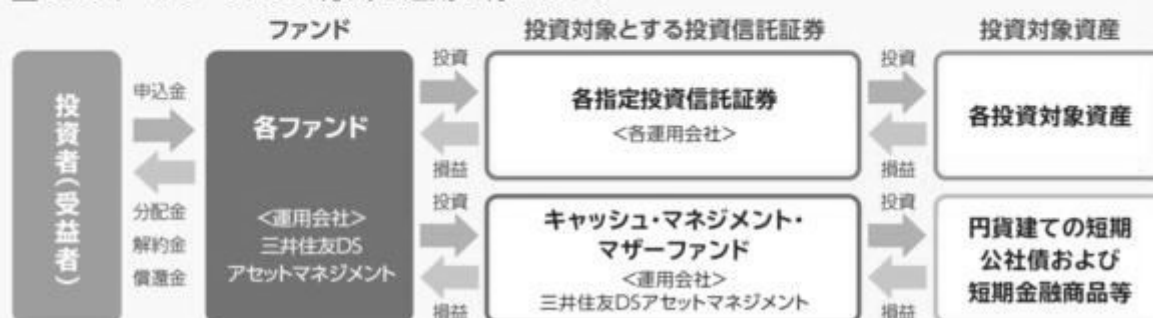
ファンドの特色

「SMBCファンドラップ・シリーズ」は、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。

SMBCファンドラップ・シリーズ	投資対象
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	国内株式
SMBCファンドラップ・日本グロース株	
SMBCファンドラップ・日本中小型株	
SMBCファンドラップ・米国株	外国株式
SMBCファンドラップ・欧州株	
SMBCファンドラップ・新興国株	
SMBCファンドラップ・日本債	国内債券
SMBCファンドラップ・米国債	外国債券
SMBCファンドラップ・欧州債	
SMBCファンドラップ・新興国債	
SMBCファンドラップ・J-REIT	REIT
SMBCファンドラップ・G-REIT	
SMBCファンドラップ・コモディティ	コモディティ
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	ヘッジファンド

ファンドのしくみ

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。

※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産
FW日本バリュー株	SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	日本の株式
FW本格ブロード株*	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
	GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	
FW日本中小型株	FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス (適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	
	アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	
	SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	SBIアセットマネジメント株式会社	
FW米国株*1	ティール・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)	ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	米国の株式
	ティール・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)	ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	
	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	
	フランクリン・テンブルトン・米国大型バリュー株 ファンド(適格機関投資家専用)	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社	
FW欧州株	MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド (適格機関投資家専用)	MFSインベストメント・マネジメント株式会社	欧州の株式
FW新興国株	Amundiファンズ・エマージング・マーケット・ エクイティ・フォーカス(I120 USD クラス)	アムンディ・アセットマネジメント	新興国の株式
FW日本債	三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	日本の公社債
FW米国債	ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	ブラックロック・ジャパン株式会社	米国通貨建ての公社債
FW欧州債	ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	欧州通貨建ての公社債
FW新興国債*1	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)	ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント株式会社	新興国の公社債
	ビムコパミュダトラストⅡ・ビムコエマージング ボンドインカムファンドクラスS	パンフィック・インベストメント・マネジメント・ カンパニー・エルエルシー(PIMCO)	
FWJ-REIT	SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	日本の不動産投資 信託証券(J-REIT)
FWG-REIT	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	世界各国の不動産投資 信託証券(REIT)
FWコモディティ	パインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社	商品指数連動債
FWヘッジファンド	SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	SOMPOアセットマネジメント株式会社	日本の株式等
	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
	SMDAM/FOFs用日本ブロード株MN (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	

※各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。

※指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社*2からの助言を受けます。

*1 2025年12月23日付で指定投資信託証券に変更があります。詳細は後掲の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

*2 SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社は、委託会社の親会社である三井住友フィナンシャルグループの子会社(100%出資)であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言にかかる報酬を受領します。

各ファンドの運用の基本方針等

- 指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBGグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。

▶ 国内株式

FW日本バリュー株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

FW日本グロース株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

FW日本中小型株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

▶ 外国株式

FW米国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶ 国内債券

FW日本債

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

▶ 外国債券

FW米国債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶ 国内リート

FWJ-REIT

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

▶ 外国リート

FWG-REIT

- 投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券(REIT)へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶その他資産

FWコモディティ

- 投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶その他資産

FWヘッジファンド

- 投資信託証券を主要投資対象とします。
- 投資する投資信託証券は、絶対収益*の獲得を目指して運用を行うものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

*「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。

※各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

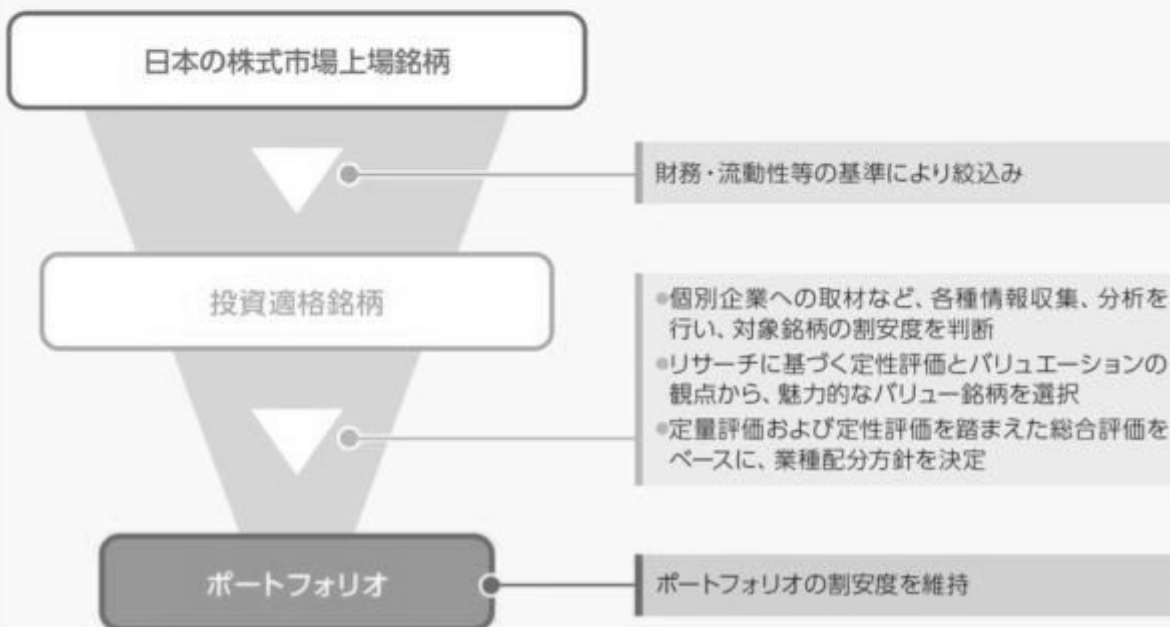
各指定投資信託証券は、各委託会社等の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になることがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加される場合または入替・繰上償還等により除外される場合があります。

以下は、2025年12月23日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶FW日本バリュー株

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●国内株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。 ●TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して 2,000億円未満の部分 年0.495%(税抜き0.45%) 2,000億円以上の部分 年0.462%(税抜き0.42%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕



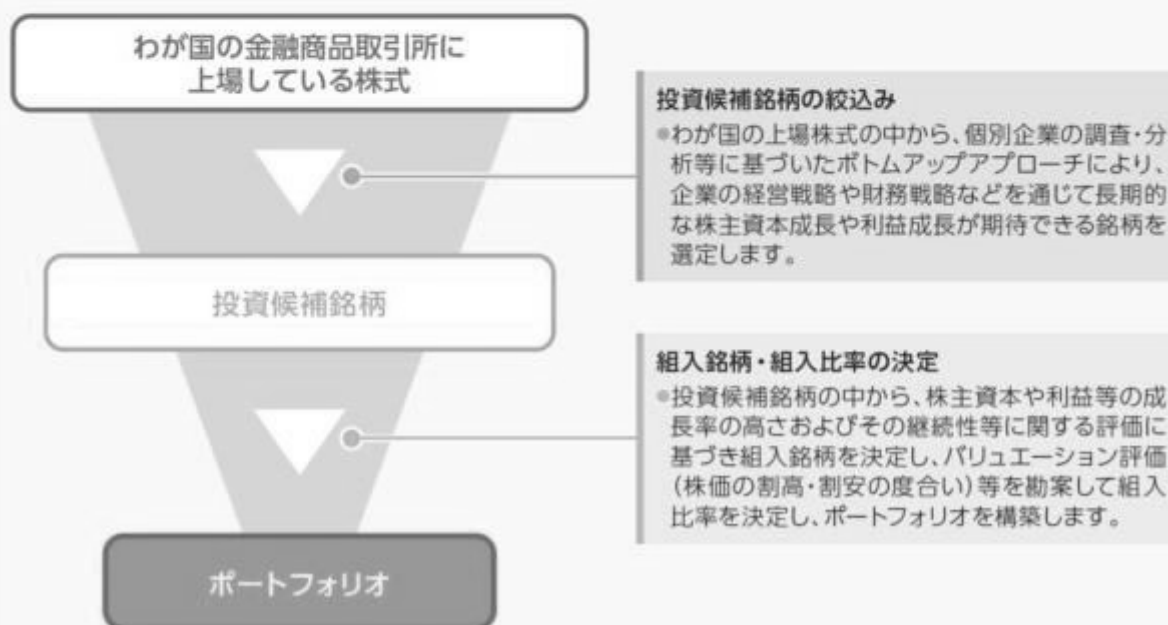
※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶FW日本グロース株

※FW日本グロース株は、指定投資信託証券の入替のため、2025年12月23日付で指定投資信託証券に「GIM ジャパンマイスターFⅡ（適格機関投資家専用）」（2026年1月設定予定）および「FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス（適格機関投資家専用）」（2026年1月設定予定）を追加し、入替え完了後に指定投資信託証券から「ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）」を削除する予定です。

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.5885%（税抜き0.535%） ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

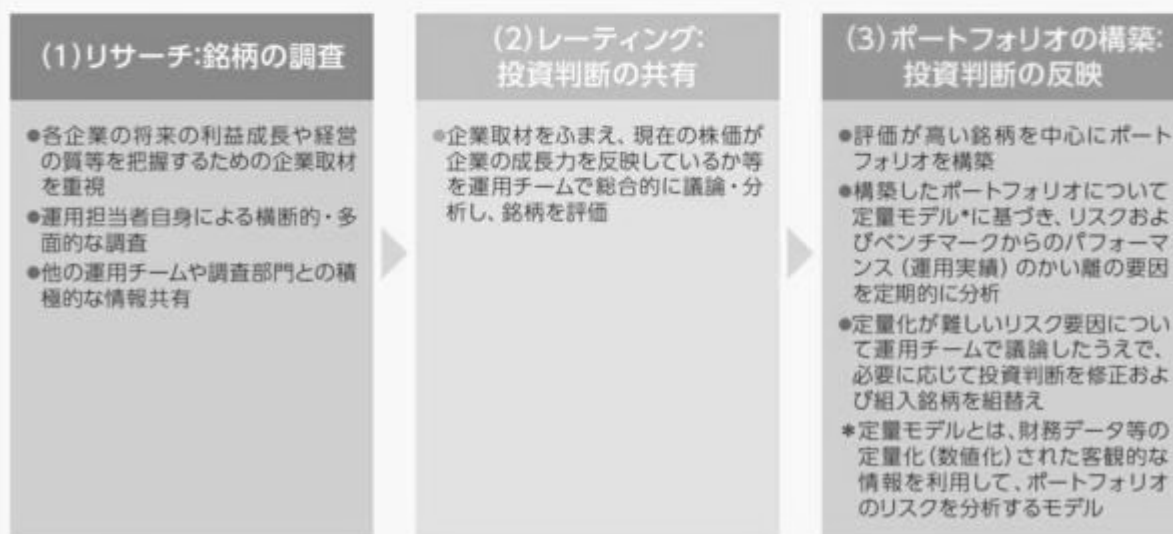


※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	● GIMジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)への投資を通じて、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。 ● 日本の株式(全上場銘柄)の中から、時価総額にこだわらず、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に選定して投資します。 ● TOPIX(配当込み)をベンチマークとしています。 ● 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えない場合があります。
信託報酬等	純資産総額に対して 300億円以下の部分 年0.528%(税抜き0.48%) 300億円超500億円以下の部分 年0.473%(税抜き0.43%) 500億円超1,000億円以下の部分 年0.418%(税抜き0.38%) 1,000億円超の部分 年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

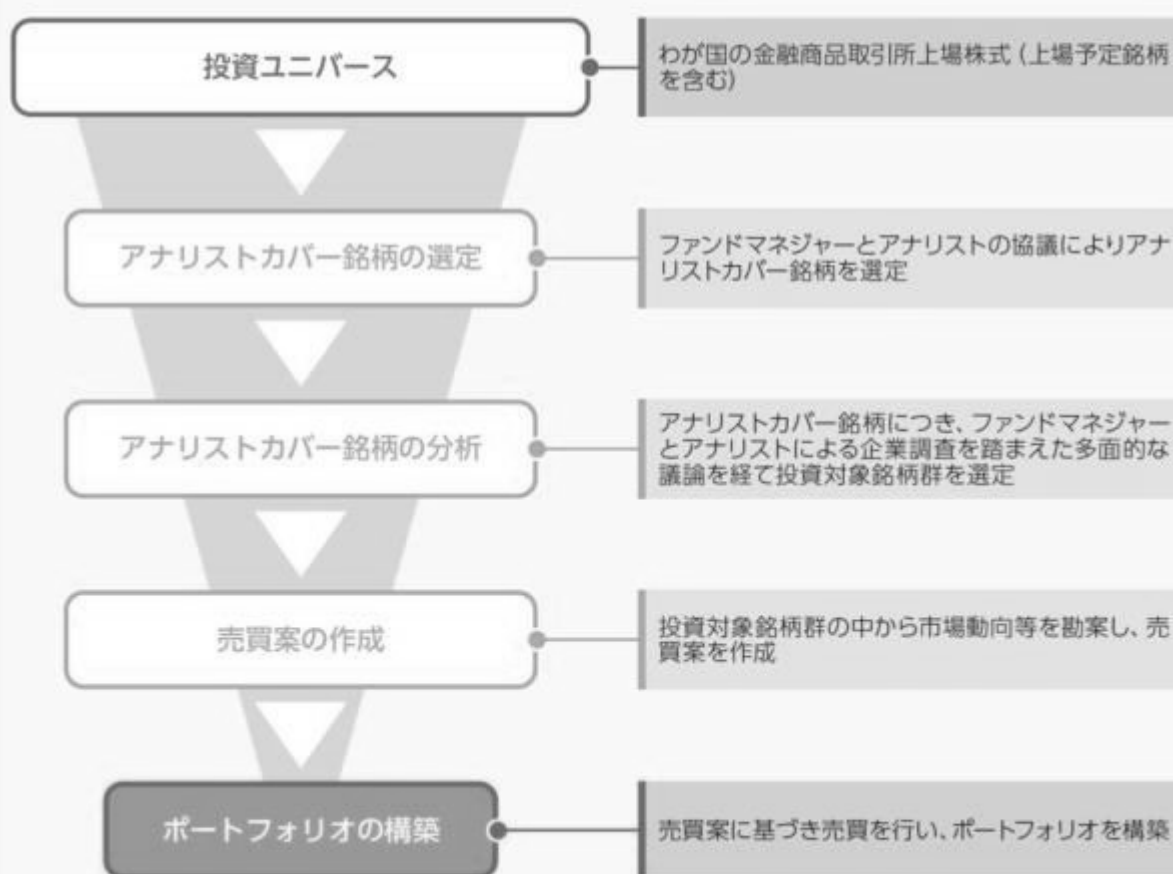


※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	● マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資します。 ● 個別企業分析に市場動向分析を積極的に付加し、投資銘柄を厳選することにより、ベンチマークであるTOPIX(東証株価指数)(配当込み)に対する超過リターンを目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%(税抜き0.48%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕



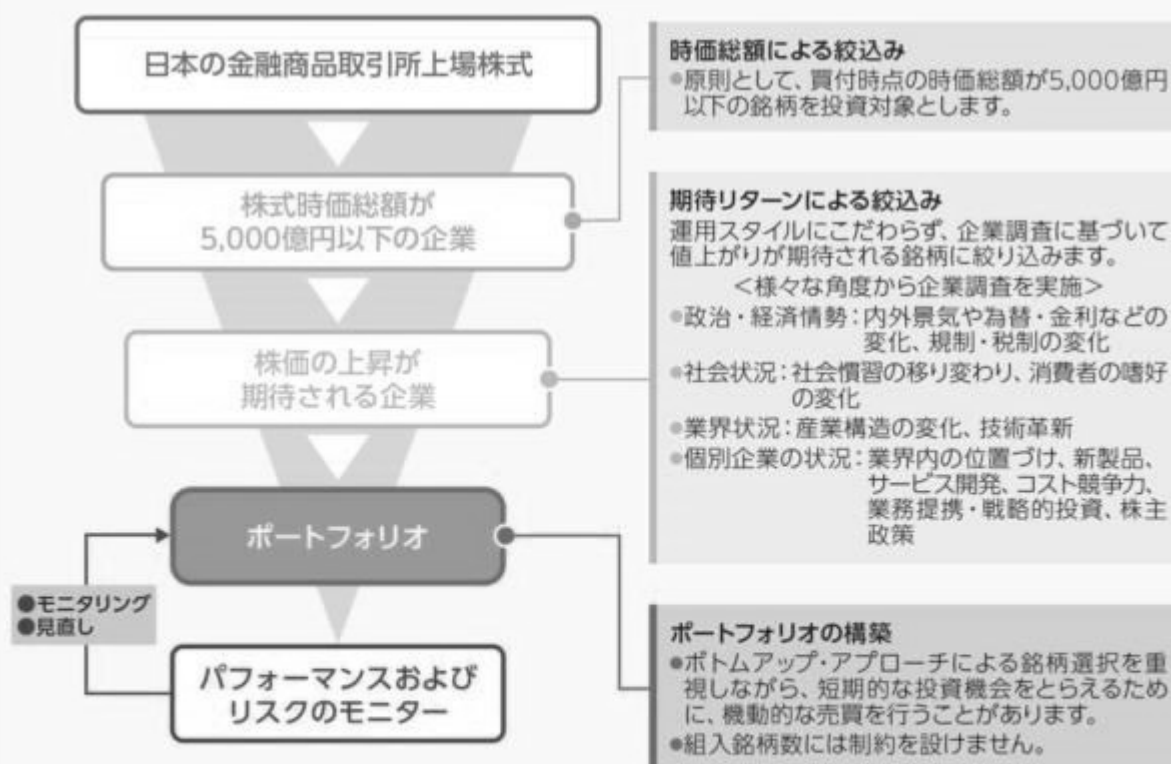
※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW日本中小型株

指定投資信託証券	アモーヴァ／FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.649%(税抜き0.59%) ※上記のほか、運用報告書等の作成・交付にかかる費用、計理等の業務にかかる費用等として純資産総額に対して年0.1%(税込み)を上限とする額およびその他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	SBI／FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	● 中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中小型株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ● マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社*より投資助言を受けます。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
投資助言会社	エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社*
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

*2026年1月1日付で、合併に伴い「UBPインベストメンツ株式会社」へ社名変更される予定です。助言銘柄選定プロセスや運用助言チーム体制に変更はありません。(以下同じです。)

〔 助言銘柄選定プロセス 〕

□投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) SBIアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW米国株

※FW米国株は、指定投資信託証券の入替えのため、2025年12月23日付で指定投資信託証券に「フランクリン・テンプレート・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)」「(2026年1月設定予定)」を追加し、入替え完了後に指定投資信託証券から「ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)」を削除する予定です。

指定投資信託証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●ティー・ロウ・プライス 米国大型バリュー株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式の中で、過去の株価水準や企業の本質的価値に比べて、相対的に割安であると判断される大型株式を中心に投資を行います。 ●マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。 ●実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.638%(税抜き0.58%) ※上記のほか、計理業務等にかかる費用、監査費用等として純資産総額に対して年0.11%(税抜き0.10%)を上限とする額およびその他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

(注)2025年6月末現在

〔運用プロセス〕

□マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの他4社が行います。

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
●米国のあらゆる規模の企業(時価総額90億米ドル以上が目安) ●収益および配当見通し等でミスマッチが見られるバリュエーションが魅力的な銘柄	●アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 ●株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える	●絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 ●意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ●ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理 等	●バリュエーション格差の縮小 ●企業ファンダメンタルズ評価の大幅な変化 ●財務の健全性が悪化 等

※上記の運用プロセスは2025年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

(出所)ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	ティー・ロウ・プライス／FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。 ●マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。 ●実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.638%(税抜き0.58%) ※上記のほか、計理業務等にかかる費用、監査費用等として純資産総額に対して年0.11%(税抜き0.10%)を上限とする額およびその他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

(注)2025年6月末現在

[運用プロセス]

□マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの他4社が行います。

ユニバースの定義	ファンダメンタル・リサーチ&分析	ポートフォリオ構築	売却基準
●米国のあらゆる規模の企業(時価総額80億米ドル以上が目安) ●成長力のある分野で事業展開する企業で堅調な売上成長、持続可能な成長が期待できる銘柄	●アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、バリュエーションを評価 ●株式レーティングと地域別セクター別ミーティングを通して推奨する行動を伝える	●絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築 ●意図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す ●ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理 等	●アナリストによるダウングレード ●予期せぬファンダメンタルズの悪化 ●他のより良い投資アイデアへの乗り換え(“ベター・アイデア”) ●バリュエーション ●経営陣の質の低下 等

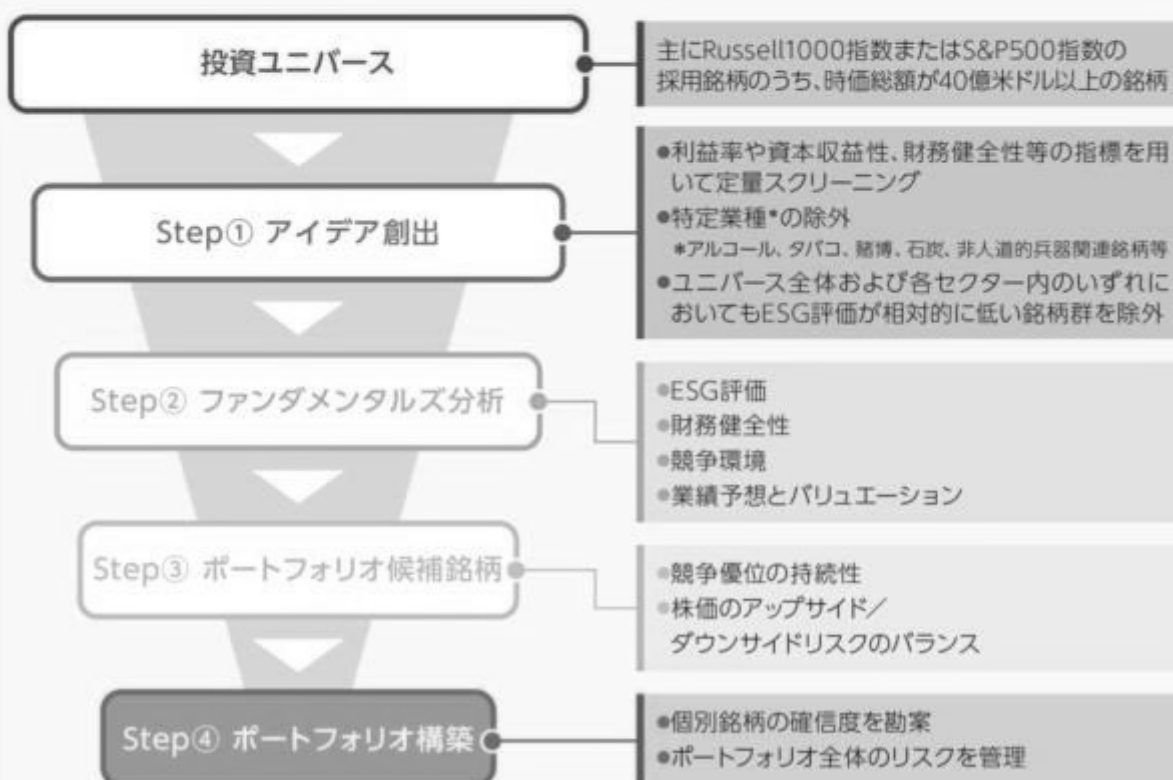
※上記の運用プロセスは2025年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

(出所)ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式に投資をすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ●ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%(税抜き0.48%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

□マザーファンドの実質的な運用は、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクが行います。



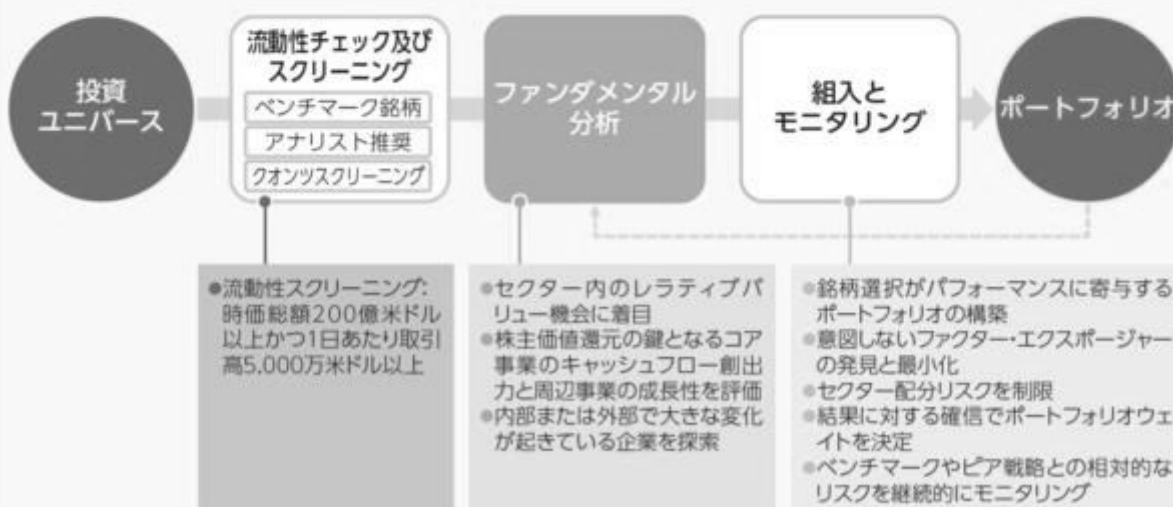
※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アムンディ・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している大型株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。 ●投資にあたっては、多面的なバリュー投資アプローチを採用し、ファンダメンタル分析と定量分析ツールを組み合わせることで、複数のアルファの源泉を追求します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、米ドル建て以外の実質組入資産については、当該資産が実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行うことを基本とします。 ●マザーファンドの運用の指図に関する権限をザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーに委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して 1,000億円未満の部分 年0.528%(税抜き0.48%) 1,000億円以上1,500億円未満の部分 年0.506%(税抜き0.46%) 1,500億円以上の部分 年0.473%(税抜き0.43%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

■マザーファンドの実質的な運用は、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーが行います。



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

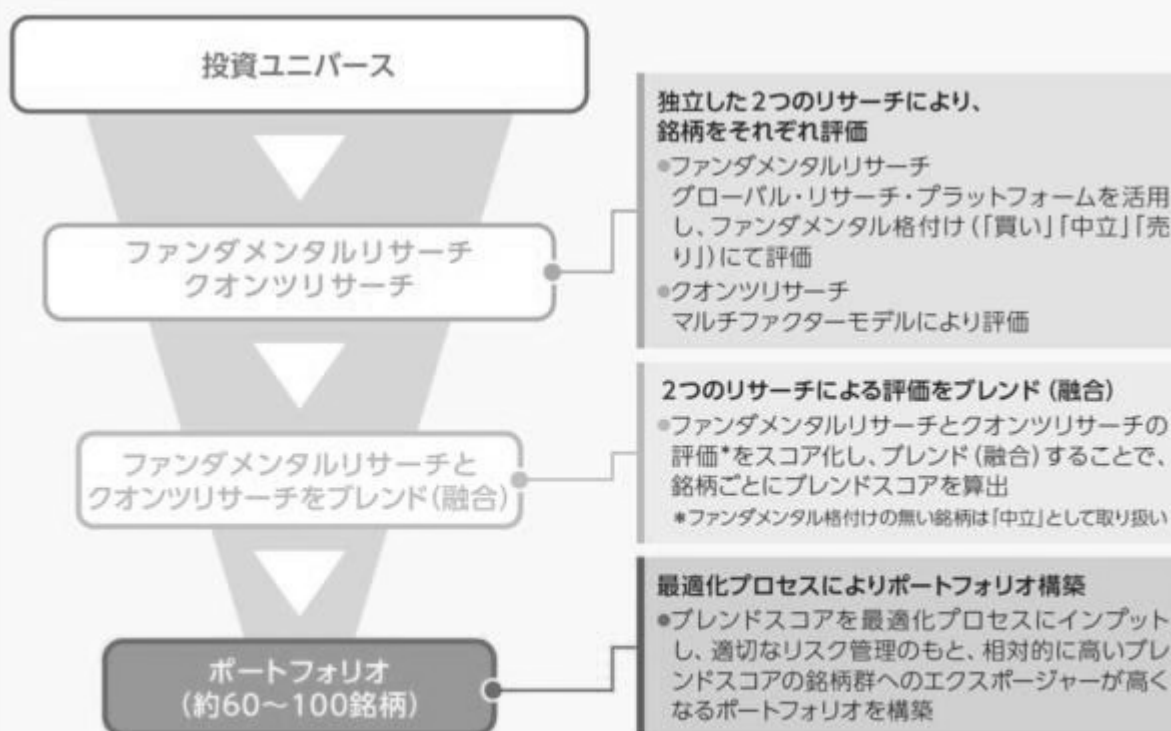
(出所)フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ FW欧州株

指定投資信託証券	MFS／FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●MFSブレンド・リサーチ欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンドでは、ファンダメンタルとクオンツ両面からの分析を融合し、クオリティが高くかつ割安な銘柄を厳選し、リスクを抑制しながら安定したリターンの獲得を目指します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

□マザーファンドの実質的な運用は、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが行います。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)MFSインベストメント・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW新興国株

指定投資信託証券	Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス(I20 USD クラス)
形 態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標とした運用を行います。
運用管理費用等	純資産総額に対して年0.50% ※ルクセンブルク年次税(年0.01%)が含まれています。また、上記のほか、保管費用などが かかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
信託財産留保額	ありません。
管 理 会 社	アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ
投 資 顧 問 会 社	アムンディ・アセットマネジメント
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

- ❑当ファンドの運用プロセスは、主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤としています。
- ❑当ファンドの組入対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の上場企業が中心となります。
- ❑収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにおける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプローチに組み込まれています。
- ❑アムンディ独自のESGスコアにつき、ポートフォリオのスコアがベンチマーク(MSCIエマージング・マーケット・インデックス)のスコアより高くなるよう運用します。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アムンディの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ FW日本債

指定投資信託証券	三井住友／FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●主として国内債券マザーファンド(B号)受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●中長期的にNOMURA-BPI(総合)(ベンチマーク)を上回る投資成果を目指して運用を行います。 ●運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.1815%(税抜き0.165%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]



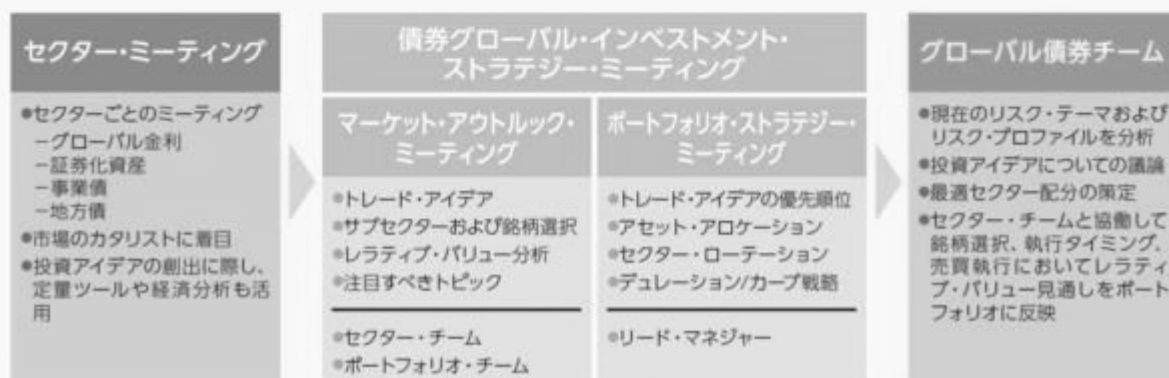
※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶FW米国債

指定投資信託証券	ブラックロック／FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債(国債、政府機関債、社債、MBS、CMBS、ABS等)に投資します。 ●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ●ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

□マザーファンドの実質的な運用は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが行います。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

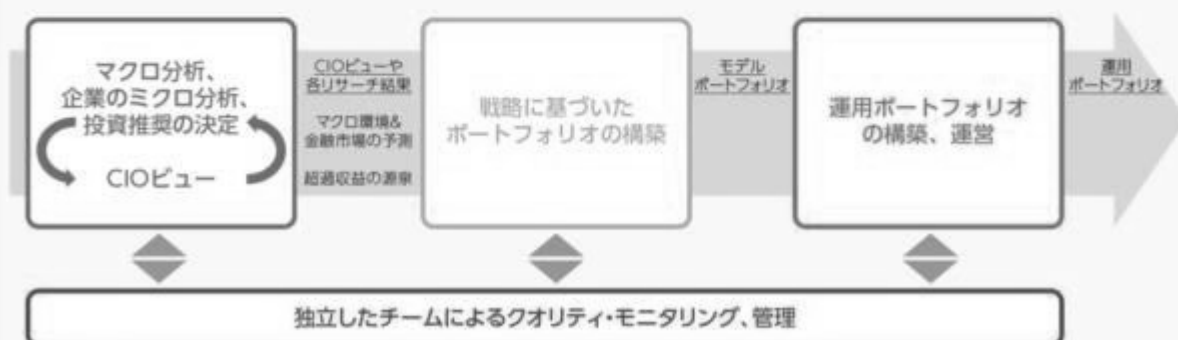
(出所) ブラックロック・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ FW欧州債

指定投資信託証券	ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州通貨建て発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ●マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbHに委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.418%(税抜き0.38%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	DWSインターナショナルGmbH
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

□マザーファンドの実質的な運用は、DWSインターナショナルGmbHが行います。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

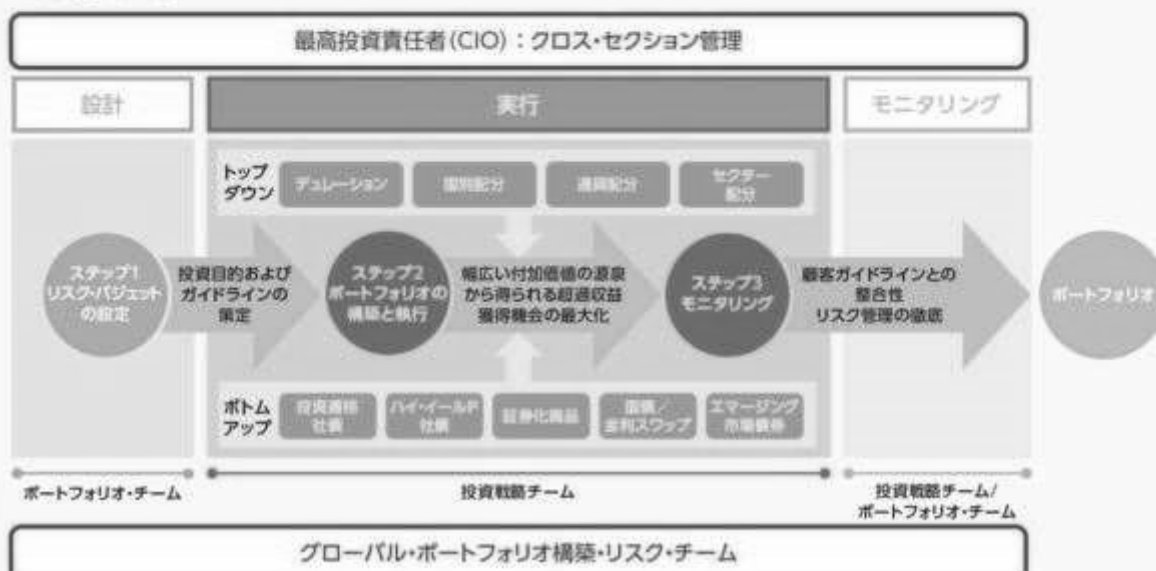
▶FW新興国債

※FW新興国債は、指定投資信託証券の入替えのため、2025年12月23日付で指定投資信託証券に「ビムコバミューダ トラストⅡ - ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS」を追加し、入替え完了後に指定投資信託証券から「FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)」を削除する予定です。

指定投資信託証券	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●主として新成長国債券マザーファンド受益証券を通じて、主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。 ●マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行います。米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。 ●実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。 ●ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用の指図に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.616%(税抜き0.56%) ※上記のほか、監査費用等として純資産総額に対して年0.05%を上限とする額およびその他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

□マザーファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの他2社が行います。



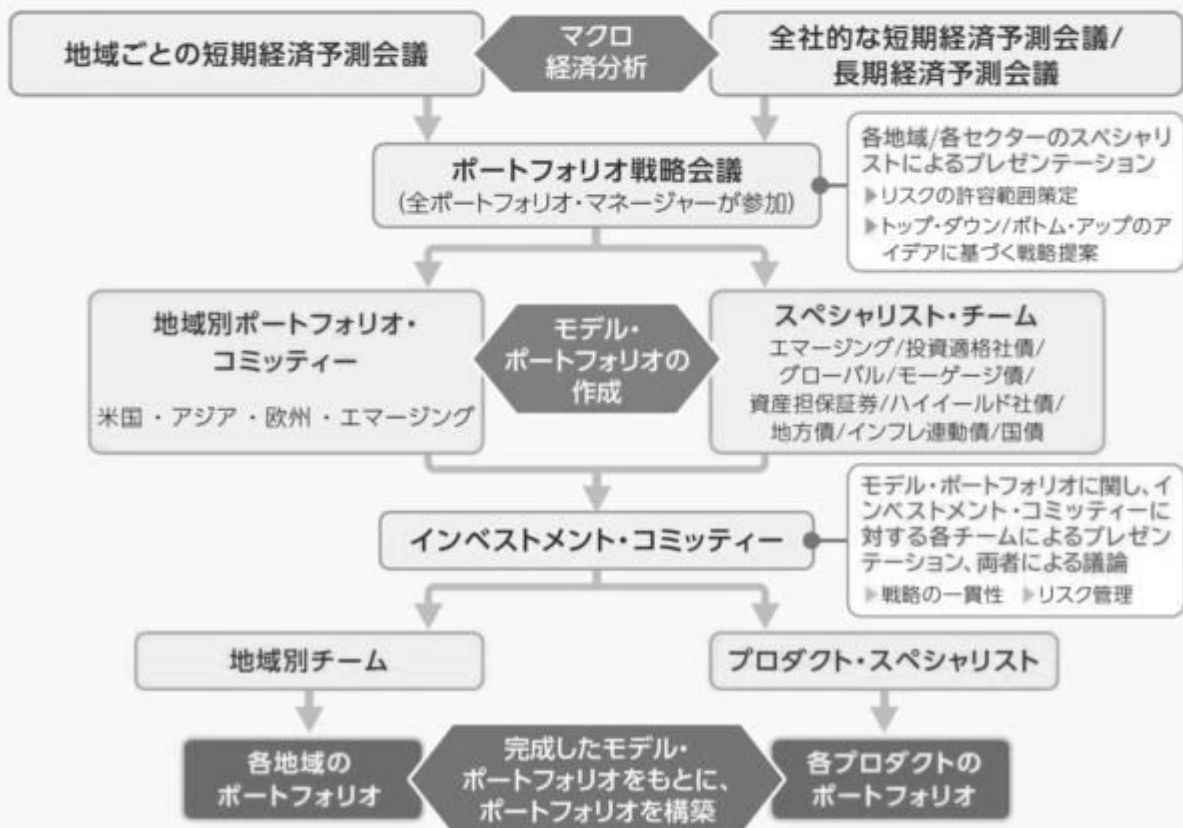
※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。上記の運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。

(出所) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	ピムコ パミュダ trusts II - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS
形 態	パミュダ籍契約型投資信託(円建て)
運用の基本方針	●ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M) への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象として、分散投資を行います。 ●JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。 ●原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
運用管理費用等	運用管理費用 年0.55%程度 ※上記のほか、ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。また、これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用プロセス〕

■投資対象とする外国投資信託の運用は、エマージング債券運用チームが担当します。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ピムコジャパンリミテッドの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

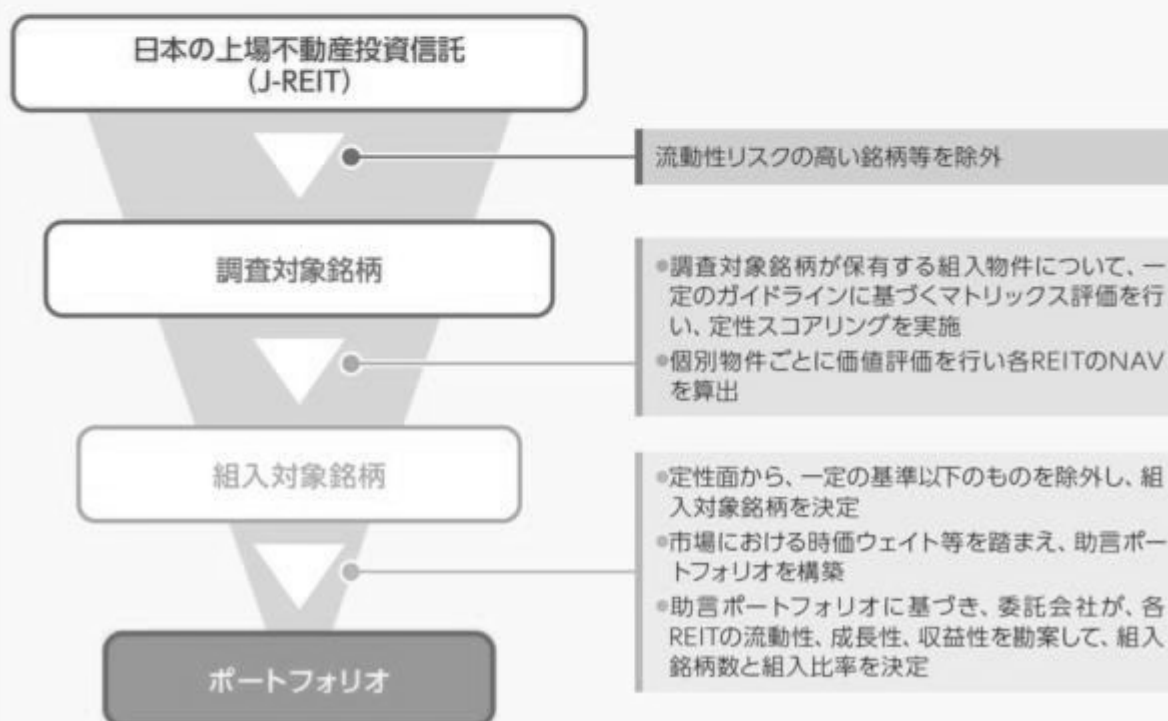
▶ FWJ-REIT

当ファンドは特化型運用を行います。

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	● J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券を投資対象とします。 ● 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ● マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資助言会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔運用戦略・運用プロセス〕

- マザーファンドの運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメントより投資助言を受けます。同社は、三井住友信託銀行の不動産事業が有する各REITの保有個別物件の調査・分析情報、三井住友トラスト基礎研究所が有するREIT運用会社の調査・分析情報など、グループ内の不動産関連情報を最大限に活用します。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

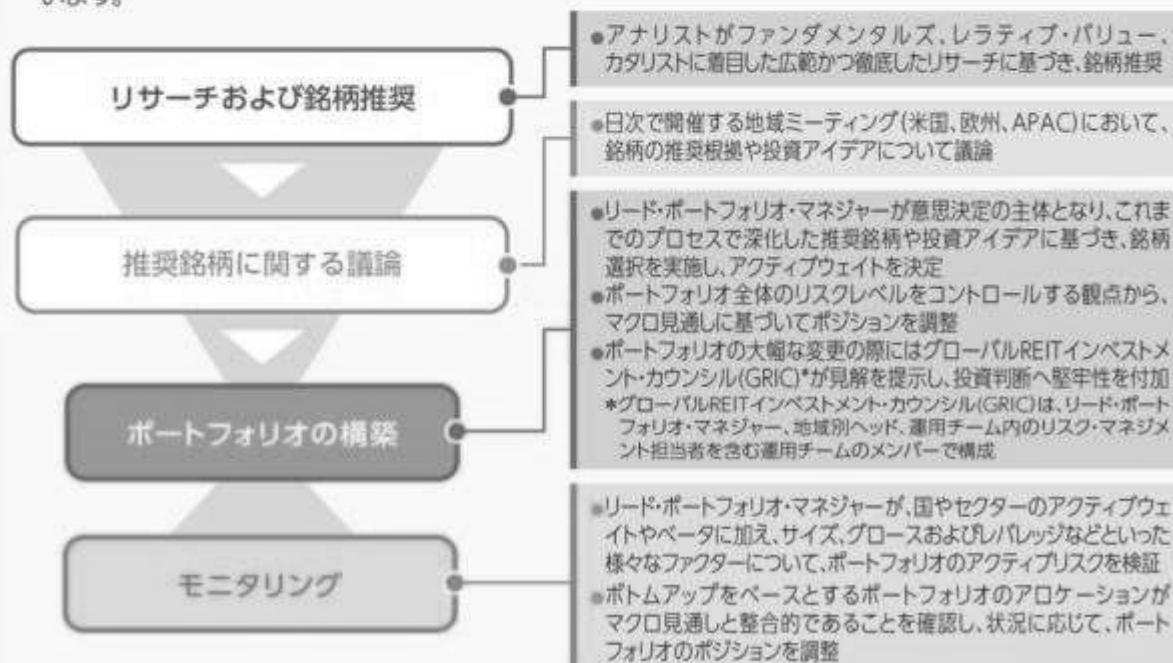
(出所) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ FWG-REIT

指定投資信託証券	大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)						
形態	国内籍投資信託						
運用の基本方針	● 外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ● 運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 ● マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 ● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。						
信託報酬等	純資産総額に対して <table border="1"> <tr> <td>150億円までの部分</td><td>年0.66%(税抜き0.60%)</td></tr> <tr> <td>150億円超500億円までの部分</td><td>年0.605%(税抜き0.55%)</td></tr> <tr> <td>500億円超の部分</td><td>年0.55%(税抜き0.50%)</td></tr> </table> ※上記のほか、その他の費用がかかります。	150億円までの部分	年0.66%(税抜き0.60%)	150億円超500億円までの部分	年0.605%(税抜き0.55%)	500億円超の部分	年0.55%(税抜き0.50%)
150億円までの部分	年0.66%(税抜き0.60%)						
150億円超500億円までの部分	年0.605%(税抜き0.55%)						
500億円超の部分	年0.55%(税抜き0.50%)						
信託財産留保額	ありません。						
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社						
投資顧問会社	プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー						
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。						

[運用プロセス]

□ マザーファンドの実質的な運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーが行います。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

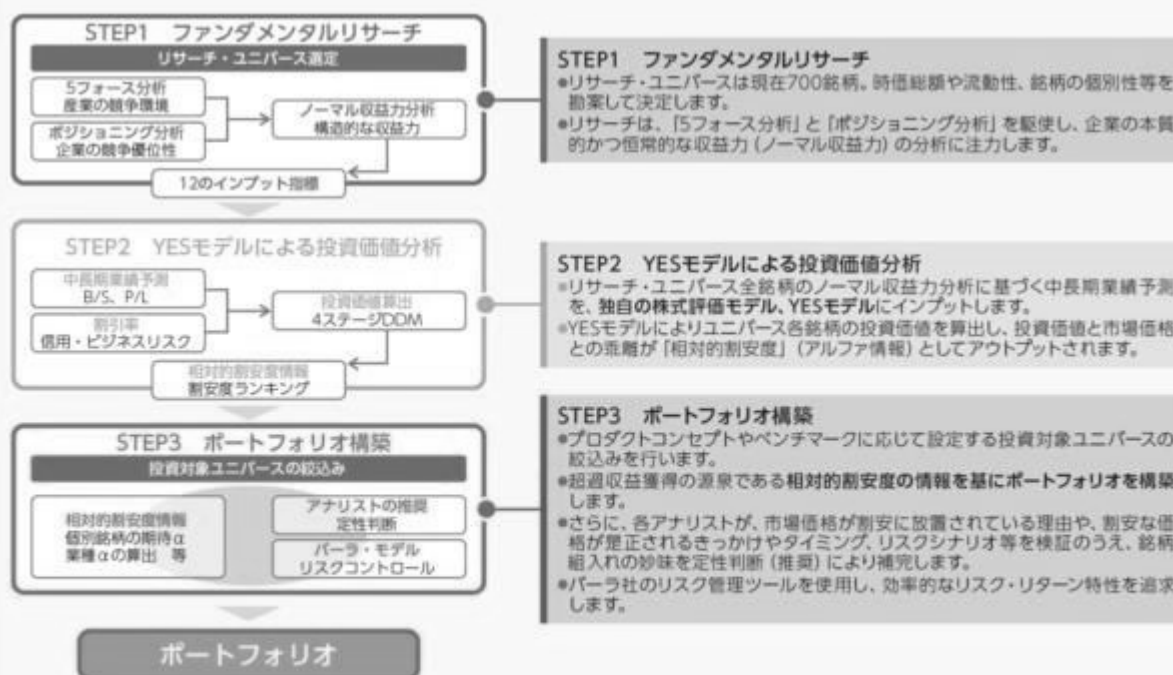
▶FWコモディティ

指定投資信託証券	パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index SM (以下「ブルームバーグ商品指数」) の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市場に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。
インデックスについて	Bloomberg Commodity IndexSM(ブルームバーグ商品指数)は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。 ※ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)および「ブルームバーグ(Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

▶FWヘッジファンド

指定投資信託証券	SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンドの株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超過収益の獲得を狙う運用に、同額程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.407%(税抜き0.37%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[現物株式の運用プロセス]

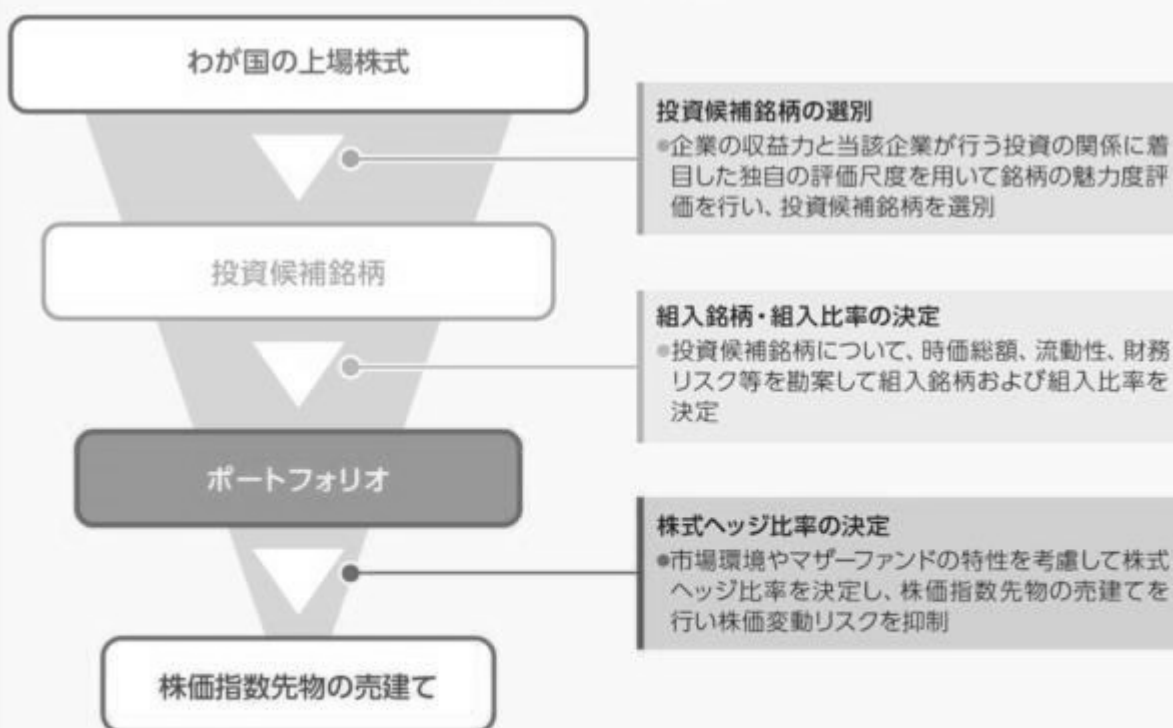


※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SOMPOアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	野村日本株IPストラテジー マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資を行うとともに、TOPIX（東証株価指数）を対象とした株価指数先物取引を活用し信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.4235%（税抜き0.385%） ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.15%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) 野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●日本グロース株MNマザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 ●銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔現物株式の運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

運用の基本方針	本邦貸建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
信託報酬等	ありません。ただし、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

各指定投資信託証券の運用会社等の会社概要について

▶ ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用)

▶ ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)



野村アセットマネジメント 株式会社

■野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。

■1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。

■早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

▶ GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)



JPモルガン・ アセット・マネジメント 株式会社

■JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。

■J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、日本市場の成長性に着目し、1985年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく1990年には投資信託業務に参入するなど、日本においても40年以上の歴史を培ってまいりました。

*J.P.モルガン・アセット・マネジメント

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

▶ FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス(適格機関投資家専用)



三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社

■三井住友トラスト・アセットマネジメントは、東京を本拠にニューヨーク、ロンドン、シンガポール等に現地法人を構える、アジア有数の運用会社です。

■経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、投資家の長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。

▶ アモーヴァ／FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



アモーヴァ・ アセットマネジメント 株式会社

■アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF(上場投資信託)を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。

■グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

▶ SBI／FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



**SBIアセットマネジメント
株式会社**

■SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。フィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

▶ ティー・ロウ・プライス／FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)

▶ ティー・ロウ・プライス／FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)



**ティー・ロウ・プライス・
グループ**

■ティー・ロウ・プライス・グループ(本拠地:米国メリーランド州ボルティモア)は、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。

■ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、ティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

▶ アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

▶ Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス



アムンディ

■欧州を代表する資産運用会社であるアムンディは、35ヵ国を超える国と地域で、1億を超える個人投資家、機関投資家および事業法人のお客さまに、伝統的資産や実物資産のアクティブおよびパッシブ運用による幅広い種類の資産運用ソリューションを提供しています。

■世界6つの運用拠点、財務・非財務のリサーチ能力および責任投資への長年の取り組みにより、アムンディは資産運用業界の中心的存在です。

■クレディ・アグリコル・グループ傘下で、ユーロネクスト・パリ市場に上場するアムンディは、現在、約380兆円*の資産を運用しています。

*2025年6月末時点

▶ アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

[投資顧問会社]

ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク

■ビクトリー・キャピタルは米国に本社を構え、機関投資家、アセットマネージャー、退職者向けプラットフォーム、個人投資家に特化した投資戦略を提供しています。

■ビクトリー・キャピタルは、9の自律的な投資フランチャイズとソリューションビジネスを展開し、ミューチュアルファンド、ETF、SMA、オルタナティブ投資など、幅広い投資商品とサービスを提供しています。

▶ フランクリン・テンプルトン・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)



フランクリン・
テンプルトン

- フランクリン・テンプルトンは、グローバルにビジネスを展開する独立系の資産運用会社グループです。世界各国の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。
- 日本法人であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、1998年の設立以来、日本の投資家の資産運用ニーズに応じた運用商品やサービスを提供しております。
- 今後もフランクリン・テンプルトンが75年以上にわたってグローバルな資産運用業務の中で培ったノウハウを活用し、日本の投資家の中長期的な資産形成に貢献することを目指すとともに、投資家との長期的な信頼関係を築いてまいります。

[投資顧問会社]

ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー

- ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社であるパトナム・インベストメンツのグループ会社です。
- パトナム・インベストメンツは、米国ボストンに拠点を構えるアクティブ株式運用に特化した資産運用会社であり、1937年創立以来85年以上にわたり、世界中の投資家の皆様に質の高いサービスを提供してきました。
- 経験豊富な運用チームが、多種多様な投資戦略に基づく運用を行っています。

▶ MFS／FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)



MFSインベストメント・
マネジメント株式会社

- MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーの日本法人で、主に年金等の資産を運用しています。

[投資顧問会社]

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
(以下「MFS」)

- 投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、1924年に米国最初の投資信託を設定した、長い歴史を持つ運用会社です。

▶ ブラックロック／FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)



ブラックロック

- ブラックロックは、世界最大級の独立系資産運用グループであり、ブラックロック・ジャパンはその日本法人です。グループの持ち株会社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場されています。当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っています。

▶ ドイチェ／FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)



ドイチェ・アセット・ マネジメント株式会社

■ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、DWSグループの日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウおよび実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスをご提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確にお応えすることを目指します。

〔投資顧問会社〕

DWSインターナショナルGmbH

■DWSインターナショナルGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

▶ FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)



ゴールドマン・サックス

■ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しています。

▶ ピムコ バミューダ トラスト II - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS



パシフィック・ インベストメント・ マネジメント・カンパニー・ エルエルシー(PIMCO)

■PIMCOは、債券専門の運用会社として1971年に設立され、市場の変化に合わせて様々な債券投資戦略を創り出し、世界中の中央銀行、政府系ファンド、年金基金、事業会社、財団、基金、個人のお客様に提供してまいりました。

■運用規模と専門性の高いリソースを活かし、商品の多様なプラットフォームを構築しています。

▶ パインブリッジ／FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)



パインブリッジ・ インベストメンツ株式会社

■パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ[PineBridge Investments]の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

■[PineBridge Investments]は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

▶ SOMPO／FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)



**SOMPO
アセットマネジメント
株式会社**

- SOMPOアセットマネジメント株式会社は、1986年に設立された資産運用会社です。
- SOMPOホールディングス(100%)を株主としたグループの資産運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さまにベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャーとして、常に運用成績の向上に取り組んでおります。

▶ SMDAM／FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)

▶ 三井住友／FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)

▶ SMDAM／FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)

▶ 大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)

▶ SMDAM／FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)



**三井住友DS
アセットマネジメント
株式会社**

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
- 国内外の年金や金融機関などの機関投資家から個人投資家に至るまで、多様なお客さまニーズに対して、業界トップレベルの運用調査体制とグローバルなネットワークを活用した質の高い資産運用サービスを提供いたします。

▶ 大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)

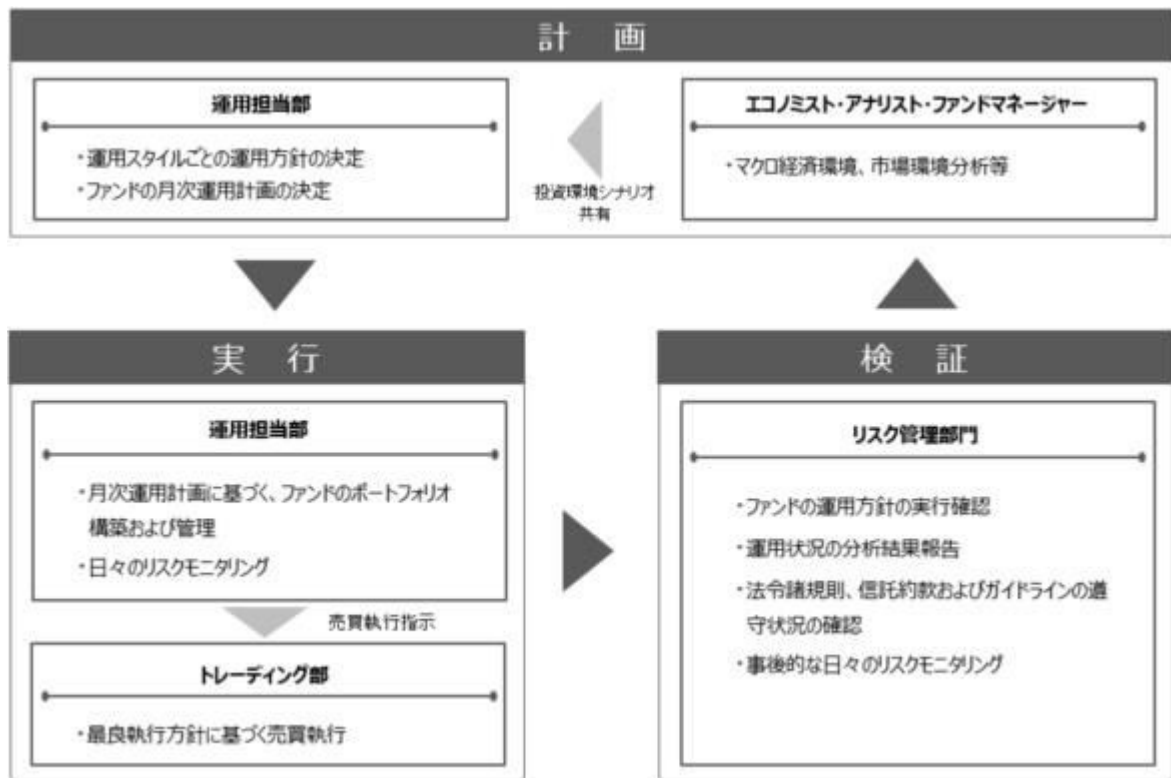
**[投資顧問会社]
プリンシパル・リアルエステート・
インベスターズ・エルエルシー**

- プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- プリンシパル・ファイナンシャル・グループは約60年*にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

*経験年数にはプリンシパル・ライフ・インシュランス・カンパニーにて不動産運用を開始した時点から現在までの期間を含みます。

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

※他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
 （基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

(5) 【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

＜FW日本バリュー株、FW日本グロース株、FW日本中小型株、FW日本債＞

イ. 主な投資制限

- (イ) 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ハ. 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) (イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ニ. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社

は資金の立替えをすることができます。

- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<FW米国株、FW欧州株、FW新興国株、FW米国債、FW欧州債、FW新興国債、FWG-REIT、FWコモディティ、FWヘッジファンド>

イ. 主な投資制限

- (イ) 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ハ. 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) (イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ニ. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ホ. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ヘ. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト. 受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<FWJ-REIT>

イ. 主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ. 公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券（わが国の不動産投資信託証券（わが国の証券取引所[※]に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。）を除きます。本項において同じ。）への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じです。

- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額

に対する比率は、原則として、100 分の 35 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

二. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% の範囲内とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委

託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下です。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価額変動 リスク	流動性 リスク	株式投資 のリスク	債券投資 のリスク	外国証券 投資の リスク	不動産 投資信託 (REIT) 固有の リスク	商品市況 の価額 変動に 伴うリスク	マーケット ・ニュート ラル戦略 固有の リスク	デリバ ティブ取引 のリスク	その他の リスク
FW日本バリュー株	●	●	●							●
FW日本グロース株	●	●	●		※					●
FW日本中小型株	●	●	●		※					●
FW米国株	●	●	●		●					●
FW欧州株	●	●	●		●					●
FW新興国株	●	●	●		●					●
FW日本債	●	●		●						●
FW米国債	●	●		●	●					●
FW欧州債	●	●		●	●					●
FW新興国債	●	●		●	●					●
FWJ-REIT	●	●				●				●
FWG-REIT	●	●			●	●				●
FWコモディティ	●	●			●		●			●
FWヘッジファンド	●	●	●		●			●	●	●

※FW日本グロース株およびFW日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1) 価格変動リスク

SMB C ファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、REIT、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

SMB C ファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場

に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株式投資のリスク

<株価変動に伴うリスク>

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

<信用リスク>

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4) 債券投資のリスク

<金利変動に伴うリスク>

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<信用リスク>

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) 外国証券投資のリスク

<為替リスク>

SMBCファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<新興国への投資のリスク>

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6) 不動産投資信託（REIT）固有のリスク

<価格変動リスク>

不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。

- ・保有不動産等の評価額の変動
- ・組入資産（不動産）の入替え等による変動
- ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減
- ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化
- ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損

上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

<分配金の変動>

不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があり、この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えると、分配金に影響を及ぼします。

<信用リスク、その他>

不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。

(7) 商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

SMBCファンドラップ・シリーズで実質的にコモディティへ投資を行うファンドは、商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(8) マーケット・ニュートラル戦略固有のリスク

マーケット・ニュートラル戦略とは、株式市場等の全体の動きに依存して変動する要素（マーケッ

ト・リスク)を、当該市場を対象とした株価指数先物を売建てることなどにより、株式等のポートフォリオから可能な限り排除することを目指した戦略です。したがって、組入れている現物株式の株価が上昇しても、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、現物株式と株価指数先物との連動率が低い場合などは、ヘッジの効果が十分に上がらない可能性もあります。

(9)デリバティブ取引のリスク

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的や効率的な運用に資する目的等で、先物取引やオプション取引などのデリバティブ(金融派生商品)を活用することがあります。デリバティブ取引は、以下のような様々なリスクを伴います。このようなリスクを被った場合、ファンドの基準価額が大きく下落するおそれがあります。

<信用リスク>

デリバティブ取引の相手方(カウンターパーティ)が、倒産などによって、当初契約したとおりの取引を実行できなくなった場合、損失を被る可能性があります。

<価格変動リスク>

証拠金を積んだ取引に伴い、レバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりも、デリバティブの価格変動の方が大きくなる可能性があります。

<流動性リスク>

デリバティブ取引を決済する際に、流動性が欠けると、本来の理論価格よりも不利な価格でしか反対売買ができなかったり、反対売買自体ができない可能性があります。

<システミック・リスク>

市場の一部で決済不履行などが起こった際に、それが連鎖的に市場参加者あるいは他の市場に波及する場合があります。

<決済リスク>

海外市場を通じた取引の場合、海外のカウンターパーティとの間で、時差の問題等で資金決済が滞る可能性があります。

(10)その他のリスク

SMB Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、SMB Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

<その他の留意点>

1 特化型運用に関する留意点

FWJ-REIT は特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3 繰上償還について

SMB Cファンドラップ・シリーズの各ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が 30 億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

4 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

5 クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

6 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

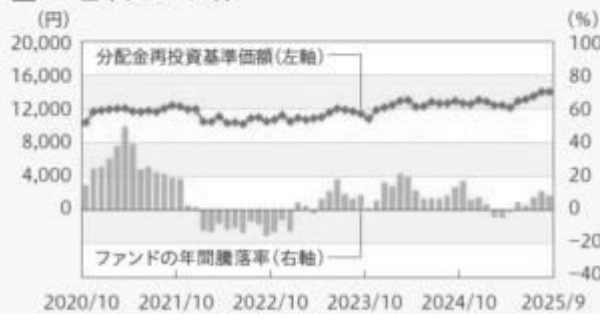
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2020年10月～2025年9月
分配金再投資基準価額：
2020年10月～2025年9月

FW日本バリュー株



FW日本グロース株



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2020年10月～2025年9月
他の資産クラス：
2020年10月～2025年9月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2020年10月～2025年9月
分配金再投資基準価額：
2020年10月～2025年9月

■FW日本中小型株



【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2020年10月～2025年9月
他の資産クラス：
2020年10月～2025年9月



■FW米国株



■FW欧州株



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

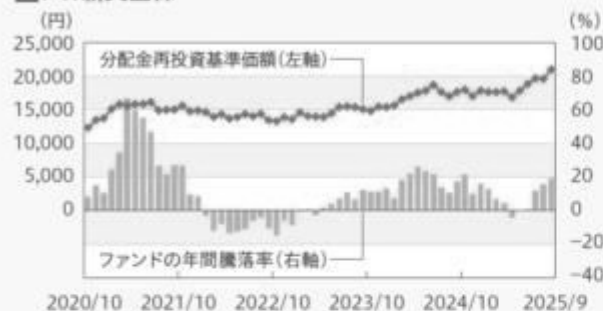
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2020年10月～2025年9月
分配金再投資基準価額：
2020年10月～2025年9月

■FW新興国株



【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2020年10月～2025年9月
他の資産クラス：
2020年10月～2025年9月



■FW日本債



■FW米国債



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2020年10月～2025年9月
分配金再投資基準価額：
2020年10月～2025年9月

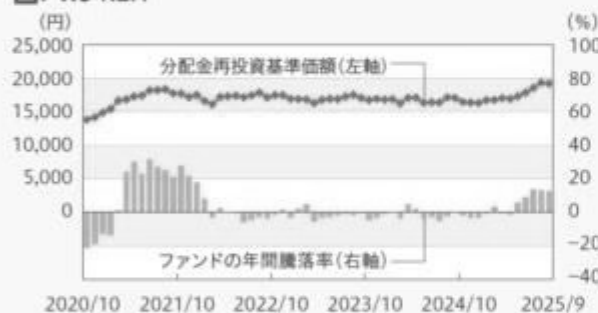
■FW欧州債



■FW新興国債



■FWJ-REIT



【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2020年10月～2025年9月
他の資産クラス：
2020年10月～2025年9月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2020年10月～2025年9月
分配金再投資基準価額：
2020年10月～2025年9月

■FWG-REIT



【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

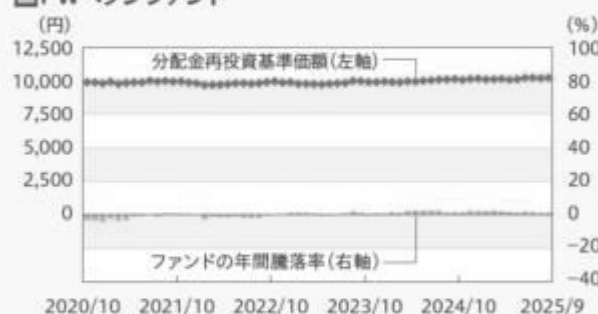
ファンド：
2020年10月～2025年9月
他の資産クラス：
2020年10月～2025年9月



■FWコモディティ



■FWヘッジファンド



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX (東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新 興 国 債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※ 上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

FW日本債の信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。）に応じた率とし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。

<信託報酬率およびその配分、実質的な負担>

実質的な負担は、2025年12月23日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）に基づき記載しています。指定投資信託証券、もしくはその運用管理費用（信託報酬）が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

ファンド名	信託報酬率	配分(税抜き)			投資対象 とする 投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
FW日本 バリュー株	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.495% 程度	最大 年0.726% (税抜き0.66%) 程度
FW日本 グロース株	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.5885% 程度	最大 年0.8195% (税抜き0.745%) 程度
FW日本 中小型株	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.649% 程度	最大 年0.88% (税抜き0.8%) 程度
FW米国株	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.638% 程度	最大 年0.869% (税抜き0.79%) 程度
FW欧州株	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.385% 程度	年0.616% (税抜き0.56%) 程度
FW新興国株	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.50% 程度	年0.731% (税抜き0.71%) 程度

ファンド名	信託報酬率	配分(税抜き)			投資対象 とする 投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
FW日本債	新発10年国債利回りが1%未満				年0.1815% 程度	年0.3355% (税抜き0.305%) 程度
	年0.154% (税抜き0.14%)	年0.08%	年0.03%	年0.03%		～
	新発10年国債利回りが1%以上					年0.4125% (税抜き0.375%) 程度
	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%		
FW米国債	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.319% 程度	年0.55% (税抜き0.5%) 程度
FW欧州債	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.418% 程度	年0.649% (税抜き0.59%) 程度
FW新興国債	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.616% 程度	最大 年0.847% (税抜き0.77%) 程度
FWJ-REIT	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.319% 程度	年0.55% (税抜き0.5%) 程度
FWG-REIT	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.66% 程度	最大 年0.891% (税抜き0.81%) 程度
FW コモディティ	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.363% 程度	年0.594% (税抜き0.54%) 程度
FWヘッジ ファンド	年0.231% (税抜き0.21%)	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.4235% 程度	最大 年0.6545% (税抜き0.595%) 程度

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。

また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

※各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等の詳細については、前掲の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

運用管理費用（信託報酬）の概要

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：三井住友D S アセットマネジメント		+
	ファンド名		
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年0.231%	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年0.231%	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年0.231%	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年0.231%	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年0.154% ～ 年0.231%	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年0.231%	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年0.231%	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年0.231%	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年0.231%	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年0.231%	+

投資対象とする指定投資信託証券			= 実質的な負担
ファンド名*	委託会社（運用会社） （実質的な運用主体）		
SMDAM/FOFs用日本バリュー株F	三井住友DSアセットマネジメント	最大 年0.495%程度	最大 年0.726% （税抜き0.66%）程度
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース	野村アセットマネジメント	年0.5885%程度	
GIMジャパンマイスターFⅡ ^{※2}	JPMorgan・アセット・マネジメント	最大 年0.528%程度	最大 年0.8195% （税抜き0.745%）程度
FOFs用日本株式エクセレント・フォーカス ^{※2}	三井住友トラスト・アセットマネジメント	年0.528%程度	
アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F	アモーヴァ・アセットマネジメント	年0.649%程度	最大 年0.88% （税抜き0.8%）程度
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年0.594%程度	
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	年0.638%程度	
ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	年0.638%程度	最大 年0.869% （税抜き0.79%）程度
アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド	アムンディ・ジャパン	年0.528%程度	
フランクリン・テンブルトン・米国大型バリュー株ファンド ^{※2}	フランクリン・テンブルトン・ジャパン	最大 年0.528%程度	
MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド	MFSインベストメント・マネジメント	年0.385%程度	年0.616% （税抜き0.56%）程度
Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス	アムンディ・アセットマネジメント	年0.50%程度	年0.731% （税抜き0.71%）程度
三井住友/FOFs用日本債F	三井住友DSアセットマネジメント	年0.1815%程度	年0.3355% （税抜き0.305%）程度 ～ 年0.4125% （税抜き0.375%）程度
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年0.319%程度	年0.55% （税抜き0.5%）程度
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネジメント	年0.418%程度	年0.649% （税抜き0.59%）程度
FOFs用新興国債F	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	年0.616%程度	
ピムコ バミューダトラストⅡ・ピムコエマージング ボンド インカム ファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）	年0.55%程度	最大 年0.847% （税抜き0.77%）程度
SMDAM/FOFs用J-REIT	三井住友DSアセットマネジメント	年0.319%程度	年0.55% （税抜き0.5%）程度
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF	三井住友DSアセットマネジメント	最大 年0.66%程度	最大 年0.891% （税抜き0.81%）程度
バインブリッジ/FOFs用コモディティF	バインブリッジ・インベストメンツ	年0.363%程度	年0.594% （税抜き0.54%）程度
SOMPO/FOFs用日本株MN	SOMPOアセットマネジメント	年0.407%程度	
ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド	野村アセットマネジメント	年0.4235%程度	最大 年0.6545% （税抜き0.595%）程度
SMDAM/FOFs用日本グロース株MN	三井住友DSアセットマネジメント	年0.385%程度	

*1 ファンド名の一部を省略して記載している場合があります。
 *2 2026年1月設定予定です。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、

信託財産中から支弁します。

- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

- ※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

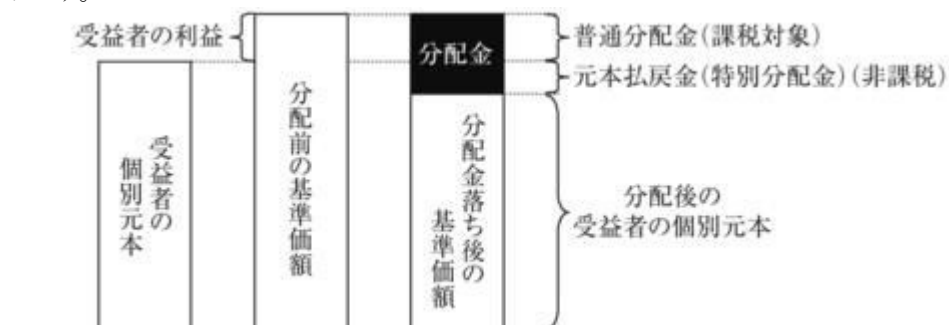
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額

が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年9月26日～2025年9月25日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
FW日本バリュー株	0.72%	0.23%	0.49%
FW日本グロース株	0.81%	0.23%	0.58%
FW日本中小型株	0.85%	0.23%	0.62%
FW米国株	0.87%	0.23%	0.64%
FW欧州株	0.65%	0.23%	0.41%
FW新興国株	0.76%	0.23%	0.53%
FW日本債	0.41%	0.23%	0.18%
FW米国債	0.55%	0.23%	0.32%
FW欧州債	0.69%	0.23%	0.46%
FW新興国債	0.86%	0.23%	0.63%
FWJ-REIT	0.55%	0.23%	0.32%
FWG-REIT	0.85%	0.23%	0.62%
FWコモディティ	0.60%	0.23%	0.37%
FWヘッジファンド	0.63%	0.23%	0.40%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドが外国投資信託の場合は、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※FW日本債は、新発10年国債利回りの水準に応じて信託報酬率が変わります。対象期間中に信託報酬率が変わった場合、対象期間の末日に適用されている信託報酬率に基づいた総経費率を記載しています。

※FWコモディティは連動債券への投資を通じて、ブルームバーグ商品指数を対象とした世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を享受しますが、連動債券に関する債券管理費用は含まれていません。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	318,017,837,845	98.34
親投資信託受益証券	日本	1,002,263	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,372,507,688	1.66
合計（純資産総額）		323,391,347,796	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	124,222,426,444	98.43
親投資信託受益証券	日本	170,663,598	0.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,815,273,720	1.43
合計（純資産総額）		126,208,363,762	100.00

SMB Cファンドラップ・日本中小型株

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	56,974,800,330	98.49
親投資信託受益証券	日本	27,524,472	0.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	847,962,851	1.46
合計（純資産総額）		57,850,287,653	100.00

SMB Cファンドラップ・米国株

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	270,751,854,804	98.39

親投資信託受益証券	日本	1,002,560	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,429,973,622	1.61
合計（純資産総額）		275,182,830,986	100.00

SMB C ファンドラップ・欧州株

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	78,973,718,269	98.25
親投資信託受益証券	日本	91,360,279	0.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,315,834,820	1.64
合計（純資産総額）		80,380,913,368	100.00

SMB C ファンドラップ・新興国株

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	63,835,310,670	97.93
親投資信託受益証券	日本	62,229,365	0.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,285,091,722	1.97
合計（純資産総額）		65,182,631,757	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	163,092,678	0.25

SMB C ファンドラップ・日本債

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	403,335,265,280	98.34
親投資信託受益証券	日本	982,548,584	0.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,843,720,750	1.42
合計（純資産総額）		410,161,534,614	100.00

SMB C ファンドラップ・米国債

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率

		(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	149,792,624,258	98.54
親投資信託受益証券	日本	139,379,371	0.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,073,356,365	1.37
合計（純資産総額）		152,005,359,994	100.00

SMB Cファンドラップ・欧州債

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	53,524,064,561	98.45
親投資信託受益証券	日本	69,591,896	0.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	774,397,838	1.42
合計（純資産総額）		54,368,054,295	100.00

SMB Cファンドラップ・新興国債

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	46,879,495,046	98.49
親投資信託受益証券	日本	55,963,755	0.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	665,089,908	1.39
合計（純資産総額）		47,600,548,709	100.00

SMB Cファンドラップ・J-REIT

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	33,970,331,834	98.35
親投資信託受益証券	日本	1,002,263	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	570,537,346	1.65
合計（純資産総額）		34,541,871,443	100.00

SMB Cファンドラップ・G-REIT

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	60,883,294,127	98.23

親投資信託受益証券	日本	94,720,395	0.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,004,531,220	1.62
合計（純資産総額）		61,982,545,742	100.00

SMB Cファンドラップ・コモディティ

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	18,784,551,538	98.47
親投資信託受益証券	日本	31,447,199	0.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	260,139,588	1.37
合計（純資産総額）		19,076,138,325	100.00

SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	173,321,231,064	98.52
親投資信託受益証券	日本	316,912,158	0.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,284,709,189	1.30
合計（純資産総額）		175,922,852,411	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM／F OF s用日本バ リュース株F（適 格機関投資家限 定）	101,742,917,697	3.1142	316,844,797,300	3.1257	318,017,837,845	98.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	984,252	1.0183	1,002,263	1.0183	1,002,263	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.34
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.34

SMB C ファンドラップ・日本グロース株

イ 主要投資銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ノムラ F O F s 用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）	68,748,921,603	1.8169	124,909,813,985	1.8069	124,222,426,444	98.43
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	167,596,581	1.0183	170,663,598	1.0183	170,663,598	0.14

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.43
親投資信託受益証券	0.14
合 計	98.56

SMB C ファンドラップ・日本中小型株

イ 主要投資銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	アモーヴァ／F O F s 用日本中小型株 F（適格機関投資家限定）	16,779,591,413	1.8401	30,876,092,664	1.8388	30,854,312,690	53.33
日本	投資信託受益証券	S B I ／ F O F s 用日本中小型	19,611,448,037	1.3354	26,189,166,726	1.3319	26,120,487,640	45.15

	証券	株F（適格機関投資家限定）						
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	27,029,827	1.0183	27,524,472	1.0183	27,524,472	0.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.49
親投資信託受益証券	0.05
合 計	98.53

SMB C ファンドラップ・米国株

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス／F O F s 用 米国ブルーチップ株式ファンド（適格機関投資家専用）	38,381,413,252	2.4800	95,186,432,259	2.4818	95,254,991,408	34.62
日本	投資信託受益証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド（適格機関投資家専用）	44,002,564,783	2.0449	89,978,859,214	2.0329	89,452,813,947	32.51
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス／F O F s 用 米国大型バリュー株式ファンド（適格機関投資家専用）	40,284,680,673	2.1109	85,038,787,139	2.1359	86,044,049,449	31.27
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,543	1.0183	1,002,560	1.0183	1,002,560	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.39
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.39

SMB Cファンドラップ・欧州株

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MFS／FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド（適格機関投資家専用）	46,581,171,564	1.6907	78,754,354,625	1.6954	78,973,718,269	98.25
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	89,718,432	1.0183	91,360,279	1.0183	91,360,279	0.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.25
親投資信託受益証券	0.11
合 計	98.36

SMB Cファンドラップ・新興国株

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus (I20 USD クラス)	316,440	203,326.16	64,340,581,975	201,729.42	63,835,310,670	97.93
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	61,111,034	1.0183	62,229,365	1.0183	62,229,365	0.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.93
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.03

SMB C ファンドラップ・日本債

イ 主要投資銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	三井住友／F O F s 用日本債 F (適格機関投資家限定)	367,604,142,618	1.0960	402,894,488,867	1.0972	403,335,265,280	98.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	964,891,078	1.0183	982,548,584	1.0183	982,548,584	0.24

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.34
親投資信託受益証券	0.24
合 計	98.58

SMB C ファンドラップ・米国債

イ 主要投資銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ブラックロック／F O F s 用米国債 F (適格機関投資家限定)	75,886,632,686	1.9625	148,929,907,560	1.9739	149,792,624,258	98.54
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	136,874,567	1.0183	139,379,371	1.0183	139,379,371	0.09

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.54
親投資信託受益証券	0.09
合 計	98.64

SMB C ファンドラップ・欧州債

イ 主要投資銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ドイチェ／F O F s 用欧州債 F (適格機関投資家限定)	31,947,036,267	1.6723	53,425,109,248	1.6754	53,524,064,561	98.45
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	68,341,252	1.0183	69,591,896	1.0183	69,591,896	0.13

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.45
親投資信託受益証券	0.13
合 計	98.58

SMB C ファンドラップ・新興国債

イ 主要投資銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	F O F s 用新興国債 F (適格機関投資家限定)	15,262,736,463	3.0503	46,555,578,536	3.0715	46,879,495,046	98.49
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	54,958,024	1.0183	55,963,755	1.0183	55,963,755	0.12

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.49
親投資信託受益証券	0.12
合 計	98.60

SMB Cファンドラップ・JーREIT

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM／FOFs用JーREIT（適格機関投資家限定）	23,990,347,341	1.4282	34,262,968,591	1.4160	33,970,331,834	98.35
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,252	1.0183	1,002,263	1.0183	1,002,263	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.35
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.35

SMB Cファンドラップ・GーREIT

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF（適格機関投資家限定）	30,673,229,950	1.9776	60,659,266,545	1.9849	60,883,294,127	98.23
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	93,018,163	1.0183	94,720,395	1.0183	94,720,395	0.15

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.23
親投資信託受益証券	0.15
合 計	98.38

SMB Cファンドラップ・コモディティ

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	パインブリッジ／FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	22,877,300,619	0.8045	18,405,508,303	0.8211	18,784,551,538	98.47
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	30,882,058	1.0183	31,447,199	1.0183	31,447,199	0.16

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.47
親投資信託受益証券	0.16
合 計	98.64

SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM／FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	50,250,271,009	1.2087	60,737,607,214	1.2096	60,782,727,812	34.55
日本	投資信託	SOMPO／F	66,122,799,989	0.9132	60,383,617,305	0.9146	60,475,912,869	34.38

	託受益証券	OF s 用日本株 MN (適格機関投資家限定)						
日本	投資信託受益証券	ノムラ FOF s 用・日本株 IP ストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	52,366,315,011	0.9954	52,125,470,603	0.9942	52,062,590,383	29.59
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	311,216,889	1.0183	316,912,158	1.0183	316,912,158	0.18

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.52
親投資信託受益証券	0.18
合 計	98.70

②【投資不動産物件】

SMB C ファンドラップ・日本バリュー株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・日本グロース株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・日本中小型株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・米国株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・欧州株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・新興国株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・日本債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・米国債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・欧州債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・新興国債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・J－REIT

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・G－REIT

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

SMB C ファンドラップ・日本バリュー株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・日本グロース株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・日本中小型株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・米国株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・欧州株

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・新興国株

2025 年 9 月 30 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	1,095,716.59	163,402,307	163,092,678	0.25

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

SMB C ファンドラップ・日本債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・米国債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・欧州債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・新興国債

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・J－REIT

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・G-R E I T

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・コモディティ

該当事項はありません。

SMB C ファンドラップ・ヘッジファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

SMB C ファンドラップ・日本バリュー株

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	48,036,576,284	48,036,576,284	9,493	9,493
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	69,552,289,574	69,552,289,574	12,474	12,474
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	82,948,812,901	82,948,812,901	13,891	13,891
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	77,236,774,387	77,236,774,387	12,713	12,713
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	68,657,462,435	68,657,462,435	12,770	12,770
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	76,702,055,683	76,702,055,683	18,418	18,418
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	97,871,593,329	97,871,593,329	18,316	18,316
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	155,452,282,426	155,452,282,426	24,576	24,576
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	213,091,000,241	213,091,000,241	27,702	27,702
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	321,257,366,141	321,257,366,141	37,119	37,119
2024 年 9 月末日	221,167,914,555	-	28,677	-
10 月末日	221,039,980,279	-	28,178	-
11 月末日	229,767,011,514	-	28,839	-
12 月末日	246,288,633,907	-	30,378	-
2025 年 1 月末日	249,575,045,056	-	30,296	-
2 月末日	251,908,730,995	-	29,972	-
3 月末日	263,287,838,415	-	30,693	-
4 月末日	250,750,405,027	-	29,239	-
5 月末日	272,147,691,779	-	31,382	-

6 月末日	280,643,739,032	-	32,003	-
7 月末日	296,711,129,662	-	33,346	-
8 月末日	327,750,383,502	-	36,202	-
9 月末日	323,391,347,796	-	37,254	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB C ファンドラップ・日本グロース株

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	21,701,497,670	21,701,497,670	7,494	7,494
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	28,166,948,912	28,166,948,912	8,990	8,990
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	37,794,702,134	37,794,702,134	9,810	9,810
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	37,070,616,226	37,070,616,226	8,666	8,666
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	44,503,788,121	44,503,788,121	10,120	10,120
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	60,270,748,439	60,270,748,439	12,898	12,898
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	59,784,548,506	59,784,548,506	10,525	10,525
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	70,383,167,429	70,383,167,429	11,475	11,475
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	86,134,973,040	86,134,973,040	12,436	12,436
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	126,519,511,141	126,519,511,141	14,100	14,100
2024 年 9 月末日	89,933,587,707	-	12,951	-
10 月末日	89,366,134,801	-	12,656	-
11 月末日	90,125,340,674	-	12,570	-
12 月末日	95,104,134,081	-	13,038	-
2025 年 1 月末日	95,207,840,080	-	12,848	-
2 月末日	93,866,501,561	-	12,419	-
3 月末日	95,843,837,624	-	12,427	-
4 月末日	97,160,201,621	-	12,129	-
5 月末日	104,479,529,101	-	12,901	-
6 月末日	107,497,364,771	-	13,128	-
7 月末日	112,351,919,999	-	13,526	-
8 月末日	118,546,648,198	-	14,030	-
9 月末日	126,208,363,762	-	14,023	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB C ファンドラップ・日本中小型株

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	8,447,956,221	8,447,956,221	11,768	11,768

第11期	(2017年9月25日)	9,228,884,980	9,228,884,980	15,455	15,455
第12期	(2018年9月25日)	11,343,818,113	11,343,818,113	17,301	17,301
第13期	(2019年9月25日)	10,022,320,207	10,022,320,207	14,562	14,562
第14期	(2020年9月25日)	8,855,220,482	8,855,220,482	16,894	16,894
第15期	(2021年9月27日)	9,491,431,946	9,491,431,946	22,479	22,479
第16期	(2022年9月26日)	14,667,329,327	14,667,329,327	19,900	19,900
第17期	(2023年9月25日)	22,910,890,749	22,910,890,749	22,917	22,917
第18期	(2024年9月25日)	40,741,441,634	40,741,441,634	23,728	23,728
第19期	(2025年9月25日)	57,763,488,478	57,763,488,478	29,337	29,337
2024年9月末日		42,096,344,083	－	24,454	－
10月末日		41,458,939,465	－	23,694	－
11月末日		43,212,360,343	－	24,331	－
12月末日		45,282,795,487	－	25,070	－
2025年1月末日		45,035,673,992	－	24,551	－
2月末日		45,001,441,593	－	24,065	－
3月末日		46,847,298,427	－	24,562	－
4月末日		48,143,644,922	－	23,865	－
5月末日		50,519,971,182	－	24,768	－
6月末日		53,602,129,951	－	25,991	－
7月末日		56,190,219,604	－	26,857	－
8月末日		60,757,103,501	－	28,550	－
9月末日		57,850,287,653	－	29,290	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB Cファンドラップ・米国株

年月日		純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期	(2016 年 9 月 26 日)	29, 112, 124, 064	29, 112, 124, 064	14, 937	14, 937
第 11 期	(2017 年 9 月 25 日)	46, 147, 174, 572	46, 147, 174, 572	20, 089	20, 089
第 12 期	(2018 年 9 月 25 日)	66, 872, 426, 590	66, 872, 426, 590	24, 177	24, 177
第 13 期	(2019 年 9 月 25 日)	60, 530, 675, 159	60, 530, 675, 159	23, 739	23, 739
第 14 期	(2020 年 9 月 25 日)	57, 404, 194, 977	57, 404, 194, 977	25, 487	25, 487
第 15 期	(2021 年 9 月 27 日)	73, 508, 256, 239	73, 508, 256, 239	37, 407	37, 407
第 16 期	(2022 年 9 月 26 日)	83, 185, 153, 936	83, 185, 153, 936	37, 267	37, 267
第 17 期	(2023 年 9 月 25 日)	120, 284, 264, 849	120, 284, 264, 849	43, 167	43, 167
第 18 期	(2024 年 9 月 25 日)	186, 749, 030, 344	186, 749, 030, 344	57, 410	57, 410
第 19 期	(2025 年 9 月 25 日)	273, 849, 624, 719	273, 849, 624, 719	68, 126	68, 126
2024 年 9 月末日		190, 707, 374, 893	－	58, 478	－
10 月末日		206, 751, 732, 304	－	62, 359	－
11 月末日		213, 757, 765, 269	－	63, 516	－

12 月末日	224,882,574,334	-	65,866	-
2025 年 1 月末日	226,805,544,548	-	65,240	-
2 月末日	218,680,190,901	-	61,696	-
3 月末日	216,173,905,524	-	59,763	-
4 月末日	223,811,161,018	-	54,953	-
5 月末日	247,368,709,845	-	60,097	-
6 月末日	258,059,878,329	-	62,054	-
7 月末日	277,958,846,467	-	65,883	-
8 月末日	284,935,078,415	-	66,391	-
9 月末日	275,182,830,986	-	68,260	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB C ファンドラップ・欧州株

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	14,609,772,633	14,609,772,633	9,453	9,453
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	16,572,131,525	16,572,131,525	12,375	12,375
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	20,187,178,776	20,187,178,776	12,319	12,319
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	20,953,615,731	20,953,615,731	11,021	11,021
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	19,583,757,873	19,583,757,873	11,299	11,299
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	24,053,360,581	24,053,360,581	15,061	15,061
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	28,085,850,336	28,085,850,336	13,753	13,753
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	42,059,976,706	42,059,976,706	16,997	16,997
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	62,599,892,525	62,599,892,525	19,856	19,856
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	79,925,993,104	79,925,993,104	24,817	24,817
2024 年 9 月末日	64,789,608,826	-	20,498	-
10 月末日	66,381,116,490	-	20,648	-
11 月末日	63,876,612,375	-	19,566	-
12 月末日	66,766,367,380	-	20,153	-
2025 年 1 月末日	70,344,040,761	-	20,848	-
2 月末日	73,013,528,845	-	21,223	-
3 月末日	76,708,685,367	-	21,850	-
4 月末日	70,324,780,711	-	21,104	-
5 月末日	76,869,121,163	-	22,814	-
6 月末日	79,323,754,375	-	23,288	-
7 月末日	82,872,603,163	-	23,961	-
8 月末日	85,395,848,889	-	24,251	-
9 月末日	80,380,913,368	-	24,884	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB Cファンドラップ・新興国株

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	8,928,828,323	8,928,828,323	8,320	8,320
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	12,929,777,761	12,929,777,761	11,444	11,444
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	11,294,885,298	11,294,885,298	11,076	11,076
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	15,511,995,138	15,511,995,138	10,976	10,976
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	16,281,184,585	16,281,184,585	11,754	11,754
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	16,687,611,637	16,687,611,637	14,941	14,941
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	23,612,310,958	23,612,310,958	14,025	14,025
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	30,651,219,426	30,651,219,426	15,208	15,208
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	47,389,332,828	47,389,332,828	17,159	17,159
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	65,461,416,217	65,461,416,217	21,127	21,127
2024 年 9 月末日	48,833,871,164	—	17,638	—
10 月末日	50,517,981,998	—	17,953	—
11 月末日	48,511,937,247	—	16,989	—
12 月末日	51,611,246,995	—	17,836	—
2025 年 1 月末日	51,949,897,301	—	17,631	—
2 月末日	52,918,281,936	—	17,636	—
3 月末日	54,266,225,624	—	17,733	—
4 月末日	50,378,232,709	—	16,819	—
5 月末日	53,971,333,156	—	17,828	—
6 月末日	57,591,149,338	—	18,822	—
7 月末日	61,110,018,420	—	19,676	—
8 月末日	61,887,084,518	—	19,588	—
9 月末日	65,182,631,757	—	20,979	—

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB Cファンドラップ・日本債

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	99,955,781,944	99,955,781,944	11,724	11,724
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	149,029,870,225	149,029,870,225	11,592	11,592
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	200,050,105,773	200,050,105,773	11,491	11,491
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	202,210,076,722	202,210,076,722	11,885	11,885
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	175,929,370,136	175,929,370,136	11,645	11,645
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	196,003,237,568	196,003,237,568	11,651	11,651
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	260,215,628,491	260,215,628,491	11,258	11,258
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	296,579,975,942	296,579,975,942	10,989	10,989

第 18 期	(2024 年 9 月 25 日)	368,362,859,714	368,362,859,714	10,902	10,902
第 19 期	(2025 年 9 月 25 日)	408,991,536,514	408,991,536,514	10,316	10,316
	2024 年 9 月末日	368,885,272,074	－	10,896	－
	10 月末日	370,366,737,260	－	10,814	－
	11 月末日	372,164,971,089	－	10,752	－
	12 月末日	375,420,545,332	－	10,741	－
	2025 年 1 月末日	377,619,086,169	－	10,700	－
	2 月末日	379,005,639,289	－	10,599	－
	3 月末日	379,757,010,587	－	10,474	－
	4 月末日	388,026,719,644	－	10,534	－
	5 月末日	385,030,079,284	－	10,386	－
	6 月末日	391,593,009,062	－	10,464	－
	7 月末日	391,241,625,509	－	10,355	－
	8 月末日	393,556,427,027	－	10,314	－
	9 月末日	410,161,534,614	－	10,327	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB C ファンドラップ・米国債

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	14,992,056,063	14,992,056,063	10,750	10,750
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	16,954,272,393	16,954,272,393	11,863	11,863
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	23,317,258,291	23,317,258,291	11,645	11,645
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	29,163,149,985	29,163,149,985	12,202	12,202
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	31,042,403,402	31,042,403,402	12,797	12,797
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	32,070,959,422	32,070,959,422	13,295	13,295
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	40,504,222,262	40,504,222,262	14,908	14,908
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	63,746,612,550	63,746,612,550	15,030	15,030
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	126,652,098,927	126,652,098,927	16,229	16,229
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	150,766,571,858	150,766,571,858	17,062	17,062
2024 年 9 月末日	128,237,847,803	－	16,390	－
10 月末日	133,911,037,419	－	16,842	－
11 月末日	135,233,126,726	－	16,770	－
12 月末日	140,624,780,518	－	17,215	－
2025 年 1 月末日	140,648,518,437	－	16,950	－
2 月末日	140,615,118,948	－	16,661	－
3 月末日	144,267,427,620	－	16,771	－
4 月末日	125,446,077,385	－	16,009	－
5 月末日	127,907,034,132	－	16,164	－
6 月末日	130,407,217,525	－	16,313	－

7 月末日	135,762,008,200	-	16,743	-
8 月末日	138,401,081,128	-	16,800	-
9 月末日	152,005,359,994	-	17,159	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB C ファンドラップ・欧州債

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	11,873,617,920	11,873,617,920	11,077	11,077
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	14,341,063,141	14,341,063,141	12,686	12,686
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	17,257,228,687	17,257,228,687	12,494	12,494
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	13,807,553,934	13,807,553,934	12,207	12,207
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	9,418,894,427	9,418,894,427	12,726	12,726
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	8,846,975,086	8,846,975,086	13,409	13,409
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	11,456,907,997	11,456,907,997	12,038	12,038
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	31,167,942,726	31,167,942,726	13,111	13,111
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	47,895,459,847	47,895,459,847	14,461	14,461
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	54,133,463,458	54,133,463,458	15,738	15,738
2024 年 9 月末日	48,885,494,981	-	14,722	-
10 月末日	50,454,160,186	-	14,943	-
11 月末日	49,920,062,218	-	14,571	-
12 月末日	51,738,555,378	-	14,898	-
2025 年 1 月末日	51,000,825,352	-	14,447	-
2 月末日	51,034,509,880	-	14,205	-
3 月末日	53,249,879,080	-	14,534	-
4 月末日	47,825,047,736	-	14,784	-
5 月末日	48,616,406,968	-	14,879	-
6 月末日	50,661,683,597	-	15,347	-
7 月末日	51,872,762,827	-	15,489	-
8 月末日	52,726,016,469	-	15,490	-
9 月末日	54,368,054,295	-	15,767	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB C ファンドラップ・新興国債

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	6,653,172,613	6,653,172,613	16,181	16,181
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	8,504,302,985	8,504,302,985	18,609	18,609

第12期	(2018年9月25日)	11,067,265,032	11,067,265,032	17,742	17,742
第13期	(2019年9月25日)	13,671,206,387	13,671,206,387	18,987	18,987
第14期	(2020年9月25日)	12,842,388,225	12,842,388,225	18,862	18,862
第15期	(2021年9月27日)	12,450,686,410	12,450,686,410	20,855	20,855
第16期	(2022年9月26日)	17,268,438,095	17,268,438,095	20,739	20,739
第17期	(2023年9月25日)	23,019,581,648	23,019,581,648	22,306	22,306
第18期	(2024年9月25日)	35,402,964,807	35,402,964,807	25,035	25,035
第19期	(2025年9月25日)	47,147,921,257	47,147,921,257	27,930	27,930
2024年9月末日		35,967,795,086	－	25,365	－
10月末日		37,922,531,721	－	26,291	－
11月末日		38,443,999,535	－	26,250	－
12月末日		40,183,960,830	－	27,040	－
2025年1月末日		40,602,419,852	－	26,836	－
2月末日		40,522,479,686	－	26,288	－
3月末日		41,508,835,451	－	26,377	－
4月末日		37,944,115,713	－	24,954	－
5月末日		39,278,786,487	－	25,545	－
6月末日		40,287,995,317	－	25,918	－
7月末日		42,631,982,708	－	27,009	－
8月末日		43,706,592,871	－	27,204	－
9月末日		47,600,548,709	－	28,121	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB Cファンドラップ・J－REIT

年月日		純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期	(2016 年 9 月 26 日)	5, 269, 468, 018	5, 269, 468, 018	12, 714	12, 714
第 11 期	(2017 年 9 月 25 日)	6, 384, 991, 510	6, 384, 991, 510	12, 114	12, 114
第 12 期	(2018 年 9 月 25 日)	9, 496, 213, 914	9, 496, 213, 914	13, 288	13, 288
第 13 期	(2019 年 9 月 25 日)	8, 829, 648, 851	8, 829, 648, 851	16, 875	16, 875
第 14 期	(2020 年 9 月 25 日)	8, 690, 724, 271	8, 690, 724, 271	14, 345	14, 345
第 15 期	(2021 年 9 月 27 日)	10, 085, 259, 409	10, 085, 259, 409	17, 630	17, 630
第 16 期	(2022 年 9 月 26 日)	13, 778, 025, 971	13, 778, 025, 971	17, 717	17, 717
第 17 期	(2023 年 9 月 25 日)	18, 010, 566, 060	18, 010, 566, 060	17, 213	17, 213
第 18 期	(2024 年 9 月 25 日)	26, 776, 837, 942	26, 776, 837, 942	16, 837	16, 837
第 19 期	(2025 年 9 月 25 日)	34, 737, 981, 844	34, 737, 981, 844	19, 351	19, 351
2024 年 9 月末日		27, 139, 079, 416	－	17, 021	－
10 月末日		26, 628, 741, 651	－	16, 437	－
11 月末日		26, 877, 984, 639	－	16, 349	－
12 月末日		27, 197, 064, 811	－	16, 279	－

2025 年 1 月末日	28,315,007,662	-	16,701	-
2 月末日	28,922,276,904	-	16,745	-
3 月末日	29,926,376,121	-	16,999	-
4 月末日	30,319,651,496	-	16,900	-
5 月末日	31,300,221,201	-	17,265	-
6 月末日	32,654,776,298	-	17,817	-
7 月末日	34,436,895,635	-	18,528	-
8 月末日	36,480,220,997	-	19,309	-
9 月末日	34,541,871,443	-	19,188	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB Cファンドラップ・G-R E I T

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	5,314,132,735	5,314,132,735	10,058	10,058
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	7,311,686,131	7,311,686,131	10,785	10,785
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	10,592,762,672	10,592,762,672	11,241	11,241
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	13,891,298,443	13,891,298,443	12,554	12,554
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	14,878,699,609	14,878,699,609	10,260	10,260
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	21,358,103,897	21,358,103,897	15,115	15,115
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	22,642,934,896	22,642,934,896	15,925	15,925
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	34,040,817,760	34,040,817,760	15,825	15,825
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	57,848,238,047	57,848,238,047	19,938	19,938
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	61,590,880,950	61,590,880,950	19,812	19,812
2024 年 9 月末日	58,078,213,068	-	19,966	-
10 月末日	61,341,788,053	-	20,742	-
11 月末日	63,186,876,118	-	21,053	-
12 月末日	62,280,604,565	-	20,456	-
2025 年 1 月末日	61,642,665,809	-	19,900	-
2 月末日	62,347,312,507	-	19,760	-
3 月末日	62,904,025,734	-	19,542	-
4 月末日	49,650,607,424	-	18,126	-
5 月末日	52,512,376,600	-	18,972	-
6 月末日	52,567,064,631	-	18,790	-
7 月末日	55,951,557,398	-	19,707	-
8 月末日	56,883,073,057	-	19,700	-
9 月末日	61,982,545,742	-	19,883	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB Cファンドラップ・コモディティ

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	2,559,053,384	2,559,053,384	4,091	4,091
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	3,302,898,549	3,302,898,549	4,438	4,438
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	4,503,159,694	4,503,159,694	4,355	4,355
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	4,300,406,764	4,300,406,764	3,969	3,969
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	5,112,118,416	5,112,118,416	3,628	3,628
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	6,266,030,976	6,266,030,976	5,133	5,133
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	8,130,767,571	8,130,767,571	7,860	7,860
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	10,040,268,651	10,040,268,651	7,665	7,665
第 18 期 (2024 年 9 月 25 日)	13,824,187,434	13,824,187,434	7,287	7,287
第 19 期 (2025 年 9 月 25 日)	18,648,654,502	18,648,654,502	7,959	7,959
2024 年 9 月末日	14,170,579,097	—	7,452	—
10 月末日	14,957,453,366	—	7,744	—
11 月末日	14,930,608,703	—	7,622	—
12 月末日	15,754,814,529	—	7,938	—
2025 年 1 月末日	16,336,541,947	—	8,101	—
2 月末日	16,378,153,266	—	7,985	—
3 月末日	17,118,404,260	—	8,190	—
4 月末日	14,865,512,242	—	7,575	—
5 月末日	15,142,296,292	—	7,640	—
6 月末日	15,352,931,837	—	7,666	—
7 月末日	16,129,283,580	—	7,940	—
8 月末日	16,042,659,033	—	7,773	—
9 月末日	19,076,138,325	—	8,120	—

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 期 (2016 年 9 月 26 日)	27,708,925,513	27,708,925,513	9,984	9,984
第 11 期 (2017 年 9 月 25 日)	41,700,590,918	41,700,590,918	10,243	10,243
第 12 期 (2018 年 9 月 25 日)	54,609,795,360	54,609,795,360	10,325	10,325
第 13 期 (2019 年 9 月 25 日)	54,414,627,484	54,414,627,484	10,134	10,134
第 14 期 (2020 年 9 月 25 日)	59,164,644,106	59,164,644,106	9,876	9,876
第 15 期 (2021 年 9 月 27 日)	64,003,582,158	64,003,582,158	9,940	9,940
第 16 期 (2022 年 9 月 26 日)	82,600,267,043	82,600,267,043	9,826	9,826
第 17 期 (2023 年 9 月 25 日)	103,554,201,681	103,554,201,681	9,924	9,924

第18期	(2024年9月25日)	146,288,296,157	146,288,296,157	10,144	10,144
第19期	(2025年9月25日)	175,520,194,411	175,520,194,411	10,219	10,219
	2024年9月末日	146,466,326,051	-	10,142	-
	10月末日	147,125,631,044	-	10,064	-
	11月末日	149,807,138,199	-	10,129	-
	12月末日	152,057,644,638	-	10,166	-
	2025年1月末日	152,737,610,363	-	10,101	-
	2月末日	155,218,806,847	-	10,114	-
	3月末日	157,937,253,831	-	10,144	-
	4月末日	156,332,686,990	-	10,071	-
	5月末日	158,327,907,992	-	10,120	-
	6月末日	161,806,586,633	-	10,226	-
	7月末日	163,719,192,243	-	10,242	-
	8月末日	164,884,558,911	-	10,192	-
	9月末日	175,922,852,411	-	10,223	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0

第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・日本中小型株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・米国株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・欧州株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0

第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・新興国株

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・日本債

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・米国債

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0

第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・欧州債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・新興国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・J-REIT

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0

第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・G-R E I T

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・コモディティ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0
第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第10期	2015年9月26日～2016年9月26日	0
第11期	2016年9月27日～2017年9月25日	0
第12期	2017年9月26日～2018年9月25日	0
第13期	2018年9月26日～2019年9月25日	0
第14期	2019年9月26日～2020年9月25日	0
第15期	2020年9月26日～2021年9月27日	0

第16期	2021年9月28日～2022年9月26日	0
第17期	2022年9月27日～2023年9月25日	0
第18期	2023年9月26日～2024年9月25日	0
第19期	2024年9月26日～2025年9月25日	0

③【収益率の推移】

SMB Cファンドラップ・日本バリュー株

	収益率 (%)
第10期	△8.4
第11期	31.4
第12期	11.4
第13期	△8.5
第14期	0.4
第15期	44.2
第16期	△0.6
第17期	34.2
第18期	12.7
第19期	34.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB Cファンドラップ・日本グロース株

	収益率 (%)
第10期	△5.9
第11期	20.0
第12期	9.1
第13期	△11.7
第14期	16.8
第15期	27.5
第16期	△18.4
第17期	9.0
第18期	8.4
第19期	13.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB Cファンドラップ・日本中小型株

	収益率 (%)

第 10 期	19.8
第 11 期	31.3
第 12 期	11.9
第 13 期	△15.8
第 14 期	16.0
第 15 期	33.1
第 16 期	△11.5
第 17 期	15.2
第 18 期	3.5
第 19 期	23.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・米国株

	収益率 (%)
第 10 期	△7.0
第 11 期	34.5
第 12 期	20.3
第 13 期	△1.8
第 14 期	7.4
第 15 期	46.8
第 16 期	△0.4
第 17 期	15.8
第 18 期	33.0
第 19 期	18.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・欧州株

	収益率 (%)
第 10 期	△8.6
第 11 期	30.9
第 12 期	△0.5
第 13 期	△10.5
第 14 期	2.5
第 15 期	33.3
第 16 期	△8.7
第 17 期	23.6
第 18 期	16.8
第 19 期	25.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・新興国株

	収益率 (%)
第 10 期	0.2
第 11 期	37.5
第 12 期	△3.2
第 13 期	△0.9
第 14 期	7.1
第 15 期	27.1
第 16 期	△6.1
第 17 期	8.4
第 18 期	12.8
第 19 期	23.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・日本債

	収益率 (%)
第 10 期	5.0
第 11 期	△1.1
第 12 期	△0.9
第 13 期	3.4
第 14 期	△2.0
第 15 期	0.1
第 16 期	△3.4
第 17 期	△2.4
第 18 期	△0.8
第 19 期	△5.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・米国債

	収益率 (%)
第 10 期	△11.9
第 11 期	10.4
第 12 期	△1.8
第 13 期	4.8

第 14 期	4.9
第 15 期	3.9
第 16 期	12.1
第 17 期	0.8
第 18 期	8.0
第 19 期	5.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・欧州債

	収益率 (%)
第 10 期	△12.5
第 11 期	14.5
第 12 期	△1.5
第 13 期	△2.3
第 14 期	4.3
第 15 期	5.4
第 16 期	△10.2
第 17 期	8.9
第 18 期	10.3
第 19 期	8.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・新興国債

	収益率 (%)
第 10 期	△2.7
第 11 期	15.0
第 12 期	△4.7
第 13 期	7.0
第 14 期	△0.7
第 15 期	10.6
第 16 期	△0.6
第 17 期	7.6
第 18 期	12.2
第 19 期	11.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・J-REIT

	収益率 (%)
第 10 期	12.9
第 11 期	△4.7
第 12 期	9.7
第 13 期	27.0
第 14 期	△15.0
第 15 期	22.9
第 16 期	0.5
第 17 期	△2.8
第 18 期	△2.2
第 19 期	14.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・G-REIT

	収益率 (%)
第 10 期	△3.4
第 11 期	7.2
第 12 期	4.2
第 13 期	11.7
第 14 期	△18.3
第 15 期	47.3
第 16 期	5.4
第 17 期	△0.6
第 18 期	26.0
第 19 期	△0.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・コモディティ

	収益率 (%)
第 10 期	△18.4
第 11 期	8.5
第 12 期	△1.9
第 13 期	△8.9
第 14 期	△8.6
第 15 期	41.5
第 16 期	53.1
第 17 期	△2.5

第 18 期	△4.9
第 19 期	9.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

SMB C ファンドラップ・ヘッジファンド

	収益率 (%)
第 10 期	△4.0
第 11 期	2.6
第 12 期	0.8
第 13 期	△1.8
第 14 期	△2.5
第 15 期	0.6
第 16 期	△1.1
第 17 期	1.0
第 18 期	2.2
第 19 期	0.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

SMB C ファンドラップ・日本バリュー株

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	24,820,561,609	8,122,413,735
第 11 期	22,067,375,761	16,910,315,197
第 12 期	23,465,753,940	19,508,711,616
第 13 期	9,046,015,636	8,008,054,618
第 14 期	6,945,135,428	13,931,568,577
第 15 期	10,542,613,803	22,664,536,774
第 16 期	17,351,841,927	5,562,368,466
第 17 期	20,907,867,306	11,087,244,777
第 18 期	27,927,110,846	14,259,861,712
第 19 期	21,184,988,712	11,558,611,729

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・日本グロース株

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	18,854,476,313	3,086,362,580

第 11 期	12, 551, 439, 628	10, 179, 999, 803
第 12 期	14, 018, 184, 667	6, 822, 883, 958
第 13 期	8, 823, 573, 556	4, 574, 554, 035
第 14 期	13, 281, 697, 406	12, 082, 529, 928
第 15 期	16, 917, 682, 170	14, 164, 433, 234
第 16 期	18, 801, 676, 882	8, 726, 832, 450
第 17 期	21, 879, 537, 118	17, 344, 990, 828
第 18 期	25, 977, 628, 790	18, 052, 108, 368
第 19 期	26, 634, 110, 732	6, 166, 136, 109

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・日本中小型株

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	4, 209, 996, 351	3, 342, 293, 888
第 11 期	2, 794, 504, 021	4, 002, 229, 232
第 12 期	2, 747, 359, 780	2, 162, 084, 376
第 13 期	1, 406, 205, 999	1, 080, 348, 392
第 14 期	858, 937, 669	2, 499, 730, 968
第 15 期	1, 034, 690, 436	2, 053, 983, 948
第 16 期	3, 500, 369, 446	352, 196, 286
第 17 期	3, 638, 858, 211	1, 012, 150, 715
第 18 期	8, 018, 419, 900	845, 474, 326
第 19 期	5, 555, 843, 184	3, 036, 277, 968

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・米国株

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	10, 271, 965, 052	2, 480, 533, 134
第 11 期	9, 295, 643, 901	5, 813, 700, 221
第 12 期	9, 940, 497, 440	5, 252, 349, 469
第 13 期	3, 619, 252, 156	5, 781, 226, 666
第 14 期	4, 245, 204, 478	7, 220, 611, 070
第 15 期	4, 543, 506, 489	7, 415, 215, 117
第 16 期	7, 466, 372, 807	4, 796, 000, 977
第 17 期	11, 285, 376, 215	5, 741, 981, 740
第 18 期	11, 760, 163, 725	7, 095, 653, 386
第 19 期	13, 184, 041, 641	5, 515, 885, 393

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・欧州株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 10 期	8,334,951,011	3,699,027,697
第 11 期	5,998,726,005	8,061,988,500
第 12 期	5,891,431,500	2,896,340,931
第 13 期	4,623,331,838	1,997,927,892
第 14 期	3,740,708,658	5,420,846,266
第 15 期	3,722,347,876	5,083,533,809
第 16 期	6,537,015,984	2,086,384,935
第 17 期	7,661,881,530	3,337,517,332
第 18 期	11,071,472,379	4,291,028,165
第 19 期	8,572,854,170	7,892,929,060

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・新興国株

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 10 期	6,337,337,896	1,386,141,829
第 11 期	4,889,018,517	4,321,722,834
第 12 期	4,711,378,951	5,812,104,073
第 13 期	5,302,326,111	1,367,240,178
第 14 期	3,415,625,338	3,696,763,808
第 15 期	2,609,800,393	5,293,015,321
第 16 期	6,562,585,473	895,563,073
第 17 期	6,204,907,183	2,885,440,717
第 18 期	9,325,003,984	1,862,833,528
第 19 期	7,196,705,128	3,829,913,394

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・日本債

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 10 期	58,070,879,899	11,386,937,383
第 11 期	68,102,838,215	24,801,398,504
第 12 期	69,664,771,041	24,128,405,649
第 13 期	23,859,983,267	27,818,584,273
第 14 期	26,479,413,570	45,535,641,172
第 15 期	51,018,896,651	33,875,571,005
第 16 期	77,625,707,531	14,713,870,281
第 17 期	77,663,183,013	38,904,013,904
第 18 期	93,187,353,315	25,200,510,407
第 19 期	85,656,271,300	27,078,489,632

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・米国債

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	8,030,873,913	3,369,580,985
第 11 期	6,463,211,471	6,117,737,725
第 12 期	8,406,059,475	2,674,351,594
第 13 期	6,506,757,893	2,629,432,710
第 14 期	4,420,446,060	4,064,158,126
第 15 期	7,518,143,168	7,652,802,736
第 16 期	9,149,625,255	6,102,806,749
第 17 期	17,904,370,837	2,661,418,911
第 18 期	39,363,560,248	3,734,742,891
第 19 期	23,706,600,208	13,384,175,200

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・欧州債

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	6,159,701,744	3,014,546,927
第 11 期	5,020,313,353	4,435,021,912
第 12 期	5,147,656,502	2,639,517,782
第 13 期	2,495,631,602	4,996,750,017
第 14 期	1,418,773,301	5,328,677,962
第 15 期	1,637,500,290	2,441,422,462
第 16 期	3,438,040,822	518,544,156
第 17 期	15,644,206,055	1,389,726,905
第 18 期	11,316,944,736	1,969,005,390
第 19 期	8,222,606,074	6,946,513,040

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・新興国債

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	1,991,992,112	653,620,687
第 11 期	1,792,277,094	1,333,922,647
第 12 期	2,551,024,081	883,227,354
第 13 期	1,897,477,489	935,016,281
第 14 期	1,167,512,280	1,559,118,668
第 15 期	1,606,288,673	2,444,971,818
第 16 期	2,805,237,796	448,622,919

第 17 期	3,194,986,846	1,201,959,293
第 18 期	4,821,717,706	999,882,429
第 19 期	4,365,557,726	1,626,083,975

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・J－REIT

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	2,229,042,823	1,121,177,594
第 11 期	2,332,084,681	1,205,899,052
第 12 期	2,821,106,605	945,522,826
第 13 期	1,297,820,190	3,211,896,121
第 14 期	2,004,324,047	1,178,238,024
第 15 期	1,711,647,550	2,049,481,755
第 16 期	2,477,517,345	421,275,726
第 17 期	3,278,895,283	592,578,061
第 18 期	6,249,841,568	809,801,151
第 19 期	4,315,574,471	2,267,612,698

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・G－REIT

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	2,817,555,866	952,877,270
第 11 期	3,069,326,999	1,573,367,873
第 12 期	3,888,669,255	1,244,864,008
第 13 期	3,238,772,117	1,596,884,423
第 14 期	6,130,540,634	2,694,297,859
第 15 期	3,721,230,083	4,092,139,656
第 16 期	5,026,388,633	4,938,520,194
第 17 期	9,111,511,209	1,818,544,810
第 18 期	9,655,506,972	2,152,608,812
第 19 期	8,919,010,840	6,845,376,514

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・コモディティ

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	3,789,624,413	736,012,193
第 11 期	3,016,399,788	1,830,200,530
第 12 期	4,247,996,753	1,348,814,885
第 13 期	1,616,481,976	1,122,130,202

第 14 期	5,208,159,748	1,954,078,859
第 15 期	2,656,756,158	4,537,814,452
第 16 期	3,807,136,043	5,671,654,173
第 17 期	3,763,935,851	1,009,684,154
第 18 期	6,862,117,635	989,752,626
第 19 期	7,104,145,988	2,643,474,734

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMB C ファンドラップ・ヘッジファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 10 期	20,886,799,408	3,163,434,651
第 11 期	21,077,497,557	8,119,522,073
第 12 期	20,258,985,094	8,082,013,714
第 13 期	8,404,576,891	7,600,551,949
第 14 期	17,138,835,687	10,923,887,735
第 15 期	18,114,732,699	13,631,537,951
第 16 期	25,968,158,204	6,296,978,329
第 17 期	29,966,641,080	9,681,793,172
第 18 期	49,840,970,859	9,983,017,723
第 19 期	40,714,127,088	13,165,739,348

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	4,096,969,100	75.53
特殊債券	日本	199,961,200	3.69
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	1,127,532,645	20.78
合計 (純資産総額)		5,424,462,945	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債	1 3 3 1 国	1,700,000,000	99.90	1,698,255,800	99.90	1,698,376,500	0.000	2025/12/15	31.31

	証券	庫短期証券								
日本	国債証券	1 3 2 5 国庫短期証券	1,000,000,000	99.89	998,948,000	99.94	999,401,000	0.000	2025/11/17	18.42
日本	国債証券	1 3 2 1 国庫短期証券	500,000,000	99.89	499,458,000	99.97	499,839,500	0.000	2025/10/27	9.21
日本	国債証券	1 3 3 4 国庫短期証券	500,000,000	99.87	499,363,000	99.88	499,396,500	0.000	2026/01/07	9.21
日本	国債証券	1 2 9 8 国庫短期証券	400,000,000	99.92	399,667,600	99.99	399,955,600	0.000	2025/10/10	7.37
日本	特殊債券	2 5 8 政保道路機構	200,000,000	99.96	199,916,200	99.98	199,961,200	0.386	2025/10/31	3.69

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	75.53
特殊債券	3.69
合 計	79.21

②投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

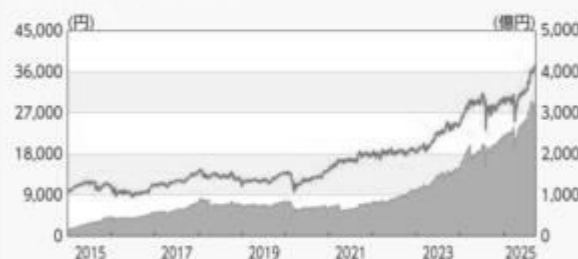
基準日:2025年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

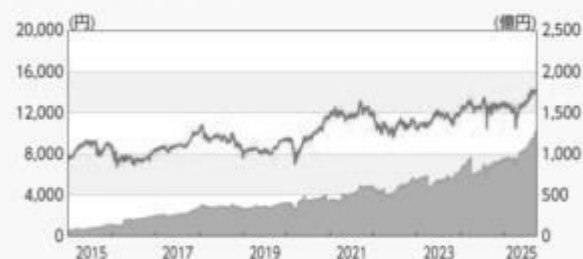
基準価額・純資産の推移 (期間:2014年12月30日~2025年9月30日)

■ 純資産総額:右目盛
— 基準価額:左目盛

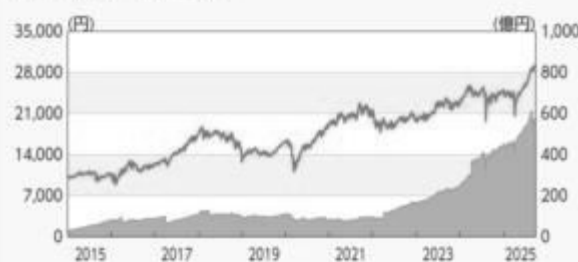
FW日本バリュー株



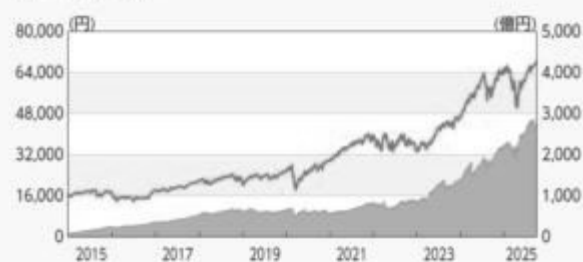
FW日本グロース株



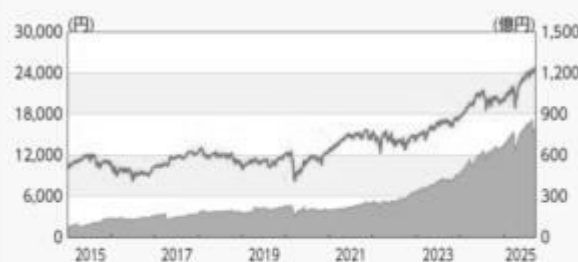
FW日本中小型株



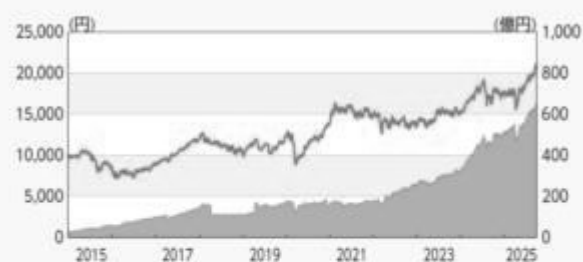
FW米国株



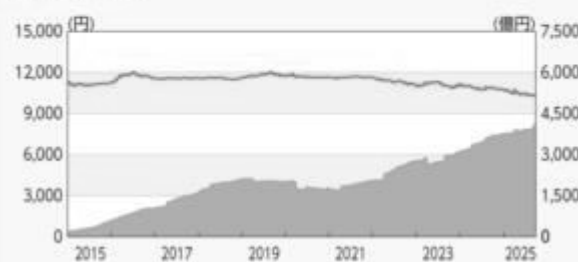
FW欧州株



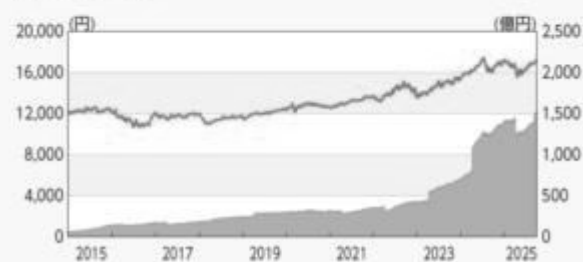
FW新興国株



FW日本債



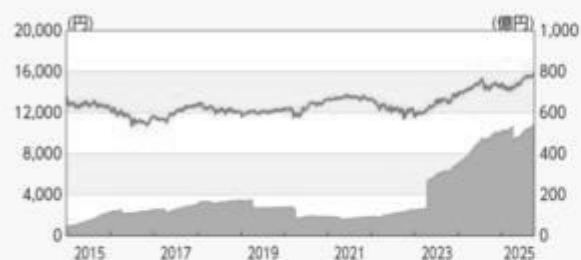
FW米国債



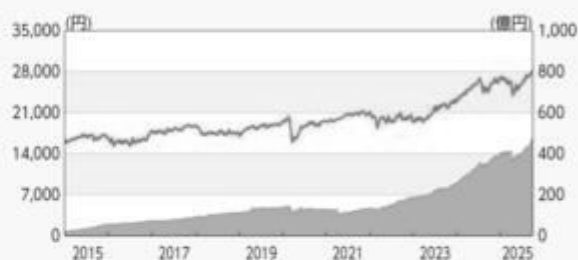
※基準価額は、1万円当たり、信託報酬控除後です。

■ 純資産総額：右目盛
— 基準価額：左目盛

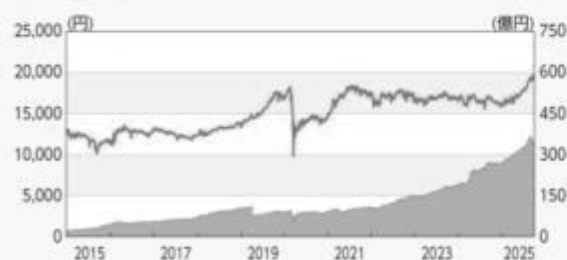
■ FW欧州債



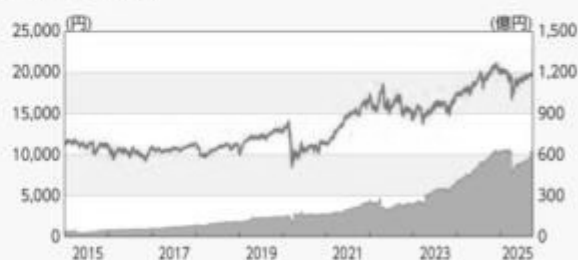
■ FW新興国債



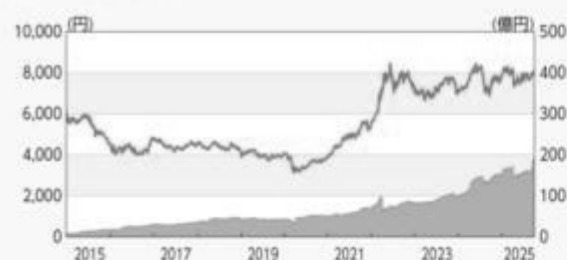
■ FWJ-REIT



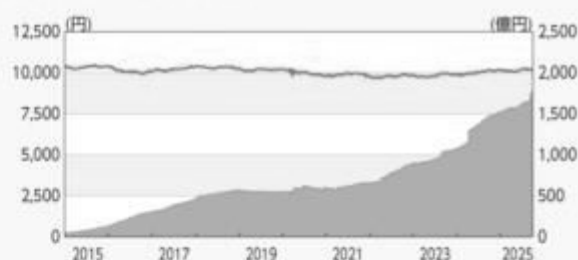
■ FWG-REIT



■ FWコモディティ



■ FWヘッジファンド



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

ファンド名	FW日本バリュー株	FW日本グロース株	FW日本中小型株	FW米国株	FW欧州株	FW新興国株	FW日本債
決算期							
2025年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2024年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2023年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2022年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2021年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

ファンド名	FW米国債	FW欧州債	FW新興国債	FWJ-REIT	FWG-REIT	FWコモディティ	FWヘッジファンド
決算期							
2025年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2024年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2023年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2022年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2021年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■FW日本バリュー株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.34
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.66
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)	98.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■SMDAM/FOFs用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.5
日本	ソニーグループ	電気機器	4.2
日本	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.8
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.7
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	3.1

■FW日本グロース株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.43
親投資信託受益証券	日本	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.43
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用)	98.43
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.14

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	ソニーグループ	電気機器	5.6
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	4.3
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.6
日本	日立製作所	電気機器	3.4
日本	東京海上ホールディングス	保険業	3.2

※野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入資産が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□FW日本中小型株
資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.49
親投資信託受益証券	日本	0.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.46
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	53.33
日本	投資信託受益証券	SBI/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	45.15
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.05

▶投資対象とする投資信託の現況

□アモーヴァ/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「日本中小型株式アクティブ・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	三井E&S	機械	2.9
日本	三井海洋開発	機械	2.3
日本	メイコー	電気機器	2.3
日本	麗ケ関キャピタル	不動産業	1.8
日本	イトーキ	その他製品	1.6

※アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

□SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「中小型割安成長株・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	日精エー・エス・ビー機械	機械	3.9
日本	JCU	化学	3.8
日本	ドウシシャ	卸売業	3.8
日本	扶桑化学工業	化学	3.7
日本	東京精密	精密機器	3.5

※SBIアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW米国株
資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.39
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.61
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)	34.62
日本	投資信託受益証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)	32.51
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)	31.27
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ティー・ロウ・プライス 米国大型バリュー株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	ALPHABET INC-CL C	コミュニケーション・サービス	3.5
アメリカ	BANK OF AMERICA CORP	金融	2.9
アメリカ	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融	2.8
アメリカ	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	2.5
アメリカ	WELLS FARGO & CO	金融	2.4

※ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	9.1
アメリカ	APPLE INC	情報技術	8.9
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	8.8
アメリカ	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	7.3
アメリカ	META PLATFORMS INC	コミュニケーション・サービス	6.9

※当該銘柄は、同一企業の発行する種類の異なる株式を合算しています。

※ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	7.9
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	6.5
アメリカ	ALPHABET INC CL A	コミュニケーション・サービス	5.4
アメリカ	APPLE INC	情報技術	5.2
アメリカ	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	4.7

※アムンディ・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW欧州株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.25
親投資信託受益証券	日本	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.64
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)	98.25
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.11

▶投資対象とする投資信託の現況

■MFS/FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「MFSブレンド・リサーチ欧州株マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。
(2025年8月29日現在)

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
オランダ	ASMLホールディング	情報技術	3.3
スイス	ノバルティス	ヘルスケア	3.0
スイス	ネスレ	生活必需品	2.9
スイス	ロシュ・ホールディング	ヘルスケア	2.8
イギリス	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	生活必需品	2.2

※MFSインベストメント・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FW新興国株

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	97.93
親投資信託受益証券	日本	0.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.97
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus (I20 USD クラス)	97.93
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.10

▶投資対象とする投資信託の現況

■Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス(I20 USD クラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカス」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)*
台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING - TSMC	半導体・半導体製造装置	9.6
中国	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	6.8
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.3
中国	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	4.2
インド	HDFC BANK LTD	銀行	2.3

*比率は、Amundiファンズ・エマージング・マーケット・エクイティ・フォーカスの純資産総額に対する時価の比率です。

※Amundiから入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入保有証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW日本債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.34
親投資信託受益証券	日本	0.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.42
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	三井住友/FOFs用日本債F (適格機関投資家限定)	98.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.24

▶投資対象とする投資信託の現況

■三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内債券マザーファンド(B号)」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	476 2年国債	0.900	2027/09/01	11.0
日本	473 2年国債	0.800	2027/06/01	4.4
日本	379 10年国債	1.500	2035/06/20	2.7
日本	474 2年国債	0.700	2027/07/01	2.2
日本	364 10年国債	0.100	2031/09/20	2.0

■FW米国債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.54
親投資信託受益証券	日本	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.37
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ブラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	98.54
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.09

▶投資対象とする投資信託の現況

■ブラックロック/FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ブラックロック米国債券マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2025/11/06	0.000	2025/11/06	2.9
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2026/02/05	0.000	2026/02/05	2.4
アメリカ	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2028/04/15	3.750	2028/04/15	2.1
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2026/03/12	0.000	2026/03/12	2.0
アメリカ	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/01/31	4.125	2027/01/31	1.9

※ブラックロック・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FW欧州債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.45
親投資信託受益証券	日本	0.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.42
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ドイツェ/FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	98.45
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.13

▶ 投資対象とする投資信託の現況

ドイツェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ドイツェ・ヨーロッパ・インカム・オープン・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
フランス	フランス国債 4% 10/25/38	4.000	2038/10/25	0.9
ハンガリー	ハンガリー国債 1.75% 10/10/27	1.750	2027/10/10	0.9
イタリア	イタリア国債 0.85% 01/15/27	0.850	2027/01/15	0.9
イタリア	イタリア国債 2% 02/01/28	2.000	2028/02/01	0.8
イギリス	イギリス国債 4.25% 07/31/34	4.250	2034/07/31	0.8

※ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

FW新興国債

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.49
親投資信託受益証券	日本	0.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.39
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)	98.49
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.12

▶ 投資対象とする投資信託の現況

FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「新成長国債券マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ルーマニア	ルーマニア国債	6.375	2034/01/30	1.2
トルコ	トルコ国債	7.625	2034/05/15	0.9
ハンガリー	ハンガリー国債	5.500	2036/03/26	0.9
メキシコ	メキシコ国債	5.500	2030/08/17	0.8
コスタリカ	コスタリカ国債	6.125	2031/02/19	0.8

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FWJ-REIT

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.35
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.65
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	98.35
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「J-REITマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	比率(%)
日本	日本ビルファンド投資法人	8.6
日本	日本都市ファンド投資法人	7.4
日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	7.2
日本	GLP投資法人	5.9
日本	ユナイテッド・アーバン投資法人	5.5

FWG-REIT

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.23
親投資信託受益証券	日本	0.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.62
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀/プリンシパルFOFs用 外国リートF(適格機関投資家限定)	98.23
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.15

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ 大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「外国リートマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	比率(%)
アメリカ	WELLTOWER INC	8.2
アメリカ	PROLOGIS INC	6.8
アメリカ	EQUINIX INC	5.6
アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	4.0
オーストラリア	GOODMAN GROUP	3.9

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有効証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FWコモディティ

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.47
親投資信託受益証券	日本	0.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.37
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)	98.47
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.16

▶投資対象とする投資信託の現況

■パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の投資銘柄は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アイルランド	STAR HELIOS	0.000	2026/10/26	49.8
ルクセンブルク	Societe Generale	0.000	2026/03/31	49.5

※パインブリッジ・インベストメンツ株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FWヘッジファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.52
親投資信託受益証券	日本	0.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.30
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)	34.55
日本	投資信託受益証券	SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)	34.38
日本	投資信託受益証券	ノムラOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	29.59
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.18

▶投資対象とする投資信託の現況

■SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「SOMPO 日本株バリュー シングル・アルファ マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	SUMCO	金属製品	2.9
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	2.8
日本	村田製作所	電気機器	2.7
日本	NTT	情報・通信業	2.4
日本	オムロン	電気機器	2.1

※SOMPOアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有効証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「野村日本株IPストラテジー マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	東京エレクトロン	電気機器	4.9
日本	三菱商事	卸売業	4.6
日本	リクルートホールディングス	サービス業	4.2
日本	東京海上ホールディングス	保険業	4.2
日本	信越化学工業	化学	4.1

※野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■SMDAM/FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「日本グロース株MNマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	ソニーグループ	電気機器	4.8
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.5
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	3.2
日本	三菱重工業	機械	2.9
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.9

■各ファンド共通

▶投資対象とする投資信託の現況

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	75.53
特殊債券	日本	3.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20.78
合計(純資産総額)		100.00

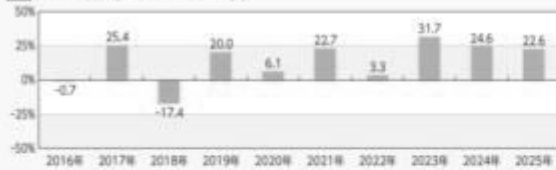
主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1331国庫短期証券	0.000	2025/12/15	31.31
日本	国債証券	1325国庫短期証券	0.000	2025/11/17	18.42
日本	国債証券	1321国庫短期証券	0.000	2025/10/27	9.21
日本	国債証券	1334国庫短期証券	0.000	2026/01/07	9.21
日本	国債証券	1298国庫短期証券	0.000	2025/10/10	7.37

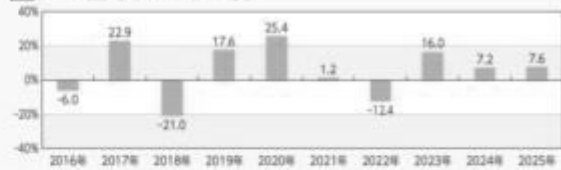
※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

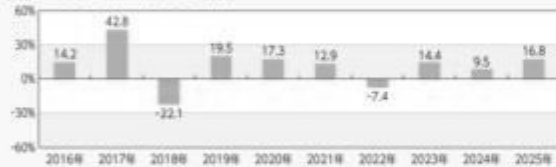
■ FW日本バリュー株



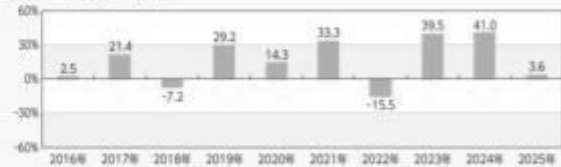
■ FW日本グロース株



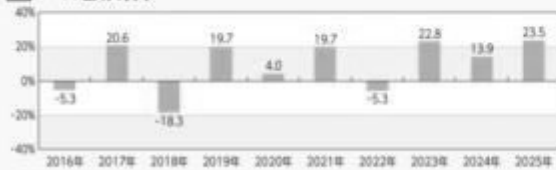
■ FW日本中小型株



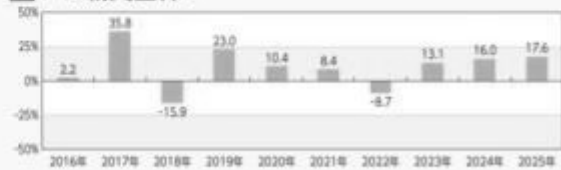
■ FW米国株



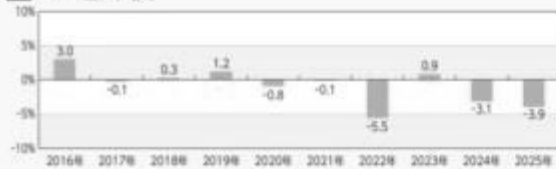
■ FW欧州株



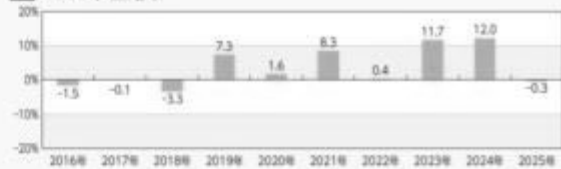
■ FW新興国株



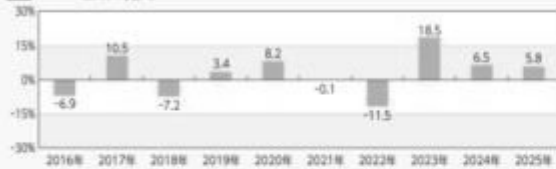
■ FW日本債



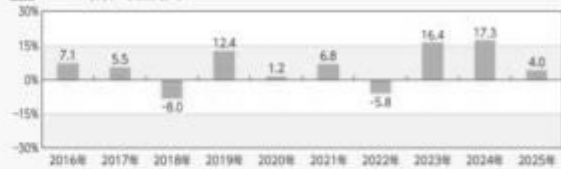
■ FW米国債



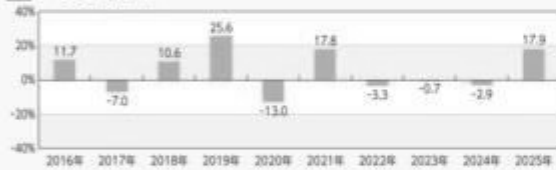
■ FW欧州債



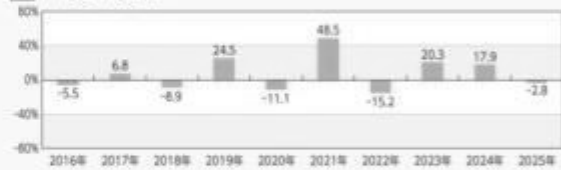
■ FW新興国債



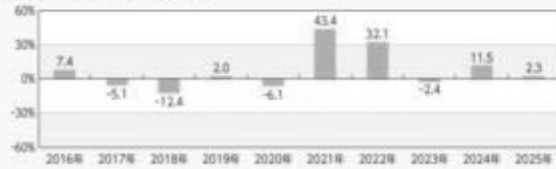
■ FWJ-REIT



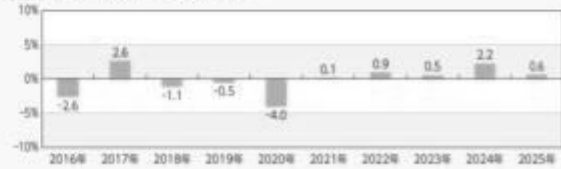
■ FWG-REIT



■ FWコモディティ



■ FWヘッジファンド



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日または取得申込日の翌営業日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
FW日本バリュー株	ありません。
FW日本グロース株	ありません。
FW日本中小型株	ありません。
FW米国株	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
FW欧州株	・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国株	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日
FW日本債	ありません。
FW米国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・その他米国債券市場の休業日
FW欧州債	・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日
FWJ-REIT	ありません。

FWG-REIT	・ニューヨーク証券取引所の休業日
FWコモディティ	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日
FWヘッジファンド	ありません。

※申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ (<https://www.smd-am.co.jp>) に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

- (ホ) 当ファンドは、SMBCファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任口座を開設した方に限るものとします。

※商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

ロ 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債 FWJ-REIT FWヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由し

て、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債 FWJ-REIT FWヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数
FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、各ファンドにつき、解約請求申込日または解約請求申込日の翌営業日が以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

ファンド名	申込不可日
FW日本バリュー株	ありません。
FW日本グロース株	ありません。
FW日本中小型株	ありません。
FW米国株	・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日
FW欧州株	・ 英国証券取引所の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日
FW新興国株	・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ ルクセンブルグの銀行の休業日 ・ 12月24日
FW日本債	ありません。
FW米国債	・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ その他米国債券市場の休業日
FW欧州債	・ ロンドンの銀行の休業日
FW新興国債	・ ニューヨーク証券取引所の休業日
FWJ-REIT	ありません。
FWG-REIT	・ ニューヨーク証券取引所の休業日
FWコモディティ	・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ ブルームバーク商品指数の算出・公表されない日

FWヘッジファンド	ありません。

※申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ (<https://www.smd-am.co.jp>) に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW欧州株 FW日本債 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWJ-REIT FWG-REIT FWヘッジファンド	6営業日目
FW新興国株 FWコモディティ	7営業日目

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の基準価額となります。

ファンド名	一部解約価額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW日本債 FWJ-REIT FWヘッジファンド	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
FW米国株 FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWG-REIT FWコモディティ	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解

約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
FW日本バリュー株	FW日バ	FW米国債	FW米債
FW日本グロース株	FW日グ	FW欧州債	FW欧債
FW日本中小型株	FW中小	FW新興国債	FW興債
FW米国株	FW米株	FWJ-REIT	FWJR
FW欧州株	FW欧株	FWG-REIT	FWGR
FW新興国株	FW興株	FWコモディティ	FWコモ
FW日本債	FW日債	FWヘッジファンド	FWHF

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2007年2月20日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年9月26日から翌年9月25日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱い、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定

する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた

受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 19 期（2024 年 9 月 26 日から 2025 年 9 月 25 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本バリュー株の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本バリュー株の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【SMB Cファンドラップ・日本バリュー株】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	32,694,838	45,739,727
コール・ローン	3,741,165,425	5,882,858,388
投資信託受益証券	209,616,257,895	315,922,672,376
親投資信託受益証券	999,015	1,002,263
流動資産合計	213,391,117,173	321,852,272,754
資産合計	213,391,117,173	321,852,272,754
負債の部		
流動負債		
未払解約金	60,233,510	266,771,551
未払受託者報酬	34,030,189	46,637,595
未払委託者報酬	204,181,345	279,825,767
その他未払費用	1,671,888	1,671,700
流動負債合計	300,116,932	594,906,613
負債合計	300,116,932	594,906,613
純資産の部		
元本等		
元本	76,921,715,579	86,548,092,562
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	136,169,284,662	234,709,273,579
（分配準備積立金）	59,995,648,914	127,760,579,835
元本等合計	213,091,000,241	321,257,366,141
純資産合計	213,091,000,241	321,257,366,141
負債純資産合計	213,391,117,173	321,852,272,754

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	2,317,584	17,758,116
有価証券売買等損益	22,131,865,600	81,553,851,595
営業収益合計	22,134,183,184	81,571,609,711
営業費用		
支払利息	368,362	-
受託者報酬	62,534,608	85,369,726
委託者報酬	404,013,581	512,218,774
その他費用	1,716,912	1,671,700
営業費用合計	468,633,463	599,260,200
営業利益又は営業損失（△）	21,665,549,721	80,972,349,511
経常利益又は経常損失（△）	21,665,549,721	80,972,349,511
当期純利益又は当期純損失（△）	21,665,549,721	80,972,349,511
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,109,908,690	5,674,820,463
期首剰余金又は期首欠損金（△）	92,197,815,981	136,169,284,662
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,582,561,161	44,154,073,448
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,582,561,161	44,154,073,448
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,166,733,511	20,911,613,579
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,166,733,511	20,911,613,579
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	136,169,284,662	234,709,273,579

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	76,921,715,579 口	86,548,092,562 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.7702 円 (1 万口当たりの純資産額 27,702 円)	1 口当たり純資産額 3.7119 円 (1 万口当たりの純資産額 37,119 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,937,276 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (16,552,607,863 円)、収益調整金 (81,142,286,436 円)、および分配準備積立金 (43,441,103,775 円) より、分配対象収益は 141,137,935,350 円 (1 万口当たり 18,348.26 円) ですが、分配を行って	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (16,854,070 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (75,280,674,978 円)、収益調整金 (106,948,693,744 円)、および分配準備積立金 (52,463,050,787 円) より、分配対象収益は 234,709,273,579 円 (1 万口当たり 27,118.94 円) ですが、分配を行っ

	おりません。	ておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,032,256,661 円
親投資信託受益証券	295 円
合計	18,032,256,956 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	77,267,290,382 円
親投資信託受益証券	3,248 円
合計	77,267,293,630 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	63,254,466,445 円	76,921,715,579 円
期中追加設定元本額	27,927,110,846 円	21,184,988,712 円
期中一部解約元本額	14,259,861,712 円	11,558,611,729 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMDAM／FOFs 用日本バリュー株 F (適格機関投資家限定)	101,449,109,655	315,922,672,376	
	投資信託受益証券 小計		315,922,672,376	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,252	1,002,263	
	親投資信託受益証券 小計		1,002,263	
合 計			315,923,674,639	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本グロース株の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本グロース株の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・日本グロース株】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	11,635,075	15,683,517
コール・ローン	1,331,364,278	2,017,150,467
投資信託受益証券	84,742,121,320	124,548,026,475
親投資信託受益証券	170,110,529	170,663,598
流動資産合計	86,255,231,202	126,751,524,057
資産合計	86,255,231,202	126,751,524,057
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,897,084	106,307,027
未払受託者報酬	13,387,600	17,719,129
未払委託者報酬	80,325,778	106,315,060
その他未払費用	1,647,700	1,671,700
流動負債合計	120,258,162	232,012,916
負債合計	120,258,162	232,012,916
純資産の部		
元本等		
元本	69,262,115,834	89,730,090,457
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,872,857,206	36,789,420,684
（分配準備積立金）	9,566,368,093	22,574,198,738
元本等合計	86,134,973,040	126,519,511,141
純資産合計	86,134,973,040	126,519,511,141
負債純資産合計	86,255,231,202	126,751,524,057

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	908,877	5,711,507
有価証券売買等損益	7,033,301,844	14,216,914,919
営業収益合計	7,034,210,721	14,222,626,426
営業費用		
支払利息	160,739	-
受託者報酬	26,449,439	32,747,826
委託者報酬	171,977,684	196,487,501
その他費用	1,667,251	1,671,700
営業費用合計	200,255,113	230,907,027
営業利益又は営業損失（△）	6,833,955,608	13,991,719,399
経常利益又は経常損失（△）	6,833,955,608	13,991,719,399
当期純利益又は当期純損失（△）	6,833,955,608	13,991,719,399
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,200,408,955	263,528,017
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,046,572,017	16,872,857,206
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,088,669,557	7,696,328,052
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,088,669,557	7,696,328,052
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,895,931,021	1,507,955,956
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,895,931,021	1,507,955,956
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,872,857,206	36,789,420,684

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	69,262,115,834 口	89,730,090,457 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2436 円 (1 万口当たりの純資産額 12,436 円)	1 口当たり純資産額 1.4100 円 (1 万口当たりの純資産額 14,100 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,281,576 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,359,729,205 円)、収益調整金 (34,525,217,490 円)、および分配準備積立金 (7,205,357,312 円) より、分配対象収益は 44,091,585,583 円 (1 万口当たり 6,365.90 円) であります。分配を行っており	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,226,757 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (13,721,964,625 円)、収益調整金 (48,275,387,176 円)、および分配準備積立金 (8,846,007,356 円) より、分配対象収益は 70,849,585,914 円 (1 万口当たり 7,895.86 円) であります。分配を行って

	ません。	おりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,157,746,826 円
親投資信託受益証券	50,279 円
合計	5,157,797,105 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,134,349,569 円
親投資信託受益証券	553,069 円
合計	14,134,902,638 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	61,336,595,412 円	69,262,115,834 円
期中追加設定元本額	25,977,628,790 円	26,634,110,732 円
期中一部解約元本額	18,052,108,368 円	6,166,136,109 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラ F O F s 用・ジャパン・アクティブ・グロース（適格機関投資家専用）	68,549,742,130	124,548,026,475	
	投資信託受益証券 小計		124,548,026,475	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	167,596,581	170,663,598	
	親投資信託受益証券 小計		170,663,598	
合 計			124,718,690,073	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本中小型株の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本中小型株の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・日本中小型株】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,890,364	7,310,433
コール・ローン	559,588,695	940,238,214
投資信託受益証券	40,206,415,841	56,898,329,442
親投資信託受益証券	27,435,274	27,524,472
流動資産合計	40,798,330,174	57,873,402,561
資産合計	40,798,330,174	57,873,402,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,962,521	47,318,737
未払受託者報酬	6,249,697	8,743,318
未払委託者報酬	37,498,416	52,460,105
その他未払費用	1,177,906	1,391,923
流動負債合計	56,888,540	109,914,083
負債合計	56,888,540	109,914,083
純資産の部		
元本等		
元本	17,170,190,593	19,689,755,809
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,571,251,041	38,073,732,669
（分配準備積立金）	4,367,324,895	14,286,045,906
元本等合計	40,741,441,634	57,763,488,478
純資産合計	40,741,441,634	57,763,488,478
負債純資産合計	40,798,330,174	57,873,402,561

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	358,851	3,063,623
有価証券売買等損益	504,980,167	11,653,348,621
営業収益合計	505,339,018	11,656,412,244
営業費用		
支払利息	54,895	-
受託者報酬	10,367,995	15,904,769
委託者報酬	66,455,010	95,429,098
その他費用	1,184,517	1,391,923
営業費用合計	78,062,417	112,725,790
営業利益又は営業損失（△）	427,276,601	11,543,686,454
経常利益又は経常損失（△）	427,276,601	11,543,686,454
当期純利益又は当期純損失（△）	427,276,601	11,543,686,454
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	64,661,067	1,008,496,186
期首剰余金又は期首欠損金（△）	12,913,645,730	23,571,251,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,410,778,015	8,174,544,138
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,410,778,015	8,174,544,138
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,115,788,238	4,207,252,778
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,115,788,238	4,207,252,778
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,571,251,041	38,073,732,669

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	17, 170, 190, 593 口	19, 689, 755, 809 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2. 3728 円 (1 万口当たりの純資産額 23, 728 円)	1 口当たり純資産額 2. 9337 円 (1 万口当たりの純資産額 29, 337 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (327, 719 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (362, 222, 263 円)、収益調整金 (22, 636, 333, 751 円)、および分配準備積立金 (4, 004, 774, 913 円) より、分配対象収益は 27, 003, 658, 646 円 (1 万口当たり 15, 727. 06 円) ですが、分配を行って	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2, 934, 286 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (10, 532, 255, 982 円)、収益調整金 (27, 215, 372, 015 円)、および分配準備積立金 (3, 750, 855, 638 円) より、分配対象収益は 41, 501, 417, 921 円 (1 万口当たり 21, 077. 67 円) ですが、分配を行って

	りません。	おりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	501,423,080 円
親投資信託受益証券	8,109 円
合計	501,431,189 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,736,030,446 円
親投資信託受益証券	89,198 円
合計	10,736,119,644 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	9,997,245,019 円	17,170,190,593 円
期中追加設定元本額	8,018,419,900 円	5,555,843,184 円
期中一部解約元本額	845,474,326 円	3,036,277,968 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アモーヴァ／F O F s 用日本中小型株 F (適格機関投資家限定)	16,729,883,524	30,784,658,672	
	S B I／F O F s 用日本中小型株 F (適格機関投資家限定)	19,554,942,916	26,113,670,770	
	投資信託受益証券 小計		56,898,329,442	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	27,029,827	27,524,472	
	親投資信託受益証券 小計		27,524,472	
合 計			56,925,853,914	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・米国株の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・米国株の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・米国株】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,097,809	37,604,999
コール・ローン	2,986,288,467	4,836,602,531
投資信託受益証券	183,979,541,417	269,445,621,967
親投資信託受益証券	999,311	1,002,560
流動資産合計	186,992,927,004	274,320,832,057
資産合計	186,992,927,004	274,320,832,057
負債の部		
流動負債		
未払解約金	39,633,815	176,635,259
未払受託者報酬	28,941,542	41,842,878
未払委託者報酬	173,649,415	251,057,501
その他未払費用	1,671,888	1,671,700
流動負債合計	243,896,660	471,207,338
負債合計	243,896,660	471,207,338
純資産の部		
元本等		
元本	32,529,196,222	40,197,352,470
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	154,219,834,122	233,652,272,249
(分配準備積立金)	62,295,526,400	95,522,662,689
元本等合計	186,749,030,344	273,849,624,719
純資産合計	186,749,030,344	273,849,624,719
負債純資産合計	186,992,927,004	274,320,832,057

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	1,765,252	13,109,998
有価証券売買等損益	43,093,901,611	45,620,831,426
営業収益合計	43,095,666,863	45,633,941,424
営業費用		
支払利息	325,740	-
受託者報酬	52,393,300	76,936,172
委託者報酬	337,877,857	461,617,522
その他費用	1,717,451	1,677,640
営業費用合計	392,314,348	540,231,334
営業利益又は営業損失 (△)	42,703,352,515	45,093,710,090
経常利益又は経常損失 (△)	42,703,352,515	45,093,710,090
当期純利益又は当期純損失 (△)	42,703,352,515	45,093,710,090
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	7,482,379,748	3,817,076,138
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	92,419,578,966	154,219,834,122
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,836,741,859	64,447,012,751
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,836,741,859	64,447,012,751
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,257,459,470	26,291,208,576
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,257,459,470	26,291,208,576
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	154,219,834,122	233,652,272,249

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	32,529,196,222 口	40,197,352,470 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 5.7410 円 (1 万口当たりの純資産額 57,410 円)	1 口当たり純資産額 6.8126 円 (1 万口当たりの純資産額 68,126 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,477,714 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (35,218,598,683 円)、収益調整金 (91,924,307,722 円)、および分配準備積立金 (27,075,450,003 円) より、分配対象収益は 154,219,834,122 円 (1 万口当たり 47,409.67 円) ですが、分配を行って	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,904,752 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (41,263,729,200 円)、収益調整金 (138,129,609,560 円)、および分配準備積立金 (54,246,028,737 円) より、分配対象収益は 233,652,272,249 円 (1 万口当たり 58,126.28 円) ですが、分配を行っ

	おりません。	ておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	36,895,089,091 円
親投資信託受益証券	296 円
合計	36,895,089,387 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	41,973,889,881 円
親投資信託受益証券	3,249 円
合計	41,973,893,130 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	27,864,685,883 円	32,529,196,222 円
期中追加設定元本額	11,760,163,725 円	13,184,041,641 円
期中一部解約元本額	7,095,653,386 円	5,515,885,393 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益 証券	ティー・ロウ・プライス／FOFs 用 米国大型バリュー株式ファンド（適格 機関投資家専用）	40,170,003,972	84,794,861,384	
	ティー・ロウ・プライス／FOFs 用 米国ブルーチップ株式ファンド（適格 機関投資家専用）	38,274,047,768	94,919,638,464	
	アムンディ・米国大型株コア戦略ファ ンド（適格機関投資家専用）	43,880,445,068	89,731,122,119	
	投資信託受益証券 小計		269,445,621,967	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーフ ァンド	984,543	1,002,560	
	親投資信託受益証券 小計		1,002,560	
合 計			269,446,624,527	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・欧州株の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・欧州株の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・欧州株】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,142,623	11,225,585
コール・ローン	1,160,587,759	1,443,789,245
投資信託受益証券	61,420,658,239	78,523,013,413
親投資信託受益証券	91,064,208	91,360,279
流動資産合計	62,682,452,829	80,069,388,522
資産合計	62,682,452,829	80,069,388,522
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,689,303	51,636,755
未払受託者報酬	9,776,630	12,879,318
未払委託者報酬	58,659,948	77,276,122
その他未払費用	1,434,423	1,603,223
流動負債合計	82,560,304	143,395,418
負債合計	82,560,304	143,395,418
純資産の部		
元本等		
元本	31,526,557,760	32,206,482,870
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,073,334,765	47,719,510,234
（分配準備積立金）	14,419,139,160	25,975,931,574
元本等合計	62,599,892,525	79,925,993,104
純資産合計	62,599,892,525	79,925,993,104
負債純資産合計	62,682,452,829	80,069,388,522

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	698,950	4,711,631
有価証券売買等損益	7,747,413,383	16,810,352,397
その他収益	5,241,379	16,498,266
営業収益合計	7,753,353,712	16,831,562,294
営業費用		
支払利息	100,871	—
受託者報酬	17,497,941	24,008,024
委託者報酬	112,900,277	144,048,593
その他費用	1,446,812	1,603,223
営業費用合計	131,945,901	169,659,840
営業利益又は営業損失 (△)	7,621,407,811	16,661,902,454
経常利益又は経常損失 (△)	7,621,407,811	16,661,902,454
当期純利益又は当期純損失 (△)	7,621,407,811	16,661,902,454
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	897,415,719	2,092,825,909
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	17,313,863,160	31,073,334,765
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,120,214,345	10,037,202,620
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,120,214,345	10,037,202,620
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,084,734,832	7,960,103,696
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,084,734,832	7,960,103,696
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	31,073,334,765	47,719,510,234

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	31,526,557,760 口	32,206,482,870 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.9856 円 (1 万口当たりの純資産額 19,856 円)	1 口当たり純資産額 2.4817 円 (1 万口当たりの純資産額 24,817 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,919,505 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (6,718,072,587 円)、収益調整金 (22,041,810,071 円)、および分配準備積立金 (7,695,147,068 円) より、分配対象収益は 36,460,949,231 円 (1 万口当たり 11,565.15 円) ですが、分配を行って	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (19,826,867 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (14,549,249,678 円)、収益調整金 (25,841,709,181 円)、および分配準備積立金 (11,406,855,029 円) より、分配対象収益は 51,817,640,755 円 (1 万口当たり 16,089.20 円) ですが、分配を行って

	りません。	おりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,087,009,295 円
親投資信託受益証券	26,916 円
合計	7,087,036,211 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	15,118,378,197 円
親投資信託受益証券	296,071 円
合計	15,118,674,268 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	24,746,113,546 円	31,526,557,760 円
期中追加設定元本額	11,071,472,379 円	8,572,854,170 円
期中一部解約元本額	4,291,028,165 円	7,892,929,060 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	MFS／FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド（適格機関投資家専用）	46,444,084,352	78,523,013,413	
	投資信託受益証券 小計		78,523,013,413	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	89,718,432	91,360,279	
	親投資信託受益証券 小計		91,360,279	
合 計			78,614,373,692	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・新興国株の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・新興国株の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・新興国株】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	108,691,729	155,810,398
金銭信託	6,687,042	10,334,469
コール・ローン	765,176,758	1,329,177,503
投資信託受益証券	13,363,531,847	－
投資証券	33,188,661,961	64,114,311,835
親投資信託受益証券	62,027,699	62,229,365
派生商品評価勘定	45,678	484,293
流動資産合計	47,494,822,714	65,672,347,863
資産合計	47,494,822,714	65,672,347,863
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	130,116	－
未払金	37,026,730	69,038,830
未払解約金	14,961,979	74,325,483
未払受託者報酬	7,440,102	9,446,326
未払委託者報酬	44,640,866	56,678,205
その他未払費用	1,290,093	1,442,802
流動負債合計	105,489,886	210,931,646
負債合計	105,489,886	210,931,646
純資産の部		
元本等		
元本	27,617,407,306	30,984,199,040
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,771,925,522	34,477,217,177
（分配準備積立金）	7,895,975,584	18,539,139,681
元本等合計	47,389,332,828	65,461,416,217
純資産合計	47,389,332,828	65,461,416,217
負債純資産合計	47,494,822,714	65,672,347,863

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	499,679	3,773,461
有価証券売買等損益	5,480,536,961	10,686,872,157
為替差損益	△1,188,757,586	1,461,085,349
営業収益合計	4,292,279,054	12,151,730,967
営業費用		
支払利息	76,155	—
受託者報酬	12,981,042	17,811,628
委託者報酬	83,669,091	106,870,233
その他費用	1,450,220	1,673,130
営業費用合計	98,176,508	126,354,991
営業利益又は営業損失 (△)	4,194,102,546	12,025,375,976
経常利益又は経常損失 (△)	4,194,102,546	12,025,375,976
当期純利益又は当期純損失 (△)	4,194,102,546	12,025,375,976
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	255,551,770	444,242,875
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	10,495,982,576	19,771,925,522
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,336,076,656	5,904,188,137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,336,076,656	5,904,188,137
剰余金減少額又は欠損金増加額	998,684,486	2,780,029,583
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	998,684,486	2,780,029,583
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	19,771,925,522	34,477,217,177

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	27,617,407,306 口	30,984,199,040 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.7159 円 (1 万口当たりの純資産額 17,159 円)	1 口当たり純資産額 2.1127 円 (1 万口当たりの純資産額 21,127 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（614,775 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,937,936,001 円）、収益調整金（18,438,777,424 円）、および分配準備積立金（3,957,424,808 円）より、分配対象収益は 26,334,753,008 円（1 万口当たり 9,535.56 円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,755,168 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（11,577,377,933 円）、収益調整金（22,587,445,930 円）、および分配準備積立金（6,958,006,580 円）より、分配対象収益は 41,126,585,611 円（1 万口当たり 13,273.41 円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部

	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,053,399,450 円
投資証券	4,338,725,873 円
親投資信託受益証券	18,333 円
合計	5,392,143,656 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	10,013,697,178 円

親投資信託受益証券	201,666 円
合計	10,013,898,844 円

(デリバティブ取引に関する注記)

第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	92,562,603	－	92,478,165	△84,438
	小計	92,562,603	－	92,478,165	△84,438
合 計		92,562,603	－	92,478,165	△84,438

第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	136,762,159	－	137,246,452	484,293
	小計	136,762,159	－	137,246,452	484,293
合 計		136,762,159	－	137,246,452	484,293

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実

義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	20,155,236,850 円	27,617,407,306 円
期中追加設定元本額	9,325,003,984 円	7,196,705,128 円
期中一部解約元本額	1,862,833,528 円	3,829,913,394 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリ カ・ドル	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus (I20 USD クラス)	315, 550. 17	430, 962, 639. 21	
	アメリカ・ドル小計		315, 550. 17	430, 962, 639. 21 (64, 114, 311, 835)	
投資証券合計				64, 114, 311, 835 (64, 114, 311, 835)	
親投資信託 受益証券	日本・円	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	61, 111, 034	62, 229, 365	
	日本・円小計		61, 111, 034	62, 229, 365	
親投資信託受益証券合計				62, 229, 365 (-)	
合 計				64, 176, 541, 200 (64, 114, 311, 835)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率

アメリカ・ドル	投資証券	1 銘柄	97.9%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・日本債の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・日本債の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・日本債】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	49,740,216	52,439,888
コール・ローン	5,691,613,295	6,744,605,951
投資信託受益証券	362,156,118,608	402,161,017,384
親投資信託受益証券	979,364,444	982,548,584
流動資産合計	368,876,836,563	409,940,611,807
資産合計	368,876,836,563	409,940,611,807
負債の部		
流動負債		
未払解約金	177,316,112	492,727,147
未払受託者報酬	57,432,199	64,953,747
未払委託者報酬	277,556,650	389,722,699
その他未払費用	1,671,888	1,671,700
流動負債合計	513,976,849	949,075,293
負債合計	513,976,849	949,075,293
純資産の部		
元本等		
元本	337,883,958,122	396,461,739,790
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	30,478,901,592	12,529,796,724
(分配準備積立金)	2,696,492,158	2,502,767,232
元本等合計	368,362,859,714	408,991,536,514
純資産合計	368,362,859,714	408,991,536,514
負債純資産合計	368,876,836,563	409,940,611,807

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	3,533,606	22,039,532
有価証券売買等損益	△1,705,801,605	△20,293,212,922
営業収益合計	△1,702,267,999	△20,271,173,390
営業費用		
支払利息	658,919	-
受託者報酬	107,979,748	126,135,450
委託者報酬	572,822,390	706,097,803
その他費用	1,751,704	1,671,700
営業費用合計	683,212,761	833,904,953
営業利益又は営業損失（△）	△2,385,480,760	△21,105,078,343
経常利益又は経常損失（△）	△2,385,480,760	△21,105,078,343
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,385,480,760	△21,105,078,343
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△153,549,342	△903,752,992
期首剰余金又は期首欠損金（△）	26,682,860,728	30,478,901,592
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,509,145,415	4,626,795,183
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,509,145,415	4,626,795,183
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,481,173,133	2,374,574,700
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,481,173,133	2,374,574,700
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,478,901,592	12,529,796,724

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	337,883,958,122 口	396,461,739,790 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0902 円 (1 万口当たりの純資産額 10,902 円)	1 口当たり純資産額 1.0316 円 (1 万口当たりの純資産額 10,316 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (49,022,025,855 円)、および分配準備積立金 (2,696,492,158 円) より、分配対象収益は 51,718,518,013 円 (1 万口当たり 1,530.66 円) ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (58,182,052,437 円)、および分配準備積立金 (2,502,767,232 円) より、分配対象収益は 60,684,819,669 円 (1 万口当たり 1,530.66 円) ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,709,025,939 円
親投資信託受益証券	289,468 円
合計	△1,708,736,471 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△20,220,700,836 円
親投資信託受益証券	3,184,140 円
合計	△20,217,516,696 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな

いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	269,897,115,214 円	337,883,958,122 円
期中追加設定元本額	93,187,353,315 円	85,656,271,300 円
期中一部解約元本額	25,200,510,407 円	27,078,489,632 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	三井住友／F O F s 用日本債F (適格 機関投資家限定)	366,935,234,840	402,161,017,384	
	投資信託受益証券 小計		402,161,017,384	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーフ ァンド	964,891,078	982,548,584	
	親投資信託受益証券 小計		982,548,584	
合 計			403,143,565,968	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・米国債の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・米国債の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・米国債】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,167,809	18,000,163
コール・ローン	1,850,030,525	2,315,108,082
投資信託受益証券	124,809,360,021	148,569,005,974
親投資信託受益証券	138,927,685	139,379,371
流動資産合計	126,814,486,040	151,041,493,590
資産合計	126,814,486,040	151,041,493,590
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,711,606	118,604,225
未払受託者報酬	19,435,327	22,092,226
未払委託者報酬	116,612,171	132,553,581
その他未払費用	1,628,009	1,671,700
流動負債合計	162,387,113	274,921,732
負債合計	162,387,113	274,921,732
純資産の部		
元本等		
元本	78,041,043,335	88,363,468,343
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	48,611,055,592	62,403,103,515
（分配準備積立金）	11,632,031,364	16,119,703,835
元本等合計	126,652,098,927	150,766,571,858
純資産合計	126,652,098,927	150,766,571,858
負債純資産合計	126,814,486,040	151,041,493,590

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	1,172,976	7,649,605
有価証券売買等損益	5,630,151,446	7,137,974,891
営業収益合計	5,631,324,422	7,145,624,496
営業費用		
支払利息	144,562	-
受託者報酬	30,931,524	44,532,277
委託者報酬	197,692,836	267,194,147
その他費用	1,645,621	1,671,700
営業費用合計	230,414,543	313,398,124
営業利益又は営業損失（△）	5,400,909,879	6,832,226,372
経常利益又は経常損失（△）	5,400,909,879	6,832,226,372
当期純利益又は当期純損失（△）	5,400,909,879	6,832,226,372
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	317,042,268	588,426,112
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,334,386,572	48,611,055,592
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,163,197,838	15,965,999,451
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,163,197,838	15,965,999,451
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,970,396,429	8,417,751,788
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,970,396,429	8,417,751,788
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	48,611,055,592	62,403,103,515

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	78,041,043,335 口	88,363,468,343 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.6229 円 (1 万口当たりの純資産額 16,229 円)	1 口当たり純資産額 1.7062 円 (1 万口当たりの純資産額 17,062 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,431,592 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (5,082,436,019 円)、収益調整金 (37,961,538,914 円)、および分配準備積立金 (6,548,163,753 円) より、分配対象収益は 49,593,570,278 円 (1 万口当たり 6,354.81 円) であります。分配を行っており	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,756,761 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (6,236,043,499 円)、収益調整金 (46,283,399,680 円)、および分配準備積立金 (9,875,903,575 円) より、分配対象収益は 62,403,103,515 円 (1 万口当たり 7,062.09 円) であります。分配を行っており

	ません。	ません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,561,118,332 円
親投資信託受益証券	41,062 円
合計	5,561,159,394 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,844,511,691 円
親投資信託受益証券	451,686 円
合計	6,844,963,377 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	42,412,225,978 円	78,041,043,335 円
期中追加設定元本額	39,363,560,248 円	23,706,600,208 円
期中一部解約元本額	3,734,742,891 円	13,384,175,200 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	ブラックロック／F O F s 用米国債F (適格機関投資家限定)	75,703,952,089	148,569,005,974	
	投資信託受益証券 小計		148,569,005,974	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーフ ァンド	136,874,567	139,379,371	
	親投資信託受益証券 小計		139,379,371	
合 計			148,708,385,345	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・欧州債の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・欧州債の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・欧州債】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,988,845	6,736,964
コール・ローン	799,711,063	866,480,947
投資信託受益証券	47,080,831,806	53,291,961,783
親投資信託受益証券	69,366,370	69,591,896
流動資産合計	47,956,898,084	54,234,771,590
資産合計	47,956,898,084	54,234,771,590
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,174,288	41,222,681
未払受託者報酬	7,423,592	8,381,883
未払委託者報酬	44,541,721	50,291,470
その他未払費用	1,298,636	1,412,098
流動負債合計	61,438,237	101,308,132
負債合計	61,438,237	101,308,132
純資産の部		
元本等		
元本	33,119,482,128	34,395,575,162
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	14,775,977,719	19,737,888,296
(分配準備積立金)	4,552,751,148	7,789,265,619
元本等合計	47,895,459,847	54,133,463,458
純資産合計	47,895,459,847	54,133,463,458
負債純資産合計	47,956,898,084	54,234,771,590

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	485,706	3,071,414
有価証券売買等損益	3,457,760,582	4,309,591,571
営業収益合計	3,458,246,288	4,312,662,985
営業費用		
支払利息	73,982	-
受託者報酬	13,147,886	16,660,807
委託者報酬	84,877,733	99,965,262
その他費用	1,307,752	1,412,098
営業費用合計	99,407,353	118,038,167
営業利益又は営業損失（△）	3,358,838,935	4,194,624,818
経常利益又は経常損失（△）	3,358,838,935	4,194,624,818
当期純利益又は当期純損失（△）	3,358,838,935	4,194,624,818
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	194,097,212	122,284,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,396,399,944	14,775,977,719
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,857,610,739	3,999,995,351
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,857,610,739	3,999,995,351
剰余金減少額又は欠損金増加額	642,774,687	3,110,425,229
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	642,774,687	3,110,425,229
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,775,977,719	19,737,888,296

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	33, 119, 482, 128 口	34, 395, 575, 162 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 4461 円 (1 万口当たりの純資産額 14, 461 円)	1 口当たり純資産額 1. 5738 円 (1 万口当たりの純資産額 15, 738 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (627, 981 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (3, 164, 113, 742 円)、収益調整金 (12, 533, 247, 990 円)、および分配準備積立金 (1, 388, 009, 425 円) より、分配対象収益は 17, 085, 999, 138 円 (1 万口当たり 5, 158. 90 円) であります、分配を行っており	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3, 234, 147 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4, 069, 106, 308 円)、収益調整金 (14, 027, 437, 044 円)、および分配準備積立金 (3, 716, 925, 164 円) より、分配対象収益は 21, 816, 702, 663 円 (1 万口当たり 6, 342. 88 円) であります、分配を行っており

	ません。	ません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,429,685,741 円
親投資信託受益証券	20,502 円
合計	3,429,706,243 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,292,006,012 円
親投資信託受益証券	225,526 円
合計	4,292,231,538 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	23,771,542,782 円	33,119,482,128 円
期中追加設定元本額	11,316,944,736 円	8,222,606,074 円
期中一部解約元本額	1,969,005,390 円	6,946,513,040 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドイチェ／F O F s 用欧州債F (適格機関投資家限定)	31,867,465,038	53,291,961,783	
	投資信託受益証券 小計		53,291,961,783	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	68,341,252	69,591,896	
	親投資信託受益証券 小計		69,591,896	
合 計			53,361,553,679	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・新興国債の2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・新興国債の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・新興国債】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,350,617	5,770,568
コール・ローン	612,253,974	742,187,063
投資信託受益証券	34,776,190,735	46,422,891,960
親投資信託受益証券	55,782,394	55,963,755
流動資産合計	35,449,577,720	47,226,813,346
資産合計	35,449,577,720	47,226,813,346
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,944,869	29,949,496
未払受託者報酬	5,503,087	6,804,113
未払委託者報酬	33,018,775	40,824,931
その他未払費用	1,146,182	1,313,549
流動負債合計	46,612,913	78,892,089
負債合計	46,612,913	78,892,089
純資産の部		
元本等		
元本	14,141,526,424	16,881,000,175
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	21,261,438,383	30,266,921,082
(分配準備積立金)	5,615,063,666	9,306,077,459
元本等合計	35,402,964,807	47,147,921,257
純資産合計	35,402,964,807	47,147,921,257
負債純資産合計	35,449,577,720	47,226,813,346

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	365,866	2,433,533
有価証券売買等損益	3,079,167,496	4,519,865,410
その他収益	-	732,421
営業収益合計	3,079,533,362	4,523,031,364
営業費用		
支払利息	54,881	-
受託者報酬	9,727,287	13,220,122
委託者報酬	62,747,255	79,321,236
その他費用	1,152,913	1,313,549
営業費用合計	73,682,336	93,854,907
営業利益又は営業損失 (△)	3,005,851,026	4,429,176,457
経常利益又は経常損失 (△)	3,005,851,026	4,429,176,457
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,005,851,026	4,429,176,457
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	197,746,257	174,570,066
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	12,699,890,501	21,261,438,383
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,008,468,848	7,221,628,298
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,008,468,848	7,221,628,298
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,255,025,735	2,470,751,990
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,255,025,735	2,470,751,990
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	21,261,438,383	30,266,921,082

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	14, 141, 526, 424 口	16, 881, 000, 175 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2. 5035 円 (1 万口当たりの純資産額 25, 035 円)	1 口当たり純資産額 2. 7930 円 (1 万口当たりの純資産額 27, 930 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (485, 903 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2, 807, 618, 866 円)、収益調整金 (15, 646, 374, 717 円)、および分配準備積立金 (2, 806, 958, 897 円) より、分配対象収益は 21, 261, 438, 383 円 (1 万口当たり 15, 034. 75 円) ですが、分配を行ってお	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3, 294, 425 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4, 251, 311, 966 円)、収益調整金 (20, 960, 843, 623 円)、および分配準備積立金 (5, 051, 471, 068 円) より、分配対象収益は 30, 266, 921, 082 円 (1 万口当たり 17, 929. 58 円) ですが、分配を行ってお

	りません。	りません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,991,286,709 円
親投資信託受益証券	16,488 円
合計	2,991,303,197 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,452,252,041 円
親投資信託受益証券	181,361 円
合計	4,452,433,402 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	10,319,691,147 円	14,141,526,424 円
期中追加設定元本額	4,821,717,706 円	4,365,557,726 円
期中一部解約元本額	999,882,429 円	1,626,083,975 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	F O F s 用新興国債 F (適格機関投資家限定)	15,219,622,307	46,422,891,960	
	投資信託受益証券 小計		46,422,891,960	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	54,958,024	55,963,755	
	親投資信託受益証券 小計		55,963,755	
合 計			46,478,855,715	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・JーREITの2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・JーREITの2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・J－REIT】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,153,884	4,916,657
コール・ローン	475,315,600	632,360,438
投資信託受益証券	26,333,597,314	34,168,185,707
親投資信託受益証券	999,015	1,002,263
流動資産合計	26,814,065,813	34,806,465,065
資産合計	26,814,065,813	34,806,465,065
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,920,914	29,129,375
未払受託者報酬	4,043,177	5,410,474
未払委託者報酬	24,259,308	32,463,068
その他未払費用	1,004,472	1,480,304
流動負債合計	37,227,871	68,483,221
負債合計	37,227,871	68,483,221
純資産の部		
元本等		
元本	15,903,184,131	17,951,145,904
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,873,653,811	16,786,835,940
（分配準備積立金）	1,970,298,200	5,660,473,313
元本等合計	26,776,837,942	34,737,981,844
純資産合計	26,776,837,942	34,737,981,844
負債純資産合計	26,814,065,813	34,806,465,065

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	286,912	1,952,839
有価証券売買等損益	△238,874,942	4,791,607,801
営業収益合計	△238,588,030	4,793,560,640
営業費用		
支払利息	44,505	-
受託者報酬	7,110,045	9,869,784
委託者報酬	45,990,731	59,219,127
その他費用	1,009,802	1,480,304
営業費用合計	54,155,083	70,569,215
営業利益又は営業損失（△）	△292,743,113	4,722,991,425
経常利益又は経常損失（△）	△292,743,113	4,722,991,425
当期純利益又は当期純損失（△）	△292,743,113	4,722,991,425
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△35,704,709	342,846,500
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,547,422,346	10,873,653,811
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,158,992,639	3,084,972,679
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,158,992,639	3,084,972,679
剰余金減少額又は欠損金増加額	575,722,770	1,551,935,475
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	575,722,770	1,551,935,475
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,873,653,811	16,786,835,940

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	15,903,184,131 口	17,951,145,904 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.6837 円 (1 万口当たりの純資産額 16,837 円)	1 口当たり純資産額 1.9351 円 (1 万口当たりの純資産額 19,351 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (14,779,681,417 円)、および分配準備積立金 (1,970,298,200 円) より、分配対象収益は 16,749,979,617 円 (1 万口当たり 10,532.47 円) ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,921,653 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (3,922,263,484 円)、収益調整金 (17,170,722,023 円)、および分配準備積立金 (1,736,288,176 円) より、分配対象収益は 22,831,195,336 円 (1 万口当たり 12,718.52 円) ですが、分配を行ってお

		りません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△238,802,910 円
親投資信託受益証券	295 円
合計	△238,802,615 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,492,092,034 円
親投資信託受益証券	3,248 円
合計	4,492,095,282 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	10,463,143,714 円	15,903,184,131 円
期中追加設定元本額	6,249,841,568 円	4,315,574,471 円
期中一部解約元本額	809,801,151 円	2,267,612,698 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMDAM／FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	23,923,950,222	34,168,185,707	
	投資信託受益証券 小計		34,168,185,707	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984,252	1,002,263	
	親投資信託受益証券 小計		1,002,263	
合 計			34,169,187,970	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・G－REITの2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・G－REITの2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・G-R E I T】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,832,831	8,541,758
コール・ローン	896,285,738	1,098,606,264
投資信託受益証券	56,920,659,260	60,494,895,414
親投資信託受益証券	94,413,435	94,720,395
流動資産合計	57,919,191,264	61,696,763,831
資産合計	57,919,191,264	61,696,763,831
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,166,408	41,390,677
未払受託者報酬	8,348,007	9,002,300
未払委託者報酬	50,088,311	54,013,989
その他未払費用	1,350,491	1,475,915
流動負債合計	70,953,217	105,882,881
負債合計	70,953,217	105,882,881
純資産の部		
元本等		
元本	29,014,240,315	31,087,874,641
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	28,833,997,732	30,503,006,309
(分配準備積立金)	14,056,234,967	11,154,090,133
元本等合計	57,848,238,047	61,590,880,950
純資産合計	57,848,238,047	61,590,880,950
負債純資産合計	57,919,191,264	61,696,763,831

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	516,335	3,783,155
有価証券売買等損益	10,473,978,160	△348,707,618
営業収益合計	10,474,494,495	△344,924,463
営業費用		
支払利息	78,853	-
受託者報酬	14,683,462	19,053,621
委託者報酬	94,545,851	114,322,165
その他費用	1,360,046	1,475,915
営業費用合計	110,668,212	134,851,701
営業利益又は営業損失 (△)	10,363,826,283	△479,776,164
経常利益又は経常損失 (△)	10,363,826,283	△479,776,164
当期純利益又は当期純損失 (△)	10,363,826,283	△479,776,164
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	396,872,827	△289,431,627
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	12,529,475,605	28,833,997,732
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,639,343,371	8,670,773,594
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,639,343,371	8,670,773,594
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,301,774,700	6,811,420,480
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,301,774,700	6,811,420,480
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	28,833,997,732	30,503,006,309

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	29, 014, 240, 315 口	31, 087, 874, 641 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 9938 円 (1 万口当たりの純資産額 19, 938 円)	1 口当たり純資産額 1. 9812 円 (1 万口当たりの純資産額 19, 812 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (746, 782 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (9, 966, 206, 674 円)、収益調整金 (21, 243, 282, 019 円)、および分配準備積立金 (4, 089, 281, 511 円) より、分配対象収益は 35, 299, 516, 986 円 (1 万口当たり 12, 166. 27 円) ですが、分配を行ってお	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (26, 668, 329, 834 円)、および分配準備積立金 (11, 154, 090, 133 円) より、分配対象収益は 37, 822, 419, 967 円 (1 万口当たり 12, 166. 29 円) ですが、分配を行っておりません。

	りません。	

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,305,005,482 円
親投資信託受益証券	27,906 円
合計	10,305,033,388 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△89,109,780 円
親投資信託受益証券	306,960 円
合計	△88,802,820 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	21,511,342,155 円	29,014,240,315 円
期中追加設定元本額	9,655,506,972 円	8,919,010,840 円
期中一部解約元本額	2,152,608,812 円	6,845,376,514 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	大和住銀／プリンシパルF O F s 用外国リートF (適格機関投資家限定)	30,590,056,338	60,494,895,414	
	投資信託受益証券 小計		60,494,895,414	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	93,018,163	94,720,395	
	親投資信託受益証券 小計		94,720,395	
合 計			60,589,615,809	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・コモディティの2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・コモディティの2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・コモディティ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2, 119, 899	2, 316, 554
コール・ローン	242, 573, 200	297, 945, 791
投資信託受益証券	13, 568, 518, 962	18, 358, 128, 722
親投資信託受益証券	31, 345, 288	31, 447, 199
流動資産合計	13, 844, 557, 349	18, 689, 838, 266
資産合計	13, 844, 557, 349	18, 689, 838, 266
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3, 865, 297	22, 050, 552
未払受託者報酬	2, 254, 391	2, 622, 366
未払委託者報酬	13, 526, 585	15, 734, 391
その他未払費用	723, 642	776, 455
流動負債合計	20, 369, 915	41, 183, 764
負債合計	20, 369, 915	41, 183, 764
純資産の部		
元本等		
元本	18, 970, 585, 962	23, 431, 257, 216
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△5, 146, 398, 528	△4, 782, 602, 714
(分配準備積立金)	2, 483, 512, 534	2, 690, 659, 764
元本等合計	13, 824, 187, 434	18, 648, 654, 502
純資産合計	13, 824, 187, 434	18, 648, 654, 502
負債純資産合計	13, 844, 557, 349	18, 689, 838, 266

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	151,713	983,725
有価証券売買等損益	△690,525,649	1,399,397,363
営業収益合計	△690,373,936	1,400,381,088
営業費用		
支払利息	22,583	-
受託者報酬	3,944,300	5,177,534
委託者報酬	25,523,986	31,065,614
その他費用	726,360	776,455
営業費用合計	30,217,229	37,019,603
営業利益又は営業損失（△）	△720,591,165	1,363,361,485
経常利益又は経常損失（△）	△720,591,165	1,363,361,485
当期純利益又は当期純損失（△）	△720,591,165	1,363,361,485
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,907,511	173,831,546
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,057,952,302	△5,146,398,528
剰余金増加額又は欠損金減少額	232,437,802	698,753,460
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	232,437,802	698,753,460
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,608,200,374	1,524,487,585
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,608,200,374	1,524,487,585
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,146,398,528	△4,782,602,714

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	18,970,585,962 口	23,431,257,216 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 5,146,398,528 円	元本の欠損 4,782,602,714 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.7287 円 (1 万口当たりの純資産額 7,287 円)	1 口当たり純資産額 0.7959 円 (1 万口当たりの純資産額 7,959 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,051,242 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (510,771,863 円)、収

	(3,682,005,273 円)、および分配準備積立金 (2,483,512,534 円) より、分配対象収益は 6,165,517,807 円 (1 万口当たり 3,250.04 円) ですが、分配を行っておりません。	益調整金 (5,436,535,327 円)、および分配準備積立金 (2,178,836,659 円) より、分配対象収益は 8,127,195,091 円 (1 万口当たり 3,468.53 円) ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△688,560,509 円
親投資信託受益証券	9,264 円
合計	△688,551,245 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,278,277,522 円
親投資信託受益証券	101,911 円
合計	1,278,379,433 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	13,098,220,953 円	18,970,585,962 円
期中追加設定元本額	6,862,117,635 円	7,104,145,988 円
期中一部解約元本額	989,752,626 円	2,643,474,734 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	パインブリッジ／F O F s 用コモディティ F (適格機関投資家限定)	22,819,302,327	18,358,128,722	
	投資信託受益証券 小計		18,358,128,722	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	30,882,058	31,447,199	
	親投資信託受益証券 小計		31,447,199	
合 計			18,389,575,921	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMB Cファンドラップ・ヘッジファンドの2024年9月26日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMB Cファンドラップ・ヘッジファンドの2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,585,617	20,128,139
コール・ローン	2,241,119,279	2,588,799,684
投資信託受益証券	143,968,393,248	172,933,691,833
親投資信託受益証券	315,885,142	316,912,158
流動資産合計	146,544,983,286	175,859,531,814
資産合計	146,544,983,286	175,859,531,814
負債の部		
流動負債		
未払解約金	97,799,506	149,689,515
未払受託者報酬	22,459,355	26,853,708
未払委託者報酬	134,756,380	161,122,480
その他未払費用	1,671,888	1,671,700
流動負債合計	256,687,129	339,337,403
負債合計	256,687,129	339,337,403
純資産の部		
元本等		
元本	144,205,496,533	171,753,884,273
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,082,799,624	3,766,310,138
（分配準備積立金）	2,598,985,416	3,622,074,456
元本等合計	146,288,296,157	175,520,194,411
純資産合計	146,288,296,157	175,520,194,411
負債純資産合計	146,544,983,286	175,859,531,814

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期 自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
営業収益		
受取利息	1,359,291	8,122,530
有価証券売買等損益	3,311,708,608	1,592,125,894
営業収益合計	3,313,067,899	1,600,248,424
営業費用		
支払利息	222,184	-
受託者報酬	40,140,369	51,615,931
委託者報酬	260,130,333	309,696,036
その他費用	1,698,660	1,671,700
営業費用合計	302,191,546	362,983,667
営業利益又は営業損失（△）	3,010,876,353	1,237,264,757
経常利益又は経常損失（△）	3,010,876,353	1,237,264,757
当期純利益又は当期純損失（△）	3,010,876,353	1,237,264,757
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	30,291,396	2,061,624
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△793,341,716	2,082,799,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,483,931	637,139,258
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,483,931	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	637,139,258
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,927,548	188,831,877
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	188,831,877
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,927,548	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,082,799,624	3,766,310,138

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 19 期
	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	(2024 年 9 月 25 日現在)	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	144, 205, 496, 533 口	171, 753, 884, 273 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 0144 円 (1 万口当たりの純資産額 10, 144 円)	1 口当たり純資産額 1. 0219 円 (1 万口当たりの純資産額 10, 219 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 18 期	第 19 期
	自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1, 998, 394 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2, 376, 841, 366 円)、収益調整金 (9, 584, 173, 860 円)、および分配準備積立金 (220, 145, 656 円) より、分配対象収益は 12, 183, 159, 276 円 (1 万口当たり 844. 85 円) ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7, 188, 427 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (1, 228, 014, 706 円)、収益調整金 (12, 123, 721, 030 円)、および分配準備積立金 (2, 386, 871, 323 円) より、分配対象収益は 15, 745, 795, 486 円 (1 万口当たり 916. 77 円) ですが、分配を行っておりま

		せん。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 18 期（自 2023 年 9 月 26 日 至 2024 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,308,935,511 円
親投資信託受益証券	93,365 円
合計	3,309,028,876 円

第 19 期（自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,550,173,318 円
親投資信託受益証券	1,027,016 円
合計	1,551,200,334 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 19 期 自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 18 期 (2024 年 9 月 25 日現在)	第 19 期 (2025 年 9 月 25 日現在)
期首元本額	104,347,543,397 円	144,205,496,533 円
期中追加設定元本額	49,840,970,859 円	40,714,127,088 円
期中一部解約元本額	9,983,017,723 円	13,165,739,348 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益 証券	SOMPO／FOFs 用日本株MN (適格機関投資家限定)	66,003,224,703	60,274,144,798	
	ノムラFOFs 用・日本株IPストラ テジー・ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	52,271,862,898	52,031,412,328	
	SMDAM／FOFs 用日本グロース 株MN (適格機関投資家限定)	50,159,787,133	60,628,134,707	
	投資信託受益証券 小計		172,933,691,833	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーフ ァンド	311,216,889	316,912,158	
	親投資信託受益証券 小計		316,912,158	
合 計			173,250,603,991	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「SMB Cファンドラップ・日本バリュー株」、「SMB Cファンドラップ・日本グロース株」、「SMB Cファンドラップ・日本中小型株」、「SMB Cファンドラップ・米国株」、「SMB Cファンドラップ・欧州株」、「SMB Cファンドラップ・新興国株」、「SMB Cファンドラップ・日本債」、「SMB Cファンドラップ・米国債」、「SMB Cファンドラップ・欧州債」、「SMB Cファンドラップ・新興国債」、「SMB Cファンドラップ・J-REIT」、「SMB Cファンドラップ・G-REIT」、「SMB Cファンドラップ・コモディティ」および「SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年9月25日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	8,722,666
コール・ローン	1,121,873,992
国債証券	4,097,325,500
特殊債券	199,961,000
未収利息	270,720
流動資産合計	5,428,153,878
資産合計	5,428,153,878
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	5,330,857,136
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	97,296,742
元本等合計	5,428,153,878
純資産合計	5,428,153,878
負債純資産合計	5,428,153,878

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評

価方法	価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	5, 330, 857, 136 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0183 円 (1 万口当たりの純資産額 10, 183 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 9 月 26 日 至 2025 年 9 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク

	があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 9 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 9 月 26 日
至 2025 年 9 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 9 月 25 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,306,929,277 円
同期中における追加設定元本額	6,794,551,263 円
同期中における一部解約元本額	6,770,623,404 円
2025 年 9 月 25 日現在の元本の内訳	
SMBC ファンドラップ・日本バリュー株	984,252 円
SMBC ファンドラップ・J-REIT	984,252 円
SMBC ファンドラップ・G-REIT	93,018,163 円
SMBC ファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889 円
SMBC ファンドラップ・米国株	984,543 円
SMBC ファンドラップ・欧州株	89,718,432 円
SMBC ファンドラップ・新興国株	61,111,034 円
SMBC ファンドラップ・コモディティ	30,882,058 円
SMBC ファンドラップ・米国債	136,874,567 円
SMBC ファンドラップ・欧州債	68,341,252 円
SMBC ファンドラップ・新興国債	54,958,024 円
SMBC ファンドラップ・日本グロース株	167,596,581 円
SMBC ファンドラップ・日本中小型株	27,029,827 円
SMBC ファンドラップ・日本債	964,891,078 円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889 円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760 円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887 円
日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース	9,783 円
日本株 225・米ドルコース	49,237 円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581 円
スマート・ストラテジー・ファンド（年 2 回決算型）	4,566,053 円
カナダ高配当株ツイン α（毎月分配型）	433,260 円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696 円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696 円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696 円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド 2030	27,486 円
米国分散投資戦略ファンド（1 倍コース）	547,047,308 円
米国分散投資戦略ファンド（3 倍コース）	342,438,733 円
米国分散投資戦略ファンド（5 倍コース）	445,153 円

グローバルD X関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276 円
グローバルD X関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504 円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697 円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697 円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697 円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697 円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697 円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697 円
トータルヘッジ用ファンドSMT 1号＜適格機関投資家限定＞	1,113,669,480 円
トータルヘッジ用ファンドSMT 2号＜適格機関投資家限定＞	88,426,017 円
トータルヘッジ用ファンドSMT 3号＜適格機関投資家限定＞	1,208,014,143 円
合 計	5,330,857,136 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 2 9 8 国庫短期証券	400,000,000	399,930,800	
	1 3 1 5 国庫短期証券	500,000,000	499,981,500	
	1 3 2 1 国庫短期証券	500,000,000	499,808,500	
	1 3 2 5 国庫短期証券	1,000,000,000	999,337,000	
	1 3 3 1 国庫短期証券	1,700,000,000	1,698,267,700	
	国債証券 小計		4,097,325,500	
特殊債券	2 5 8 政保道路機構	200,000,000	199,961,000	
	特殊債券 小計		199,961,000	
合 計			4,297,286,500	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

SMB C ファンドラップ・日本バリュー株

	2025 年 9 月 30 日現在
I 資産総額	323,684,719,739 円
II 負債総額	293,371,943 円
III 純資産総額 (I - II)	323,391,347,796 円
IV 発行済口数	86,807,677,214 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	3.7254 円 (37,254 円)

SMB C ファンドラップ・日本グロース株

	2025 年 9 月 30 日現在
I 資産総額	126,322,179,645 円
II 負債総額	113,815,883 円
III 純資産総額 (I - II)	126,208,363,762 円
IV 発行済口数	89,999,083,176 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.4023 円 (14,023 円)

SMB C ファンドラップ・日本中小型株

	2025 年 9 月 30 日現在
I 資産総額	57,901,634,444 円
II 負債総額	51,346,791 円
III 純資産総額 (I - II)	57,850,287,653 円
IV 発行済口数	19,750,735,799 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	2.9290 円 (29,290 円)

SMB C ファンドラップ・米国株

	2025 年 9 月 30 日現在
I 資産総額	275,367,460,409 円
II 負債総額	184,629,423 円
III 純資産総額 (I - II)	275,182,830,986 円
IV 発行済口数	40,313,886,616 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	6.8260 円

(1 万口当たり純資産額)	(68,260 円)

SMB C ファンドラップ・欧州株

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	80,434,804,708 円
II 負債総額	53,891,340 円
III 純資産総額 (I - II)	80,380,913,368 円
IV 発行済口数	32,302,613,235 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	2.4884 円
(1 万口当たり純資産額)	(24,884 円)

SMB C ファンドラップ・新興国株

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	65,355,657,387 円
II 負債総額	173,025,630 円
III 純資産総額 (I - II)	65,182,631,757 円
IV 発行済口数	31,070,425,644 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	2.0979 円
(1 万口当たり純資産額)	(20,979 円)

SMB C ファンドラップ・日本債

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	410,613,387,219 円
II 負債総額	451,852,605 円
III 純資産総額 (I - II)	410,161,534,614 円
IV 発行済口数	397,180,870,914 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1.0327 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,327 円)

SMB C ファンドラップ・米国債

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	152,120,499,096 円
II 負債総額	115,139,102 円
III 純資産総額 (I - II)	152,005,359,994 円
IV 発行済口数	88,585,629,657 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1.7159 円
(1 万口当たり純資産額)	(17,159 円)

SMB C ファンドラップ・欧州債

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	54,408,606,434 円
II 負債総額	40,552,139 円
III 純資産総額 (I - II)	54,368,054,295 円
IV 発行済口数	34,482,820,179 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.5767 円 (15,767 円)

SMB C ファンドラップ・新興国債

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	47,632,724,034 円
II 負債総額	32,175,325 円
III 純資産総額 (I - II)	47,600,548,709 円
IV 発行済口数	16,927,319,344 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	2.8121 円 (28,121 円)

SMB C ファンドラップ・J - R E I T

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	34,573,245,776 円
II 負債総額	31,374,333 円
III 純資産総額 (I - II)	34,541,871,443 円
IV 発行済口数	18,001,382,121 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.9188 円 (19,188 円)

SMB C ファンドラップ・G - R E I T

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	62,024,474,212 円
II 負債総額	41,928,470 円
III 純資産総額 (I - II)	61,982,545,742 円
IV 発行済口数	31,173,574,086 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.9883 円 (19,883 円)

SMB C ファンドラップ・コモディティ

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	19,092,362,279 円
II 負債総額	16,223,954 円
III 純資産総額 (I - II)	19,076,138,325 円
IV 発行済口数	23,492,329,408 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV) (1万口当たり純資産額)	0.8120 円 (8,120 円)

SMB Cファンドラップ・ヘッジファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	176,122,266,264 円
II 負債総額	199,413,853 円
III 純資産総額 (I - II)	175,922,852,411 円
IV 発行済口数	172,079,715,211 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV) (1万口当たり純資産額)	1.0223 円 (10,223 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年9月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

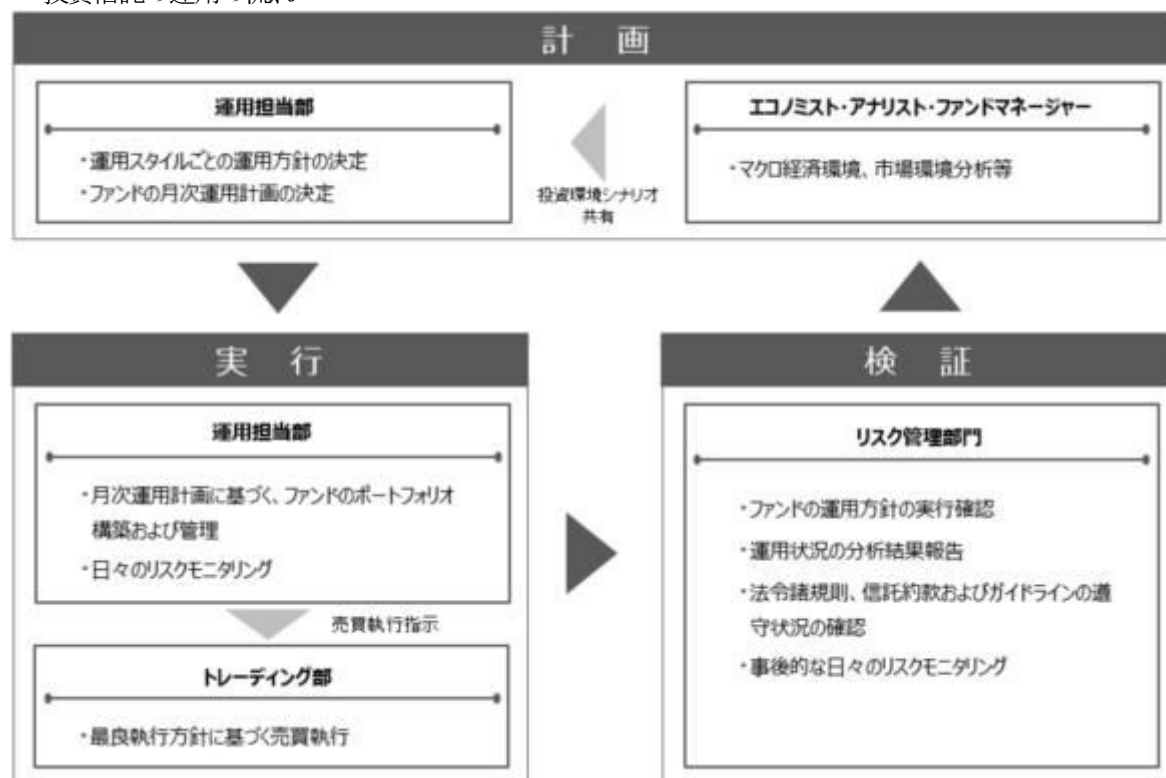
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025 年 9 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	652	14, 535, 591
単位型株式投資信託	68	617, 998
追加型公社債投資信託	1	23, 276
単位型公社債投資信託	119	175, 000
合 計	840	15, 351, 866

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 13 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	—千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	—千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,161,545	1,129,463
1 年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について 3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について 3,191 千円（その他有価証券 3,191 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMEC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売 却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,993,505	銀行業	—	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の 子会社	SMBC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	—	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010,501	銀行業 (銀行持株 会社)	—	—	子会社株式の売却(売却 価額)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1 株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
日本バリュー株

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の株式へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 **(SMBCファンドラップ・日本バリュー株 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、および第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とす

る受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ <削除>
- ④ <削除>
- ⑤ <削除>
- ⑥ <削除>
- ⑦ <削除>

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第28条、第33条、第34条および第35条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 <削除>

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 <削除>

(信用取引の指図範囲)

第21条 <削除>

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 <削除>

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 <削除>

(金利先渡し取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 <削除>

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第25条 <削除>

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 <削除>

(公社債の空売りの指図)

第27条 <削除>

(公社債の借入の指図)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第28条の2 <削除>

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条の3 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
- す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第30条 <削除>

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として第44条第1項に規定する交付開始日および第44条第2項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名称で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付

けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）における取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- ⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第48条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則2 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則3 <削除>

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

SMDAM／F0Fs 用日本バリュー株F (適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
日本グロース株

約 款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の株式へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・日本グロース株)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第 1 項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第20条、第25条、第26条および第27条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 <削除>

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入の指図)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）
に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために
必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第22条 <削除>

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取
引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をい
います。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定
し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパー
は、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または
証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登
録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保
することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認め
るときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託
財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により
分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに
する方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、
その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約
の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金
等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま
す。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に
伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済
を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを
目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることがで
きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始
日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解
約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしく
は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日
までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の

売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経

費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第40条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交

付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
委託者	大和住銀投信投資顧問株式会社

	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者	三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

ノムラF O F s 用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用)

G I MジャパンマイスターF II(適格機関投資家専用)

F O F s 用日本株式エクセレント・フォーカス(適格機関投資家専用)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
日本中小型株

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の株式へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・日本中小型株)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第20条、第25条、第26条および第27条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 <削除>

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入の指図)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信託業務の委託)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）
に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために
必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第22条 <削除>

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取
引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をい
います。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定
し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパー
は、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または
証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登
録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保
することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認め
るときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託
財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により
分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに
する方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、
その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約
の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金
等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま
す。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に
伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済
を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを
目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることがで
きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始
日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解
約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしく
は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日
までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の

売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経

費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第40条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交

付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
委託者	大和住銀投信投資顧問株式会社

	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者	三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

アモーヴァ／F0Fs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

S B I／F0F s 用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
米国株

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米国の株式へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・米国株)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と

いいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1

円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第18条の2 <削除>

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
- す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者と

の間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に

において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して

異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

ティール・ロウ・プライス／FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)

ティール・ロウ・プライス／FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)

アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

フランクリン・テンプレートン・米国大型バリュー株ファンド(適格機関投資家専用)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日
- 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日である日

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
欧州株

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として欧州の株式へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外への有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・欧州株)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第 1 項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と

いいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1

円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日か

ら当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出るにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

MFS／FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- 英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日
- 翌営業日が英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日である日

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
新興国株

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として新興国の株式へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMB C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外への有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・新興国株)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と

いいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1

円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日か

ら当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ルクセンブルグ籍外国投資法人

Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ニューヨークの銀行またはルクセンブルグの銀行の休業日および12月24日
- 翌営業日がニューヨークの銀行またはルクセンブルグの銀行の休業日および翌営業日が12月24日である日

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
日本債

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の公社債へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・日本債)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第20条、第25条、第26条および第27条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 <削除>

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入の指図)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）
に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために
必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第22条 <削除>

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取
引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をい
います。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定
し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパー
は、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または
証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登
録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保
することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認め
るときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託
財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により
分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに
する方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、
その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約
の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金
等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま
す。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に
伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済
を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを
目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることがで
きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始
日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解
約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしく
は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日
までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の

売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

・毎月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値）に応じて以下の通りの料率を翌月の第1営業日の計上分より適用するものとし、2023年12月においては2023年12月22日から適用するものとします。

新発10年国債利回りが1.0%未満の場合 年10,000分の14

新発10年国債利回りが1.0%以上の場合 年10,000分の21

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等

収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項は除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第40条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその

理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めめます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

三井住友／FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
米国債

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として米国通貨建ての公社債へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外への有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・米国債)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第 1 項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と

いいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1

円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日か

ら当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

ブラックロック／F0Fs用米国債F(適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日またはその他米国債券市場の休業日
- 翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日またはその他米国債券市場の休業日

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
欧州債

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として欧州通貨建ての公社債へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外への有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・欧州債)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第 1 項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」と

いいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1

円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
- す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日か

ら当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

ドイチェ／FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ロンドンの銀行の休業日
- 翌営業日がロンドンの銀行の休業日である日

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
新興国債

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として新興国の公社債へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外への有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・新興国債)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第 1 項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と

いいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1

円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目か

ら当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)

バミューダ籍円建外国投資信託証券

ピムコ バミューダ トラスト II - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日である日

追加型投資信託

S M B C ファンドラップ・
J - R E I T

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

※わが国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主としてJ-REITへ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券（J-REITを除きます。本項において同じ。）への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・J-REIT)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの。

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を

除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第21条において同じ。）、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第20条、第25条、第26条および第27条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 <削除>

(公社債の借入の指図)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条の2 同一銘柄の投資信託証券（わが国の不動産投資信託証券（わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。）を除きます。本項において同じ。）への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者

の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第22条 <削除>

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることがで

きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第40条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、

書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとし
ます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲
載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じ
た場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定
めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託
者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権
利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読
み替えるものとします。

附則2 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるもの
とし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつ
ど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に
規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の
受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整され
るものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
委託者	大和住銀投信投資顧問株式会社

	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者	三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

SMDAM／FOFs 用 J－REIT（適格機関投資家限定）

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

追加型投資信託

S M B C ファンドラップ・
G - R E I T

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

※世界各国の金融商品取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国のREITへ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外への有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがロックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運

用を行います。

追加型証券投資信託

(SMBCファンドラップ・G-REIT)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則

としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金

融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②＜削除＞

（信託業務の委託等）

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま

- す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第24条 ＜削除＞

（混蔵寄託）

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

④⑤<削除>

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。

- ⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第 16 条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

大和住銀／プリンシパル FOFs 用外国リート F (適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第 16 条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第 12 条および第 40 条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨーク証券取引所の休業日である日

追加型証券投資信託

S M B C ファンドラップ・
コモディティ

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として商品指数連動債へ投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。
- ② 投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外への有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・コモディティ)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と

いいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1

円とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
- す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日か

ら当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

パインブリッジ／F0Fs用コモディティF(適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
- Bloomberg Commodity Index(以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。)の算出・公表されない日
- 翌営業日がニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日である日
- 翌営業日がブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日である日

追加型証券投資信託

S M B Cファンドラップ・
ヘッジファンド

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として投資信託証券を主要投資対象とします。
- ② 投資する投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指して運用を行うものとします。
- ③ 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から行います。指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。
- ④ 指定投資信託証券の選定、追加または入れ替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- ⑤ 指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがロックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 (SMBCファンドラップ・ヘッジファンド)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」と

いいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円

とします。

- ⑥ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第20条、第22条、第27条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条 <削除>

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入の指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま
- す。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができま

す。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年9月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了

のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日か

ら当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あ

あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年2月20日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号 大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

追加型証券投資信託

SOMPO／FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)

ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)

SMDAM／FOFs用日本グロース株MN(適格機関投資家限定)

II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

III 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- 現時点で該当なし